



Gibraltar
ジブラルタ生命

書面識別コード

02202557

2025年6月版

教職員の皆さま用

重要なお知らせ

重要事項説明書

当書面は、契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）およびご契約のお申し込みに際してご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

重要なお知らせ（重要事項説明書）の内容

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）

契約締結前交付書面は、ご契約のお申し込みに際しての重要な事項を「**契約概要**」および「**注意喚起情報**」に分類のうえ記載しています。

契約概要

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、
特にご確認いただきたい事項を記載しています。

商品ごとのページ

特約のページ

別表のページ

に分かれて※います。

※新教弘米国ドル建個人年金保険と積立利率更改型一時払終身保険（23）を除く

注意喚起情報

ご契約のお申し込みに際して
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

商品ごとのページ

共通のページ

に分かれています。



**あわせて「ご契約のしおり・約款」や
申込書等をご確認ください。**

契約締結前交付書面に記載されている、お支払事由および制限事項の詳細やご契約に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しています。お申し込みの商品の普通保険約款および特約条項（特約付加の場合）が契約内容となります。お客さまの申込内容については、申込書等でご確認ください。



Myページご利用の案内

ご契約成立後、お申し込み時に登録されたメールアドレスへMyページをご利用いただくための案内をお送りいたします。
登録手続きを行っていただくと、ご契約内容の照会、各種手続き依頼や重要情報のお知らせメールサービス、オンライン医療サポート「LIFE Well」など便利な機能をお使いいただけます。



<https://www.gib-life.co.jp/st/mypage/>

教弘用 保険種類	ご利用目的	契約概要			注意喚起情報	
		商品ごと	特約	別表	商品ごと	共通
☐ 教弘保険(新教弘保険A型)	死亡・高度障害保障をお考えの教職員の皆さま方に。	4	56	—	69・79	82
☐ 教弘保険(新教弘保険B型)	死亡・高度障害保障とあわせ、災害関係の保障をお考えの教職員の皆さま方に。	5				
☐ 教弘保険(新教弘保険K型)	新教弘保険の保険期間満了以降も死亡・高度障害保障の継続をお考えの教職員の皆さま方に。	6				
☐ 教弘保険(ユース教弘保険)	死亡・高度障害時の保障と災害による死亡・高度障害時の保障を希望される34歳以下の教職員の皆さま方に。	7				
☐ 新教弘介護保障付終身保険	「万が一のとき」「介護が必要になったとき」に備え、一生継続介護保障を希望される教職員の皆さま方に。	8				
☐ 新教弘医療保険α、ファミリー教弘医療保険α(シンプルタイプ)	医療全般の保障を希望される教職員・教職員のご家族(配偶者・お子さま)の皆さま方に。	10	64	67	—	82
☐ 新教弘医療保険α、ファミリー教弘医療保険α	医療全般の保障を希望される教職員・教職員のご家族(配偶者・お子さま)の皆さま方に。3大生活習慣病による長期入院にも備えられる保険です。	12				
☐ 新教弘医療保険α、ファミリー教弘医療保険α(シンプル・初期加算タイプ)	医療全般の保障を希望される教職員・教職員のご家族(配偶者・お子さま)の皆さま方に。入院初期の固定費用をカバーできる保険です。	14				
☐ 新教弘医療保険α、ファミリー教弘医療保険α(初期加算タイプ)	医療全般の保障を希望される教職員・教職員のご家族(配偶者・お子さま)の皆さま方に。入院初期の固定費用をカバーし、3大生活習慣病による長期入院にも備えられる保険です。	16				
☐ 新教弘米国ドル建個人年金保険	将来に備え、「米国ドル」で運用し老後の生活資金準備の実現をお考えの教職員の皆さま方に。	18	19		70~71	

円建保険 保険種類	ご利用目的	契約概要			注意喚起情報	
		商品ごと	特約	別表	商品ごと	共通
☐ 終身保険	一生涯の死亡保障を希望される方に。家族のため、ご自身のために一生継続保障を準備いただける保険です。	20	56	—	69・79	82
☐ 平準定期保険	必要な一定期間、万一の場合の保障を希望される方に。	21				
☐ 高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)	毎月決まった年金でご自身やご家族の生活保障をお考えの方に。	22				
☐ 就労不能障害介護保障型家族収入保険(無解約返戻金型)	様々な理由で働けなくなったときの、ご自身やご家族の生活保障を希望される方に。	23				
☐ 介護保障付終身保険(低解約返戻金型)	一生涯の死亡保障に加え、介護保障を希望される方に。低解約返戻金型のため保険料が割安です。	26				
☐ 低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険	三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に対する一生涯の保障を希望される方に。低解約返戻金特則付のため保険料が割安です。	27	64	66~68	70~78	82
☐ 変額保険(有期型)	一定期間の死亡保障を確保しながら、資産形成されたい方に。	28				
☐ 医療保険(基本タイプ)	医療全般の保障を希望される方に。	32				
☐ 医療保険(3大生活習慣病無制限タイプ)	医療全般の保障を希望される方に。3大生活習慣病による長期入院にも備えられる保険です。	34	—	—	—	—
☐ 医療保険(初期加算タイプ)	医療全般の保障を希望される方に。入院初期の固定費用をカバーできる保険です。	36				
☐ 医療保険(3大生活習慣病無制限・初期加算タイプ)	医療全般の保障を希望される方に。入院初期の固定費用をカバーし、3大生活習慣病による長期入院にも備えられる保険です。	38				

外貨建保険 保険種類	ご利用目的	契約概要			注意喚起情報	
		商品ごと	特約	別表	商品ごと	共通
☐ 米国ドル建終身保険	「米国ドル」による一生涯の死亡保障を希望される方に。	40	56	—	70	69・79
☐ ドリーム・ゲート	お子さまの教育資金準備のため、「米国ドル」による一生涯の死亡保障とともに、生存給付金のお受け取りを希望される方に。	41			71	
☐ どるフィン	「米国ドル」による一生涯の死亡保障とともに、生存給付金のお受け取りを希望される方に。	41			72	
☐ 米国ドル建リタイアメント・インカム	「米国ドル」による老後資金準備と一定期間の死亡保障を希望される方に。	42			73	
☐ 米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)	「米国ドル」による一生涯の死亡保障を希望される方に。低解約返戻金型のため保険料が割安です。	45			74	
☐ 米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)	「米国ドル」による一生涯の死亡保障や介護に対する保障を希望される方に。低解約返戻金型のため保険料が割安です。	46	64	67	75	82
☐ 米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)	「米国ドル」による三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に対する一生涯の保障を希望される方に。低解約返戻金型のため保険料が割安です。	48			76	
☐ 積立利率更改型一時払終身保険(23)	「運用通貨」の特徴を活かした資産形成と一生涯の死亡保障を希望される方に。積立利率が一定期間で更改される、積立利率更改型の一時払終身保険です。	50			77~78	

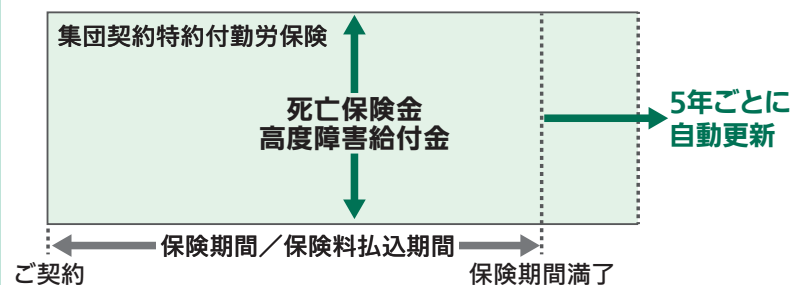
その他の重要事項(全商品共通)		
☐ 重要なお知らせ	ご契約前にご確認いただきたい事項を記載しています。	84
☐ 取引時確認について	取引時確認に関するお客さまへのお願い、ご留意いただきたいことを記載しています。	85
☐ FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)について	FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)の確認手続について記載しています。	86
☐ 新たな保険契約への乗換について	乗換に関するお客さまに不利益となる事項を記載しています。	87
☐ 保険料口座振替について①②	保険料口座振替についてご確認いただきたい事項を記載しています。	88
☐ ライフプラン・コンサルタントの情報端末による電子申込手続きに関するご案内	電子申込手続きのご案内とアクセス方法について記載しています。	92
☐ ご契約の成立までにお客さまにお渡ししている重要な書類・資料の一覧	保険商品のご提案から保険証券のお届けまでに、お客さまにお渡しする重要な書類や資料の一覧を記載しています。	93
☐ お客さまにご理解いただきたいこと	契約概要および注意喚起情報について、ご理解いただきたい事項を記載しています。	94
☐ お申し込みの際のご確認事項	お申し込みの際のご確認事項についてご確認いただきご署名をお願いいたします。	巻末
☐ 個人情報の取扱いについて(お申し込みの際のご確認事項(お客さま控)裏面)	当社が取得・利用する個人情報の取扱いについて記載しています。	
☐ 為替リスク・投資リスクやご契約にかかる費用のご説明用動画	外貨建保険にかかる為替相場の変動リスク・変額保険の特別勘定の運用にかかる投資リスク等やご契約にかかる費用について動画でご確認いただけます。	

教弘保険(新教弘保険A型)

集団契約特約付勤労保険

1 商品のしくみと特徴

イメージ



※新教弘保険は保険期間(5年)満了ごとに自動更新され、65歳まで継続します。

※新教弘保険は65歳まで継続し、新教弘保険K型(詳細は⑥)のご加入資格があるときは、新教弘保険の死亡保険金額の範囲内で死亡保障部分のみ新教弘保険K型へ加入することができます。

●この商品は、死亡・高度障害保障をご提供する教職員の皆様方のために設計された保険です。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき
高度障害給付金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。

(死亡保険金・高度障害給付金は重複してお支払しません。また、満期保険金はありません)

●保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

3 配当金

- ・この保険は有配当保険です。
- ・この保険は毎年配当金を契約者である公益財団法人日本教育公務員弘済会にお支払します。
- ・配当額は毎年の決算に応じて決定します。配当額は変動(増減)し、決算実績によっては0となる年度もあります。

4 保険金・給付金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、保険金・給付金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

⑧0 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合
をご確認ください。

5 解約返戻金

- ・解約返戻金はありません。

付加できる主な特約

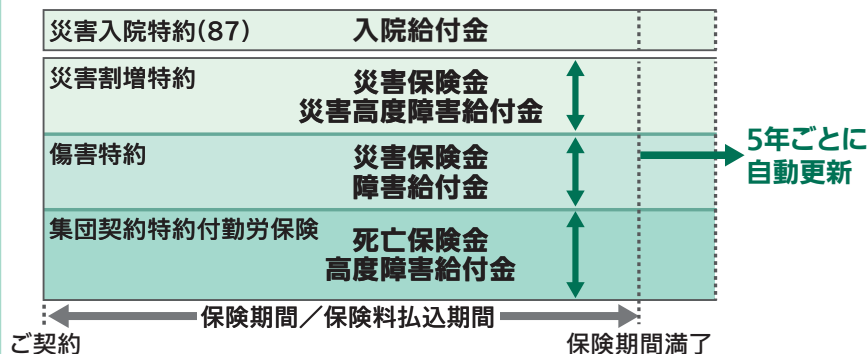
詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険証券等の電子化に関する特約

1 商品のしくみと特徴

イメージ



- ※新教弘保険は保険期間(5年)満了ごとに自動更新され、65歳まで継続します。
- ※新教弘保険は65歳まで継続し、新教弘保険K型(詳細は⑥)のご加入資格があるときは、新教弘保険の死亡保険金額の範囲内で死亡保障部分のみ新教弘保険K型へ加入することができます。
- ※新教弘保険B型の保険期間中に付加した特約のみの解約はできません。
- ※災害入院特約(87)の付加(新契約時のみ)は任意です。

- この商品は、死亡・高度障害保障に加え、災害関係の保障もご提供できる教職員の皆様方のために設計された保険です。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき
高度障害給付金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき
災害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または罹病した感染症を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき
災害高度障害給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の高度障害状態になられたとき
障害給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき
入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、5日以上継続して入院されたとき

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。
(死亡保険金・高度障害給付金、災害保険金・災害高度障害給付金は重複してお支払しません。また、満期保険金はありません)

●保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

3 配当金

- ・この保険は有配当保険です。
- ・この保険は毎年配当金を契約者である公益財団法人日本教育公務員弘済会にお支払します。
- ・配当額は毎年の決算に応じて決定します。配当額は変動(増減)し、決算実績によっては0となる年度もあります。

4 保険金・給付金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、保険金・給付金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

⑧ 注意喚起情報 の

⑤ 保険金等をお支払できない場合
をご確認ください。

5 解約返戻金

- ・解約返戻金はありません。

付加できる主な特約

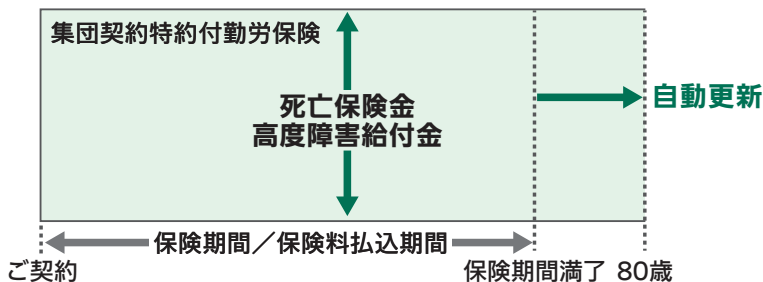
詳しくは契約概要【特約】へ

⑤⑥~⑥④

- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 災害割増特約*
- 傷害特約*
- 災害入院特約(87)
- 保険証券等の電子化に関する特約

1 商品のしくみと特徴

イメージ



※65歳時に新教弘保険から新教弘保険K型に加入し、保障を継続することができます。この契約は、保険期間5年で80歳まで自動更新されます。更新後の保険料は通常更新前の保険料より高くなります。

- この商品は、死亡・高度障害保障をご提供する教職員の皆様方のために設計された保険です。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき
高度障害給付金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。（死亡保険金・高度障害給付金は重複してお支払しません。また、満期保険金はありません）

●保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

3 配当金

- ・この保険は有配当保険です。
- ・この保険は毎年配当金を契約者である公益財団法人日本教育公務員弘済会にお支払します。
- ・配当額は毎年の決算に応じて決定します。配当額は変動（増減）し、決算実績によっては0となる年度もあります。

4 保険金・給付金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、保険金・給付金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合
をご確認ください。

5 解約返戻金

解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。

詳しくは

81 注意喚起情報 の

7 解約と解約返戻金 をご確認ください。

付加できる主な特約

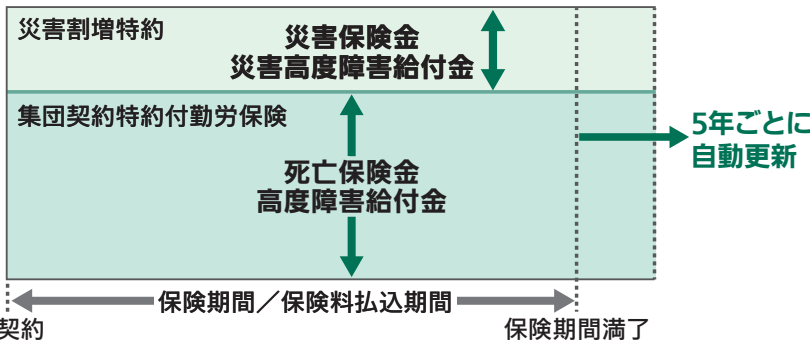
詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約

1 商品のしくみと特徴

イメージ



- ※ユース教弘保険は保険期間(5年)満了ごとに自動更新され、39歳まで継続します。更新については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ※ユース教弘保険は39歳まで継続し、新教弘保険のご加入資格があるときは、当社所定の範囲内で新教弘保険へ移行することができます。
- ※保険期間中に災害割増特約のみの解約はできません。

- この商品は、死亡・高度障害保障に加え、災害関係の保障もご提供できる教職員の皆様方のために設計された保険です。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき
高度障害給付金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき
災害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または罹病した感染症を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき
災害高度障害給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の高度障害状態になられたとき

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。
(死亡保険金・高度障害給付金、災害保険金・災害高度障害給付金は重複してお支払しません。また、満期保険金はありません)

●保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

3 配当金

- ・この保険は有配当保険です。
- ・この保険は毎年配当金を契約者である公益財団法人日本教育公務員弘済会にお支払します。
- ・配当額は毎年の決算に応じて決定します。配当額は変動(増減)し、決算実績によっては0となる年度もあります。

4 保険金・給付金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、保険金・給付金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合
をご確認ください。

5 解約返戻金

- ・解約返戻金はありません。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

- リビング・ニース特約
- 指定代理請求特約
- 災害割増特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約

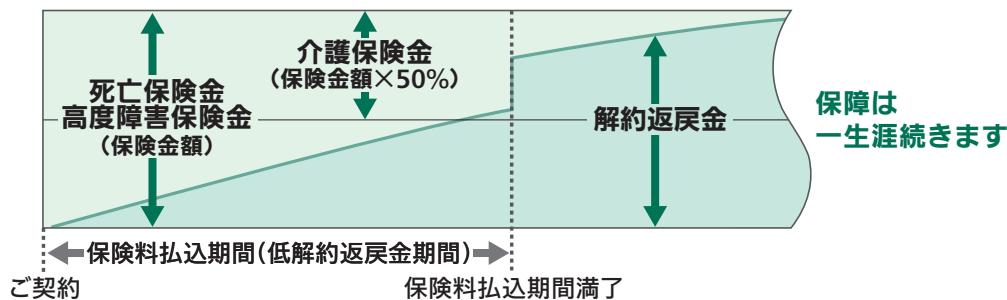
※ご契約時に必ず付加されます。

新教弘介護保障付終身保険

介護保障付終身保険（低解約返戻金型）

1 商品のしくみと特徴

イメージ



- この商品は、死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、または介護保険金のお支払事由に該当されたときの保障を生涯にわたり確保できる生命保険です。
- 公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定された場合、介護保険金をお支払します。また、被保険者が満65歳未満で、当社所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続している場合でも、介護保険金をお支払します。
- 死亡保険金・高度障害保険金は保険金額と同額、介護保険金は保険金額の50%となります。
- この商品は低解約返戻金型です。低解約返戻金期間は保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の70%に相当する金額となります。保険料払込期間（低解約返戻金期間）満了後の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額と同額になります。なお、低解約返戻金割合と低解約返戻金期間は変更できません。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金 (保険金額)	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金 (保険金額)	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき
介護保険金 (保険金額×50%)	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、以下のいずれかに該当されたとき ①被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満で、当社所定の要介護状態 ^{*1} に該当し、その状態に該当された日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ②公的介護保険制度の要介護2以上の状態 ^{*2} に該当していると認定されたとき

※お支払事由に該当し、死亡保険金・高度障害保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。また、介護保険金をお支払した場合、介護保険金と同額の保険金額が減額され、以後、死亡保険金・高度障害保険金の保障が継続します。
死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金をお支払した場合、以後の保険料の払込は免除となります。(死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金は重複してお支払しません)
※公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。
《※1・※2》
当社所定の要介護状態^{*1}・公的介護保険制度の要介護2以上の状態^{*2}については、**67**別表②をご確認ください。

- 保険料の払込免除について
つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
・被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき。
・介護保険金をお支払したとき。
- 高額割引制度について
ご契約（主契約）の保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 保険金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、保険金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合
をご確認ください。

5 解約返戻金

解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。

詳しくは

81 注意喚起情報 の

7 解約と解約返戻金 をご確認ください。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 介護前払特約（介護保険金支払後給付型）
- 介護保険金割増年金支払特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約[※]
- 保険証券等の電子化に関する特約



新教弘医療保険α シンプルタイプ ファミリー教弘医療保険α シンプルタイプ

医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)A型

1 商品のしくみと特徴

イメージ

【終身型】

- ◆災害入院給付金
- ◆疾病入院給付金
- ◆手術・放射線治療給付金
こつずい まっしょうけつかんさいぼう
- ◆骨髄・末梢血幹細胞採取給付金

ご契約

保険料払込期間※1満了

保障は
一生続きます

【定期型】

- ◆災害入院給付金
- ◆疾病入院給付金
- ◆手術・放射線治療給付金
こつずい まっしょうけつかんさいぼう
- ◆骨髄・末梢血幹細胞採取給付金

ご契約

保険期間※2満了

最長90歳まで
自動更新※2

※1 主契約の保険料払込期間を終身とすることもできます。

※2 年満期のご契約については、保険期間満了日の2週間前までに契約者(加入者)から保険契約を継続しない旨のお申し出がない限り、当社所定の範囲内で、保険期間満了日の翌日(更新日)に自動的に更新され継続します。ただし、保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超える場合には、90歳までの取り扱いになります。

*更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率に基づき新たに定めます。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

*保険期間が歳満期のご契約の場合は、更新されません。

- この商品は、ケガや病気による入院、手術または放射線治療を一生保障する終身型または一定期間を保障する定期型の医療保険です。

- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払します。

1泊2日以上継続して入院をした場合には、1日目から災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払します。

ただし、2日以上10日以下の入院をした場

合には、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。

- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払します。

- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払します。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
災害入院給付金 ※3,4,5	被保険者が責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。
疾病入院給付金 ※3,4,6,7	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。
手術・放射線治療給付金 ※8,9	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けたとき	2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合 基本入院給付金日額 × 20 上記以外で手術を受けた場合 基本入院給付金日額 × 5 放射線治療を受けた場合 基本入院給付金日額 × 10	支払回数の限度はありません。ただし、放射線治療を複数回受けた場合、手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術・放射線治療給付金をお支払しません。

給付名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	被保険者が責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けられたとき	基本入院給付金日額 × 20	骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象にはなりません。

- ※3 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払する期間に対しては、疾病入院給付金はお支払しません。
- ※4 災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。
- ※5 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払します。
- ※6 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- ※7 同一の疾病によって2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払します。ただし、最終の入院の退院日(入院日数が2日以上10日以下の場合、入院開始の日からその日を含めて10日目の日)の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ※8 同一の日に2以上の手術を受けた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。
- ※9 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの「ア～コ」の手術は手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。
ア.創傷処理、イ.皮膚切開術、ウ.デブリードマン、エ.骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、オ.抜歯手術、カ.分娩時における会陰(陰門)切開および縫合術ならびに分娩時における会陰(膣壁)裂創縫合術、キ.外耳道異物除去術、ク.鼻内異物摘出術、ケ.涙点の閉鎖術、コ.鼻腔粘膜焼灼術、下甲粘膜炎焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

●保険料の払込免除について

- つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
- 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になられたとき。
 - 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 解約返戻金

この保険は保険料払込期間中の解約返戻金がありませんが、保険期間が終身かつ保険料払込期間満了後の解約についてのみ、基本入院給付金日額の10倍を解約返戻金としてお支払します。

5 給付金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、給付金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合

をご確認ください。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

- 5大生活習慣病特約(14)
- 女性疾病入院特約(14)
- がん診断一時金特約(14)
- 先進医療特約
- 就労不能障害特約(無解約返戻金型)*
- 特定損傷特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- 指定代理請求特約
- 保険証券等の電子化に関する特約

※新教弘医療保険α シンプルタイプに付加できます。

新教弘医療保険α ファミリー教弘医療保険α

医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)(3大生活習慣病入院特則・支払限度変更特則付)A型

1 商品のしくみと特徴

イメージ

- ◆災害入院給付金
- ◆疾病入院給付金
- ◆手術・放射線治療給付金
ごっすい まっしょうけつかんさいぼう
- ◆骨髄・末梢血幹細胞採取給付金

保障は
一生続きます

ご契約

保険料払込期間※1満了

※1 主契約の保険料払込期間を終身とするタイプもあります。

- この商品は、ケガや病気による入院、手術または放射線治療を一生保障する終身型の医療保険です。
- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払します。
1泊2日以上継続して入院をした場合には、1日目から災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払します。
ただし、2日以上10日以下の入院をした場合には、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。
- 3大生活習慣病(悪性新生物、心疾患、脳血管疾患)による入院は、1入院・通算とも支払限度を無制限とします。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払します。
- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払します。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
災害入院給付金 ※2.3.4.9	被保険者が責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。
疾病入院給付金 ※2.3.5.6.9	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。 * 3大生活習慣病(悪性新生物、心疾患、脳血管疾患)による入院は、1入院限度・通算限度ともに無制限になります。
手術・放射線治療給付金 ※7.8	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたとき	2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合 基本入院給付金日額 × 20 上記以外で手術を受けた場合 基本入院給付金日額 × 5 放射線治療を受けた場合 基本入院給付金日額 × 10	支払回数の限度はありません。ただし、放射線治療を複数回受けた場合、手術・放射線治療給付金がお支払されることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術・放射線治療給付金をお支払しません。
骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	被保険者が責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けられたとき	基本入院給付金日額 × 20	骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象にはなりません。

- ※2 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払する期間に対しては、疾病入院給付金はお支払しません。
- ※3 災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。
- ※4 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払します。
- ※5 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- ※6 同一の疾病によって2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払します。ただし、最終の入院の退院日(入院日数が2日以上10日以下の場合、入院開始の日からその日を含めて10日目の日)の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

- ※7 同一の日に2以上の手術を受けた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。
- ※8 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの「ア～コ」の手術は手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。
ア. 創傷処理、イ. 皮膚切開術、ウ. デブリードマン、エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、オ. 抜歯手術、カ. 分娩時における会陰(陰門)切開および縫合術ならびに分娩時における会陰(膈壁)裂創縫合術、キ. 外耳道異物除去術、ク. 鼻内異物摘出術、ケ. 涙点の閉鎖術、コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
- ※9 教弘医療保険α、ファミリー教弘医療保険α(医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)(3大生活習慣病入院特則・支払限度変更特則付)A型)の場合、支払限度変更日以降の主契約の災害入院給付金・疾病入院給付金の1入院あたりのお支払限度は120日となります。

●保険料の払込免除について

- つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
- ・被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になられたとき。

- ・被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 解約返戻金

この保険は保険料払込期間中の解約返戻金がありませんが、保険期間が終身かつ保険料払込期間満了後の解約についてのみ、基本入院給付金日額の10倍を解約返戻金としてお支払します。

5 給付金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、給付金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合 をご確認ください。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

- 5大生活習慣病特約(14) ● 女性疾病入院特約(14) ● がん診断一時金特約(14)
- 先進医療特約 ● 就労不能障害特約(無解約返戻金型)* ● 特定損傷特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約 ● 指定代理請求特約 ● 保険証券等の電子化に関する特約

※新教弘医療保険αに付加できます。

1 商品のしくみと特徴

イメージ

- ◆災害入院給付金
- ◆疾病入院給付金
- ◆入院初期加算給付金
- ◆手術・放射線治療給付金
- ◆骨髄・末梢血幹細胞採取給付金

保障は
一生続きます

ご契約

保険料払込期間※1満了

※1 主契約の保険料払込期間を終身とするタイプもあります。

- この商品は、ケガや病気による入院、手術または放射線治療を一生保障する終身型の医療保険です。
- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払します。
1泊2日以上継続して入院をした場合には、1日目から災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払します。
ただし、2日以上10日以下の入院をした場合には、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。
- 入院の初期においては、災害入院給付金または疾病入院給付金に加え、入院初期加算給付金をお支払します。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払します。
- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払します。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
災害入院給付金 ※2,3,4	被保険者が責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。
疾病入院給付金 ※2,3,5,6	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。
入院初期加算給付金 ※7	被保険者が保険期間中に災害入院給付金を支払われる入院または疾病入院給付金を支払われる入院をしたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	●災害入院給付金支払われる入院 1入院30日、通算して540日を限度としてお支払します。 ●疾病入院給付金支払われる入院 1入院30日、通算して540日を限度としてお支払します。
手術・放射線治療給付金 ※8,9	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けたとき	2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合 基本入院給付金日額 × 20 上記以外で手術を受けた場合 基本入院給付金日額 × 5 放射線治療を受けた場合 基本入院給付金日額 × 10	支払回数の限度はありません。ただし、放射線治療を複数回受けた場合、手術・放射線治療給付金支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術・放射線治療給付金をお支払しません。

給付名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	被保険者が責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けられたとき	基本入院給付金日額 × 20	骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象にはなりません。

- ※2 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払する期間に対しては、疾病入院給付金はお支払しません。
- ※3 災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。
- ※4 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払します。
- ※5 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- ※6 同一の疾病によって2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払します。ただし、最終の入院の退院日(入院日数が2日以上10日以下の場合、入院開始の日からその日を含めて10日目の日)の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ※7 主契約が「新教弘医療保険α シンプル・初期加算タイプ」「ファミリー教弘医療保険α シンプル・初期加算タイプ」の場合支払われる給付金です。
- ※8 同一の日に2以上の手術を受けた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。
- ※9 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの「ア～コ」の手術は手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。
ア. 創傷処理、イ. 皮膚切開術、ウ. デブリードマン、エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、オ. 抜歯手術、カ. 分娩時における会陰(陰門)切開および縫合術ならびに分娩時における会陰(膣壁)裂創縫合術、キ. 外耳道異物除去術、ク. 鼻内異物摘出術、ケ. 涙点の閉鎖術、コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

●保険料の払込免除について

- つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
- 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になられたとき。

- 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 解約返戻金

この保険は保険料払込期間中の解約返戻金がありませんが、保険期間が終身かつ保険料払込期間満了後の解約についてのみ、基本入院給付金日額の10倍を解約返戻金としてお支払します。

5 給付金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、給付金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合

をご確認ください。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

- 5大生活習慣病特約(14)
- 女性疾病入院特約(14)
- がん診断一時金特約(14)
- 先進医療特約
- 就労不能障害特約(無解約返戻金型)*
- 特定損傷特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- 指定代理請求特約
- 保険証券等の電子化に関する特約

※新教弘医療保険α シンプル・初期加算タイプに付加できます。

新教弘医療保険α 初期加算タイプ ファミリー教弘医療保険α 初期加算タイプ

医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)(3大生活習慣病入院特則・支払限度変更特則付)B型

1 商品のしくみと特徴

イメージ

- ◆災害入院給付金
- ◆疾病入院給付金
- ◆入院初期加算給付金
- ◆手術・放射線治療給付金
- ◆骨髄・末梢血幹細胞採取給付金

保障は
一生続きます

ご契約

保険料払込期間※1満了

※1 主契約の保険料払込期間を終身とするタイプもあります。

- この商品は、ケガや病気による入院、手術または放射線治療を一生保障する終身型の医療保険です。
- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払します。
1泊2日以上継続して入院をした場合には、1日目から災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払します。
ただし、2日以上10日以下の入院をした場合には、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。
- 3大生活習慣病(悪性新生物、心疾患、脳血管疾患)による入院は、1入院・通算とも支払限度を無制限とします。
- 入院の初期においては、災害入院給付金または疾病入院給付金に加え、入院初期加算給付金をお支払します。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払します。
- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払します。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
災害入院給付金 ※2.3.4.10	被保険者が責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。
疾病入院給付金 ※2.3.5.6.10	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。 * 3大生活習慣病(悪性新生物、心疾患、脳血管疾患)による入院は、1入院限度・通算限度とも無制限になります。
入院初期加算給付金 ※7	被保険者が保険期間中に災害入院給付金支払われる入院または疾病入院給付金支払われる入院をしたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	●災害入院給付金が支払われる入院 1入院30日、通算して540日を限度としてお支払します。 ●疾病入院給付金が支払われる入院 1入院30日、通算して540日を限度としてお支払します。
手術・放射線治療給付金 ※8.9	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けたとき	2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合 基本入院給付金日額 × 20 上記以外で手術を受けた場合 基本入院給付金日額 × 5 放射線治療を受けた場合 基本入院給付金日額 × 10	支払回数の限度はありません。ただし、放射線治療を複数回受けた場合、手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術・放射線治療給付金をお支払しません。

給付名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	被保険者が責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けられたとき	基本入院給付金日額 × 20	骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象にはなりません。

- ※2 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払する期間に対しては、疾病入院給付金はお支払しません。
- ※3 災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。
- ※4 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払します。
- ※5 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- ※6 同一の疾病によって2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払します。ただし、最終の入院の退院日(入院日数が2日以上10日以下の場合、入院開始の日からその日を含めて10日目の日)の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ※7 主契約が「新教弘医療保険α 初期加算タイプ」「ファミリー教弘医療保険α 初期加算タイプ」の場合支払われる給付金です。

- ※8 同一の日に2以上の手術を受けた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。
- ※9 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの「ア～コ」の手術は手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。
ア. 創傷処理、イ. 皮膚切開術、ウ. デブリードマン、エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、オ. 抜歯手術、カ. 分娩時における会陰(陰門)切開および縫合術ならびに分娩時における会陰(膣壁)裂創縫合術、キ. 外耳道異物除去術、ク. 鼻内異物摘出術、ケ. 涙点の閉鎖術、コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
- ※10 新教弘医療保険α 初期加算タイプ、ファミリー教弘医療保険α 初期加算タイプ(医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)(3大生活習慣病入院特則・支払限度変更特則付)B型)の場合、支払限度変更日以降の主契約の災害入院給付金・疾病入院給付金の1入院あたりのお支払限度は120日となります。

●保険料の払込免除について

- つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
- ・被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になられたとき。

- ・被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 解約返戻金

この保険は保険料払込期間中の解約返戻金がありませんが、保険期間が終身かつ保険料払込期間満了後の解約についてのみ、基本入院給付金日額の10倍を解約返戻金としてお支払します。

5 給付金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、給付金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合
をご確認ください。

付加できる主な特約

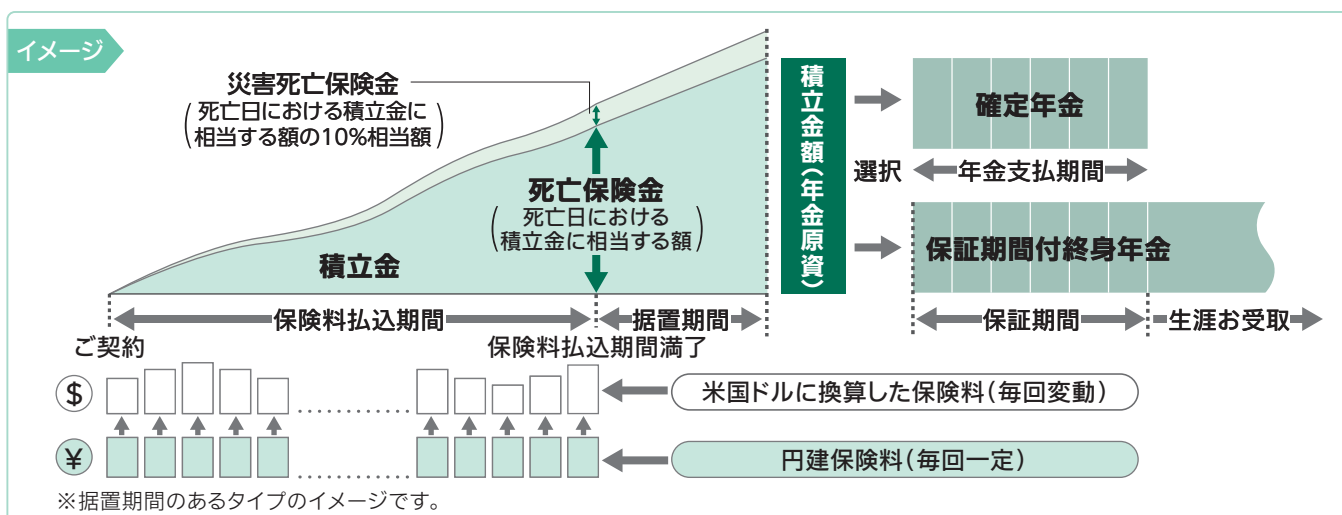
詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

- 5大生活習慣病特約(14)
- 女性疾病入院特約(14)
- がん診断一時金特約(14)
- 先進医療特約
- 就労不能障害特約(無解約返戻金型)*
- 特定損傷特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- 指定代理請求特約
- 保険証券等の電子化に関する特約

※新教弘医療保険α 初期加算タイプに付加できます。

1 商品のしくみと特徴



- この商品は、年金開始日以後に毎年一定額の年金をお支払する米国ドル建の生命保険です。
 - 毎月の円建の保険料(円建払込額)は一定であり、お払い込みの都度、当社所定の為替レートで米国ドル建の保険料に換算します。
 - この保険は米国ドル建であり、年金受取総額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お払い込みいただいた円建保険料(円建払込額)の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
 - 保険料の払込方法(回数)は月払のみであり、前納は取り扱いません。
 - 個人年金保険料税制適格特約を付加することにより、所得税法に定める個人年金保険料控除の適用が受けられます。
 - 年金額は、年金開始日前日末の積立金額(年金原資)および年金開始日における年金の種類、予定利率等に基づいて算出されます。そのため、積立金額(年金原資)および年金額は、年金開始まで確定しません。
 - 円換算支払特約(19)を付加することにより、年金・保険金・解約返戻金等は、米国ドルを円に換算して円でお支払します。
 - 保険料払込期間中で、かつ、契約日から10年経過し、その期間内に払い込むべき保険料がすでに払い込まれている場合は、次回以後の保険料の払込を中止することができます。なお、保険料の払込中止後、保険料の払込再開はできません。
 - 当社の定める範囲内で保険料を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。なお、保険料の減額に伴う解約返戻金の払戻はありません。
- ※この商品は、積立金を一時金でお受け取りいただくことはできません。
- ※この商品には、自動振替貸付・契約者貸付のお取り扱いはありません。
- ※年金支払については、円換算支払特約(19)を年金開始日前日に契約者(加入者)に中途付加していただく旨、ご加入時にお申し込みいただきますので、円でのお支払となります。米国ドルで年金のお受け取りを希望される場合は、年金開始日前日までにお申し出ください。
- ※この保険には円建払込額を定める場合の特則付の円換算払込特約(19)が付加されますので保険料は「円」でのお払い込みになります。

2 主な保障内容

【年金開始日前】

給付名称	お支払事由(概要)
死亡保険金	被保険者が年金開始日前に死亡されたとき、死亡日における積立金に相当する額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払します。また、「遺族年金特約(19)」を付加することで、一時金にかえて年金によりお支払します。
災害死亡保険金	被保険者が不慮の事故等により死亡されたとき、死亡日における積立金に相当する額の10%相当額を災害死亡保険金として、死亡保険金とあわせて死亡保険金受取人にお支払します。

【年金開始日以後】

受取方法	概要
確定年金	年金開始日以降、年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存されている限り、年金をお支払します。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合には、年金支払期間の残存期間に対する年金現価を死亡一時金としてお支払します。

受取方法	概要
保証期間付 終身年金	年金開始日以降、年金支払日に被保険者が生存されている限り年金をお支払します。保証期間中に被保険者が死亡された場合には保証期間の残存期間に対する年金現価を死亡一時金としてお支払します。
保証期間付 夫婦連生 終身年金	年金開始日以降、年金支払日に被保険者または被保険者の配偶者のいずれかが生存されている限り、年金をお支払します。保証期間中に被保険者および配偶者のいずれかが死亡した場合には、保証期間の残存期間に対する年金現価を死亡一時金としてお支払します。
保証金額付 終身年金	年金開始日以降、年金支払日に被保険者が生存されている限り、年金をお支払します。年金開始日から一定の期間を死亡一時金保証期間として設定します。被保険者が死亡一時金保証期間中に死亡された場合には、年金開始日の前日末における積立金額からすでにお支払した年金額およびすでにお支払が確定した年金額の合計額を差し引いた金額をお支払します。

※当社所定の期間および被保険者年齢の範囲内で、年単位で年金開始日の繰下げ(保険料払込期間の延長)をすることができます。
 ※年金開始日前、かつ、1回に限り、年金開始日の翌日から1年を限度として、当社所定の期間および年齢の範囲内で年金開始日の繰延べを行うことができます(お申し込み時の繰延べ期間のご指定はできません)。なお、年金開始日の繰延べ期間中および年金開始後は異なる予定利率となります。
 ※お支払事由に該当し、死亡保険金・災害死亡保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

3 付加できる主な特約

※付加できる特約の詳細については、主契約の「ご契約のしおり・約款」に記載しています。

特約名称	概要
円換算払込特約(19) [円建払込額を定める場合の特則付] ※この特約は、ご契約時に必ず付加されます。	主契約の保険料のお払い込みの際は、ご契約時に定めた定額の円建保険料(円建払込額)によりお払い込みいただきます。円建保険料(円建払込額)のお払い込みの都度、当社所定の為替レートで米国ドル建に換算した金額を主契約の保険料とします。
円換算支払特約(19) ※ご契約時には付加できません。	年金・死亡一時金 この特約を、年金開始日前日に契約者(加入者)に中途付加していただく旨、ご加入時にお申し込みいただきますので、円でのお受け取りとなります。米国ドルでのお受け取りを希望される場合は、年金開始日前日までにお申し出ください。 保険金・解約返戻金 この特約を、ご請求時に中途付加していただくことにより、円でお支払します。
個人年金保険料 税制適格特約	主契約がつぎのすべてを満たし、この特約を付加した場合は、払込保険料が所得税法に定める「個人年金保険料」に該当し、所得控除の適用を受けることができます。 ①年金受取人は、契約者(加入者)本人またはその配偶者のいずれかであること ②年金受取人は、被保険者と同一人であること ③保険料払込期間が、10年以上であること ④年金種類が確定年金の場合には、年金開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること ※この特約を付加しない場合は、一般生命保険料控除の対象となります。 ※この特約を解約することはできません。 ※契約者(加入者)の変更により、上記①を満たさなくなった場合、この特約は消滅します。 ※上記②～④に反するご契約内容の変更は取り扱いません。
遺族年金特約(19)	死亡保険金、災害死亡保険金および死亡一時金を一時支払にかえて年金*によりお支払します。年金の種類は確定年金のみです。 *年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率等(予定利率等)に基づいて算出されるものです。ただし、年金額が当社の定める最低年金額に満たないときは、年金支払のお取り扱いはできません。
保険証券等の 電子化に関する特約	保険証券もしくは証書の発行にかえて、Myページ*に電子証券(「生命保険証券(契約成立証明書)」)等をPDFファイルにて提供します。「生命保険証券(契約成立証明書)」に表示する内容は、保険証券記載事項とみなされます。 * Myページのご登録時にはメールアドレスの登録が必要です。 * Myページについては②「Myページご利用の案内」をご確認ください。 ※この特約を付加するためには、「ご家族登録制度」へのお申し込みが必要です。 ※つぎの事由に該当する場合はこの特約を付加できません。(その他、会社の定めるお取り扱いの範囲外となる場合、この特約を付加できないことがあります) ・死亡保険金等の受取人を4人以上指定される場合 ・契約者(加入者)が未成年の場合 ・契約者(加入者)が成年後見制度を利用されている場合 ※この特約はご契約成立後の中途付加はできません。また、この特約を解約することはできません。 ※契約者(加入者)が変更された場合、この特約は消滅します。

4 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

5 解約返戻金

契約日から10年未満で解約する場合は、解約控除がかかります。

詳しくは

- 71 注意喚起情報 の 1 ご契約にかかる費用
 4 解約(減額)の際にご負担いただく費用
 をご確認ください。

6 保険金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、保険金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

- 80 注意喚起情報 の
 5 保険金等をお支払できない場合
 をご確認ください。

7 ご契約にかかる費用・為替リスク

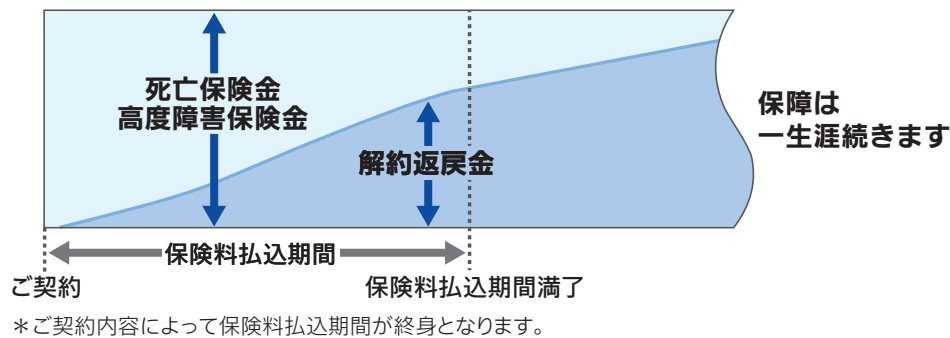
この商品は、お客さまにご負担いただく費用があります。また、為替相場の変動による影響を受ける場合があります。

詳しくは

- 70 注意喚起情報 の 1 ご契約にかかる費用、
 71 2 為替リスク をご確認ください。

1 商品のしくみと特徴

イメージ



- この商品は、死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたときの保障を一生にわたり確保できる生命保険です。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。
(死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払しません)

●保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

●高額割引制度について

ご契約（主契約）の保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 保険金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、保険金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合
をご確認ください。

5 解約返戻金

解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。

詳しくは

81 注意喚起情報 の

7 解約と解約返戻金 をご確認ください。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

- 平準定期保険特約^{※1} ●無解約返戻金型平準定期保険特約^{※1}
- 高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）
- 低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険特約^{※2} ●特定疾病保障定期保険特約^{※2}
- 災害死亡給付特約 ●傷害特約 ●特定損傷特約 ●疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約 ●介護前払特約^{※3} ●介護保障移行特約^{※4} ●指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約^{※4} ●保険証券等の電子化に関する特約

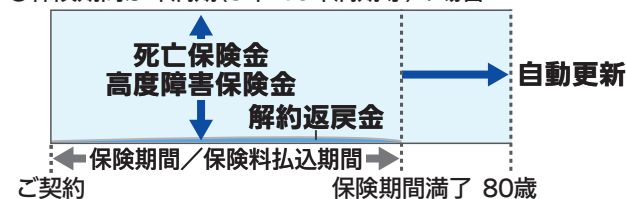
※1 同一契約に付加することはできません。 ※2 同一契約に付加することはできません。

※3 終身払は付加できません。 ※4 ご契約時には付加できません。

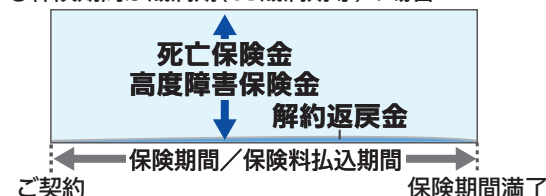
1 商品のしくみと特徴

イメージ

- 保険期間が年満期(5年・10年満期等)の場合



- 保険期間が歳満期(65歳満期等)の場合



自動更新について

年満期のご契約については、保険期間満了の2週間前までに継続しない旨のお申し出がない限り、そのときの健康状態にかかわらず、当社の定める範囲内で、保険契約は自動的に更新され継続します。ただし、保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超える場合には、80歳までの保険期間での更新となります。更新後の保険料は、更新日における保険料率および被保険者の年齢によって計算されます。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

- この商品は、死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたときの保障を一定期間確保できる生命保険です。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。
(死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払しません。また、満期保険金はありません)

●保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

●高額割引制度について

ご契約(主契約)の保険金額が1,500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 保険金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、保険金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合
をご確認ください。

5 解約返戻金

解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。

詳しくは

81 注意喚起情報 の

7 解約と解約返戻金 をご確認ください。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

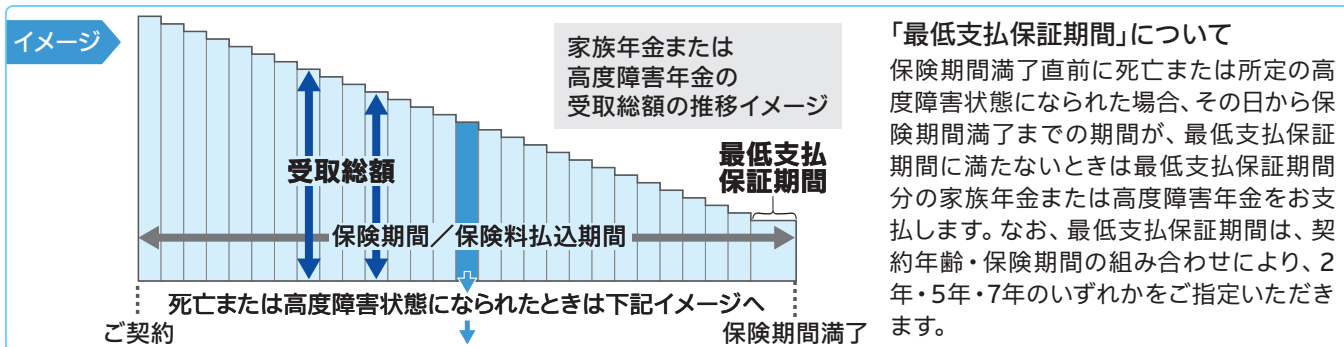
56～64

- 特定疾病保障定期保険特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- 災害死亡給付特約
- 傷害特約
- 特定損傷特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約

※ご契約時には付加できません。

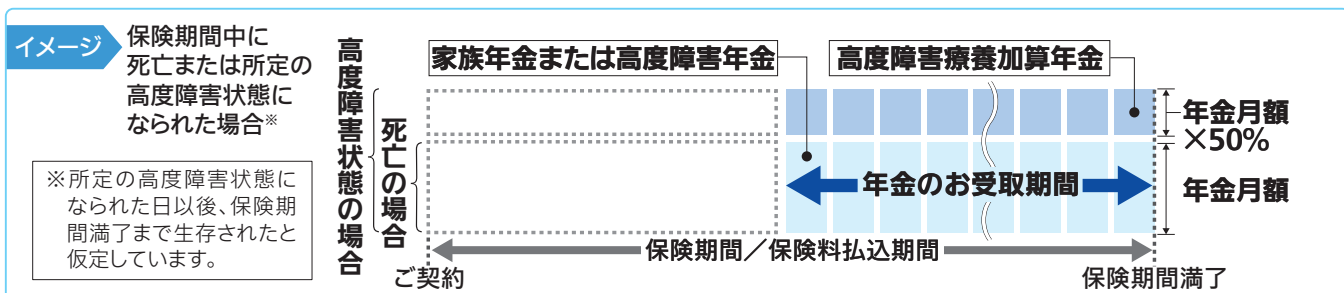
高度障害療養加算型家族収入保険 (保険料払込中無解約返戻金型)

1 商品のしくみと特徴



- この商品は、死亡または所定の高度障害状態になられた場合に家族年金または高度障害年金を保険期間満了日まで毎月お支払するしくみの生命保険です。家族年金または高度障害

害年金の受取総額は、死亡または所定の高度障害状態になられた月によって異なり、保険期間の経過とともに逓減します。



- 保険期間中に被保険者が所定の高度障害状態になられ、毎年の生存判定日に生存されているときには、高度障害年金に加えて高度障害

害療養加算年金(高度障害年金の年金月額に加算割合(50%)を乗じた金額)を毎月お支払します。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
家族年金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき
高度障害年金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき
高度障害療養加算年金	被保険者が高度障害年金のお支払事由に該当された日以後の、生存判定日*に生存しているとき

※家族年金・高度障害年金(高度障害療養加算年金を含む)は重複してお支払しません。また、満期保険金はありません。

*「生存判定日」とは、高度障害療養加算年金をお支払するために当社が被保険者の生存を判定する日で、以下のいずれかの日とします。

①高度障害状態になられた日

②高度障害状態になられた日の年単位の応当日(応当日のない場合は、その月の末日とします)の直後に到来する月単位の契約応当日の前日

- 保険料の払込免除について
被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

- 高額割引制度について
ご契約(主契約)の年金月額が10万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 年金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、年金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合 をご確認ください。

5 解約返戻金

解約返戻金はありません。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

56~64

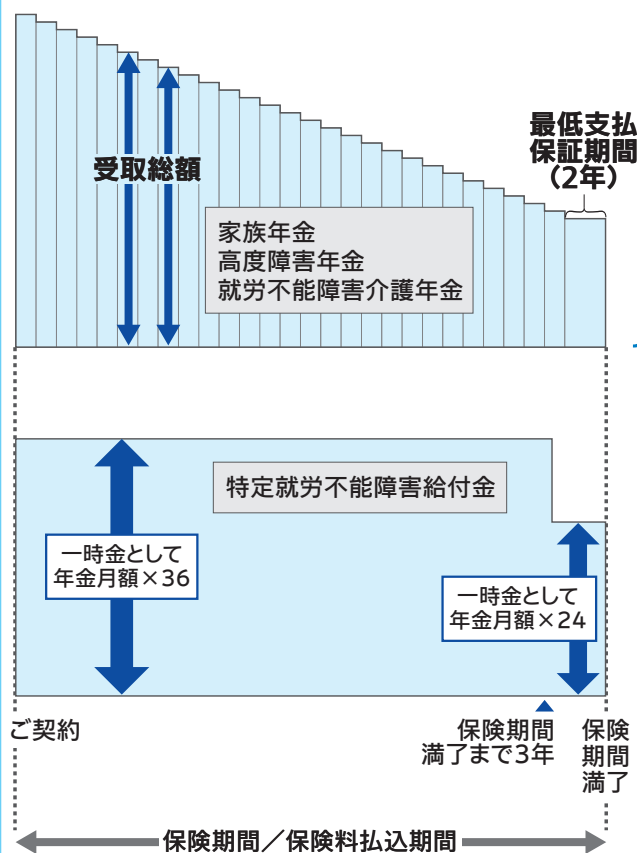
- 特定疾病収入特約 ●介護収入特約 ●災害死亡給付特約 ●傷害特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約 ●リビング・ニーズ特約 ●指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約* ●保険証券等の電子化に関する特約

※ご契約時には付加できません。

就労不能障害介護保障型家族収入保険 (無解約返戻金型)

1 商品のしくみと特徴

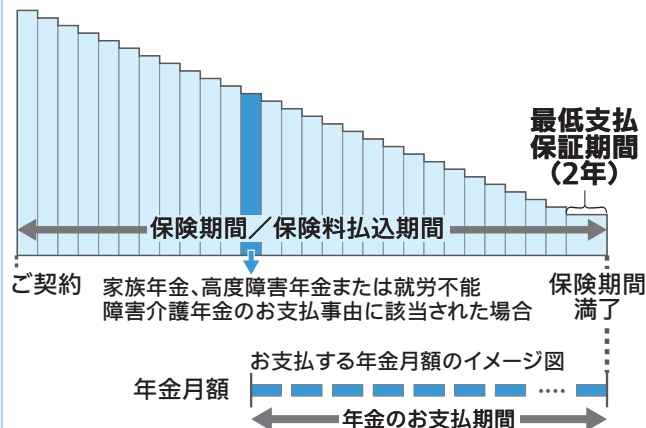
イメージ



家族年金*、高度障害年金*または就労不能障害介護年金*の年金受取総額の推移イメージ

*家族年金、高度障害年金、就労不能障害介護年金は重複してお支払しません。

イメージ



「最低支払保証期間」について

保険期間満了直前に家族年金、高度障害年金または就労不能障害介護年金のお支払事由に該当された場合、その日から保険期間満了までの期間が、最低支払保証期間に満たないときは最低支払保証期間分の、家族年金、高度障害年金または就労不能障害介護年金をお支払します。

なお、最低支払保証期間は、2年をご指定いただけます。

- この商品は、死亡された場合に家族年金、所定の高度障害状態になられた場合に高度障害年金、所定の就労不能障害状態(精神の障害を除く)または所定の要介護状態になられた場合に就労不能障害介護年金を保険期間満了日まで毎月お支払するしくみの生命保険です。
- 精神の障害を原因として所定の就労不能障害状態になられた場合に、特定就労不能障害給付金として、年金月額×36*の金額を一時金としてお支払します(1回のみ)。ただし、お支払事由に該当された日から保険期間満了ま

での期間が3年未満の場合は、お支払額は年金月額×24となります。

*特定就労不能障害給付金の給付倍率は36倍をご指定いただけます。

- 家族年金、高度障害年金または就労不能障害介護年金の受取総額は、被保険者が家族年金、高度障害年金または就労不能障害介護年金のお支払事由に該当された月によって異なり、保険期間の経過とともに逡減します。
- この保険は無解約返戻金型のため、低廉な保険料水準を実現しています。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
家族年金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき
高度障害年金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき
就労不能障害介護年金 (注)	被保険者が保険期間中に下記 (1) (2) のいずれかに該当されたとき。ただし、高度障害年金が支払われる場合を除きます。 (1) 責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因としてつぎの所定の就労不能障害状態に該当されたとき ・国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件（国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級の状態をいいます）のうち、1級の第1号から第9号もしくは第11号または2級の第1号から第15号もしくは第17号のいずれかに該当されたと認定されたとき ・当社所定の就労不能障害状態（精神の障害を除く）*1に該当されたとき (2) 責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、つぎの所定の要介護状態に該当されたとき ① 被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満で、当社所定の要介護状態*2に該当し、その状態に該当された日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ② 公的介護保険制度の要介護2以上の状態*3に該当されていると認定されたとき
特定就労不能障害給付金 (注)	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中につぎの所定の就労不能障害状態に該当されたとき ・国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件のうち、1級の第10号または2級の第16号に該当されたと認定されたとき ・精神の障害を原因とする当社所定の就労不能障害状態*4に該当されたとき

※高度障害年金または就労不能障害介護年金をお支払する前に家族年金のお支払請求を受け、家族年金がお支払されるときは、高度障害年金または就労不能障害介護年金をお支払しません。また、高度障害年金または就労不能障害介護年金がお支払された場合には、そのお支払後に家族年金、高度障害年金または就労不能障害介護年金のお支払請求を受けても、これをお支払しません。

※高度障害年金、就労不能障害介護年金または特定就労不能障害給付金がお支払された場合には、そのお支払事由発生日以後にお支払事由の生じた特定就労障害給付金のお支払請求を受けても、当社は、これをお支払しません。

※高度障害年金または就労不能障害介護年金のお支払事由が発生し、その年金のお支払事由発生日以後にお支払事由が発生した特定就労不能障害給付金をすでにお支払していた場合には、すでにお支払した特定就労不能障害給付金の返還を請求します。この特定就労不能障害給付金が返還されない場合には、年金の未支払分の全部の現価にかかる一時支払の請求があったものとして取り扱い、特定就労不能障害給付金をその金額から差し引きします。この場合、その残額をその年金の受取人に一時にお支払します。ただし、その残額にもとづいて計算した年金額が当社の定める金額以上である場合には、年金額が減額されたものとして以後の年金をお支払します。

※家族年金、高度障害年金、就労不能障害介護年金は重複してお支払しません。また、満期保険金はありません。

(注)当社は、国民年金法(国民年金法施行令、国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)その他関連する法令等を含みます)または公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険契約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由を国民年金法または公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

《*1・*2・*3・*4》

当社所定の就労不能障害状態(精神の障害を除く)*1、当社所定の要介護状態*2、公的介護保険制度の要介護2以上の状態*3、精神の障害を原因とする当社所定の就労不能障害状態*4については、

66 67 別表①②をご確認ください。

●保険料の払込免除について

つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

- ・被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の身体障害状態に該当されたとき。
- ・被保険者が、悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中により、所定の事由^{*5}に該当されたとき。

※特定就労不能障害給付金のみをお支払した場合は保険料の払込免除となりません。また、保険料は変更しません。

《*5》

保険料の払込免除事由の詳細については、**68**別表③をご確認ください。

●高額割引制度について

ご契約（主契約）の年金額が10万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3

配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4

年金等を
お支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、年金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合
をご確認ください。

5

解約返戻金

解約返戻金はありません。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

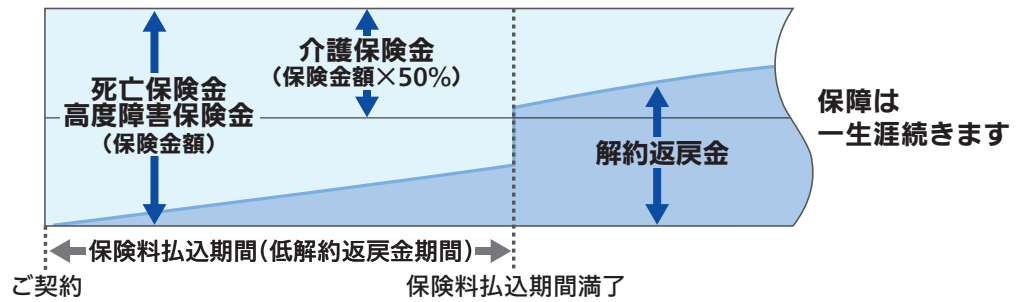
56～**64**

- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約^{*}
- 保険証券等の電子化に関する特約

※ご契約時には付加できません。

1 商品のしくみと特徴

イメージ



- この商品は、死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、または介護保険金のお支払事由に該当されたときの保障を一生涯にわたり確保できる生命保険です。
- 死亡保険金・高度障害保険金は保険金額と同額、介護保険金は保険金額の50%となります。
- 保険料払込期間（低解約返戻金期間）中の解約

返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額に、低解約返戻金割合（70%）を乗じた金額となります。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額と同額になります。なお、低解約返戻金割合と低解約返戻金期間は変更できません。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金 (保険金額)	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金 (保険金額)	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき
介護保険金 (保険金額×50%)	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、以下のいずれかに該当されたとき ①被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満で、当社所定の要介護状態 ^{*1} に該当し、その状態に該当された日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ②公的介護保険制度の要介護2以上の状態 ^{*2} に該当していると認定されたとき

※お支払事由に該当し、死亡保険金・高度障害保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。（死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金は重複してお支払しません）

※お支払事由に該当し、介護保険金をお支払した場合、介護保険金と同額の保険金額が減額され、以後、死亡保険金・高度障害保険金の保障が継続します。

※当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

＜*1・*2＞

当社所定の要介護状態^{*1}・公的介護保険制度の要介護2以上の状態^{*2}については、**67**別表②をご確認ください。

●保険料の払込免除について

- つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
- ・被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき。
 - ・介護保険金をお支払したとき。

●高額割引制度について

ご契約（主契約）の保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 保険金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、保険金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報の

5 保険金等をお支払できない場合
をご確認ください。

5 解約返戻金

解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。

詳しくは

81 注意喚起情報の

7 解約と解約返戻金
をご確認ください。

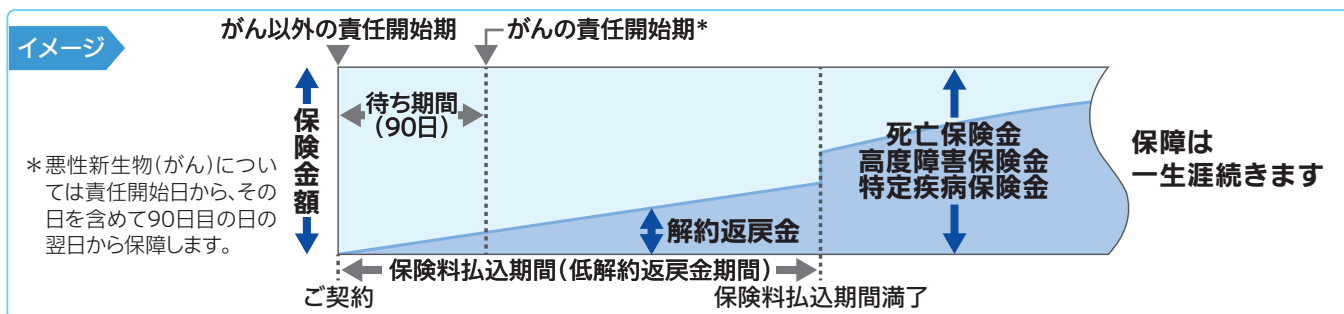
付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 介護前払特約（介護保険金支払後給付型）
- 介護保険金割増年金支払特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約^{*}
- 保険証券等の電子化に関する特約

1 商品のしくみと特徴



- この商品は、死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、または特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定のお支払事由に該当されたときの保障を一生にわたり確保できる生命保険です。
- この商品には、低解約返戻金特則が付加されています。低解約返戻金期間は、保険料払込期間と同一であり、その低解約返戻金期間中の解約返戻金額は、この保険に低解約返戻

金特則を付加しなかった場合の解約返戻金額に、低解約返戻金割合(70%)を乗じた金額となります。低解約返戻金期間満了後の解約返戻金額は、この保険に低解約返戻金特則を付加しなかった場合の解約返戻金額と同額になります。なお、ご契約成立後、低解約返戻金割合および低解約返戻金期間は変更できません。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき
特定疾病保険金	被保険者が、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により、所定の事由*に該当されたとき

* お支払事由の詳細については、**68** 別表③をご確認ください。
※ お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。(死亡保険金・高度障害保険金・特定疾病保険金は重複してお支払しません)

●保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 保険金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、保険金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合
をご確認ください。

5 解約返戻金

解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。

詳しくは

81 注意喚起情報 の

7 解約と解約返戻金 をご確認ください。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

56～**64**

- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約

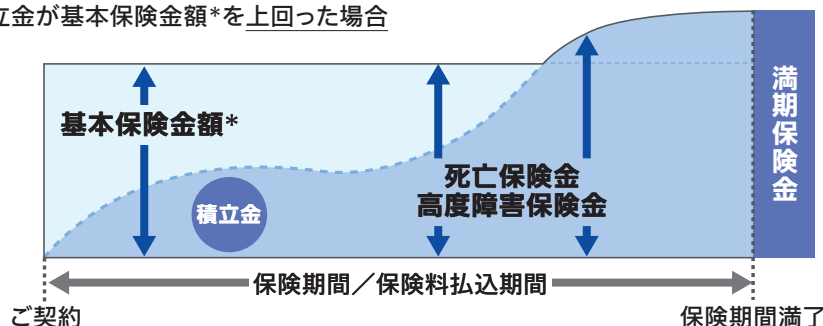
※ご契約時には付加できません。

変額保険(有期型)保険料払込免除ベーシック 変額保険(有期型)保険料払込免除ワイド

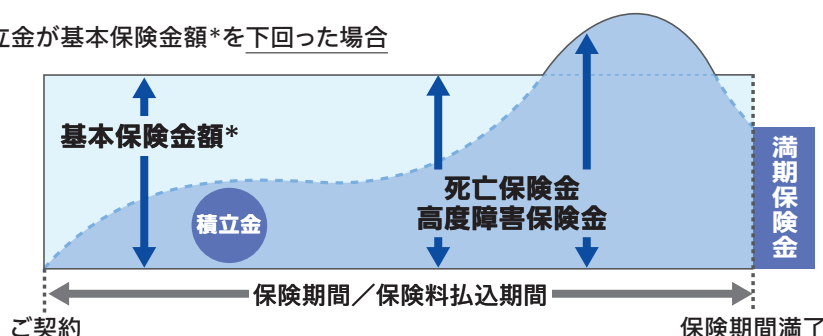
変額保険(有期型)

1 商品のしくみと特徴

イメージ ●満期時に積立金が基本保険金額*を上回った場合



イメージ ●満期時に積立金が基本保険金額*を下回った場合



*基本保険金額とは、保険契約締結の際、当社所定の範囲内で契約者の申し出により定めた金額をいい、死亡保険金・高度障害保険金の最低保証金額となります。

- この商品は、保険期間中に死亡されたとき、所定の高度障害になられたときの保障を確保し、また保険期間満了時には満期保険金をお支払する生命保険です。
- 保険金等の支払額は、特別勘定の運用実績に基づいて増減します。
- この保険の特別勘定は、国内外の株式・公社債および不動産投資信託等で運用されます。したがって、株価や債券価格の下落、為替の変動などによる影響を受け、満期保険金額や

解約返戻金額がお払込保険料の合計額を大幅に下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 死亡保険金および高度障害保険金は、基本保険金額が最低保証されます。満期保険金・解約返戻金に最低保証はありません。

※「変額保険(有期型)保険料払込免除ベーシック」は、【保険料払込免除：Ⅰ型】となります。

※「変額保険(有期型)保険料払込免除ワイド」は、【保険料払込免除：Ⅱ型】となります。

2 特別勘定 ※詳細は、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

この保険では特別勘定を設け、特別勘定の資産を他の保険種類にかかる資産とは区別して独立した体制と方針に基づき管理・運用します。

【特別勘定への保険料の繰り入れについて】

- この保険では、お払い込みいただいた保険料のうち、その一部が保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用等に当てられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。
- 特別勘定に繰り入れる日は、右記のとおりとし、その日始に繰り入れたものとしてお取り扱いします。
- 特別勘定に繰り入れられた金額は積立金として特別勘定で日々運用されます。特別勘定資産は、毎日の運用実績を反映したうえで、特別勘定の管理に必要な費用等の諸費用を差し引いて、日々評価されます。

対象	繰入日
第1回保険料	契約日(責任開始日の属する月の翌月1日)
第2回以降の保険料	保険料の払込方法(回数)に応じた契約応当日

特別勘定の管理に必要な費用については、

76 注意喚起情報 の **1 「ご契約にかかる費用」**についてご確認ください をご確認ください。

【特別勘定の持ち分の管理方法】

- この保険では、契約者の持ち分である特別勘定の積立金額は、「ユニットバリュー」と「口数」を用いて管理されます。

※「ユニットバリュー」とは、積立金を計算するために使用する価額のことです。特別勘定の運用実績により増減します。会社としての運用開始時を100とした持ち分1口あたりの価値のことです。

※「口数」とは、各特別勘定資産の契約者の保有分を表す単位のことをいいます。

【投資リスクについて】

- この保険には投資リスクがあります。



投資リスクについては、

78 注意喚起情報 の **2 「投資リスク」**についてご確認ください をご確認ください。

【特別勘定の種類および運用方針】

- つぎの7種類の特別勘定から運用対象をご選択いただけます。
- 特別勘定ごとに保険料を繰り入れる割合を1%単位で指定して、自由に組み合わせることができます。
また、ご契約後に特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転（スイッチング）することもできます。
- 各特別勘定は、それぞれ日本、米国および世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券市場の値動きに連動する投資成果を目指して運用します。

型名	特別勘定名	投資信託名	ベンチマーク	資産運用会社名
株式型	日本株式 Indexファンド	SMTAM日本株式 インデックスファンドVL-P (適格機関投資家専用)	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)	三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社
	米国株式 Indexファンド	S&P500 インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	S&P500指数(配当込み、円換算ベース)	三菱UFJアセット マネジメント株式会社
	世界株式 Indexファンド	全世界株式(除く日本) インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス (除く日本、配当込み、円換算ベース)	三菱UFJアセット マネジメント株式会社
債券型	日本債券 Indexファンド	国内債券インデックスオープンV (適格機関投資家限定)	NOMURA-BPI総合	三菱UFJアセット マネジメント株式会社
	世界債券 Indexファンド	外国債券インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)	三菱UFJアセット マネジメント株式会社
REIT型	世界REIT Indexファンド	先進国リートインデックスオープンV (適格機関投資家限定)	S&P先進国REITインデックス (除く日本、配当込み、円換算ベース)	三菱UFJアセット マネジメント株式会社
バランス型	バランスファンド	グローバルバランスオープンV (適格機関投資家限定)	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)、MSCIオール・ カントリー・ワールド・インデックス(除く日本、 配当込み、円換算ベース)、NOMURA-BPI総合 およびFTSE世界国債インデックス(除く日本、 円換算ベース)の各対象インデックスを25%ずつ 組み合わせた合成ベンチマーク	三菱UFJアセット マネジメント株式会社

※積立金の移転（スイッチング）には費用がかかる場合があります。

※特別勘定の投資対象となる投資信託、運用スキーム、運用方針および運用会社等については、今後変更されることがあります。



積立金の移転（スイッチング）に必要な費用については、

76 注意喚起情報 の **1 「ご契約にかかる費用」**についてご確認ください をご確認ください。



特別勘定の資産運用に関する事項の詳細は、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

【特別勘定の資産の評価方法】

- 資産の評価方法は右記のとおりとし、その評価は毎日行い、その成果を積立金の増減に反映します。

※資産の評価方法については、将来の関係法令の変更等により、変更することがあります。

資産の種類	資産の評価方法
有価証券	時価評価
上記以外の資産	原価法

3 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額	最低保証
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	基本保険金額または死亡した日の積立金額のいずれか大きい金額	基本保険金額
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態になったとき	基本保険金額または所定の高度障害状態に該当した日の積立金額のいずれか大きい金額	基本保険金額
満期保険金	被保険者が保険期間満了時まで生存されていたとき	保険期間満了日の積立金額	ありません

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。(死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は重複してお支払しません)

●高額割引制度について

ご契約（主契約）の基本保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

4 保険料の払込免除

保険料払込免除には、保険料払込免除事由が異なるⅠ型・Ⅱ型があります。被保険者が、つぎの保険料の払込免除事由に該当したときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

※ご契約時に保険料払込免除の型（Ⅰ型・Ⅱ型）を選択いただきます。ご契約成立後、保険料払込免除の型は変更できません。

●【保険料払込免除：Ⅰ型】の場合

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、所定の身体障害状態に該当されたとき

●【保険料払込免除：Ⅱ型】の場合

- ①被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の身体障害状態に該当されたとき
- ②被保険者が、悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中により、所定の事由^{*1}に該当されたとき
- ③被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、以下の就労不能障害状態 **A B**・要介護状態 **C D**のいずれかに該当されたとき

就労不能障害状態	A 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件（国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級の状態をいいます）のうち、1級の第1号から第9号もしくは第11号または2級の第1号から第15号もしくは第17号のいずれかに該当されたと認定されたとき B 当社所定の就労不能障害状態（精神の障害を除く） ^{*2} に該当されたとき
要介護状態	C 被保険者が保険料払込免除事由該当時に満65歳未満で、当社所定の要介護状態 ^{*3} に該当し、その状態に該当された日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき D 公的介護保険制度の要介護2以上の状態 ^{*4} に該当していると認定されたとき

※当社は、国民年金法（国民年金法施行令、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）その他関連する法令等を含みます）、公的医療保険制度または公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険契約の保険料の払込の免除事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料の払込の免除事由を国民年金法、公的医療保険制度または公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

《*1》

保険料の払込免除事由の詳細については、**68** 別表③をご確認ください。

《*2・*3・*4》

当社所定の就労不能障害状態（精神の障害を除く）^{*2}、当社所定の要介護状態^{*3}、公的介護保険制度の要介護2以上の状態^{*4}については、

66 67 別表①②をご確認ください。

5 解約返戻金

- 保険期間中に解約したときには、所定の積立金額を、解約返戻金としてお支払します。
- 積立金額は、特別勘定での運用期間中、特別勘定の運用実績によって毎日変動（増減）するため、運用状況によっては、解約返戻金として支払われる金額（解約返戻金額）は、解約時までには払い込まれた保険料の合計額に比べて大幅に少ない金額となる場合があります。なお、**解約返戻金の最低保証はありません。**
- 契約日から10年未満に解約（減額）された場合は、解約控除がかかります。
（契約日から10年未満に払済変額保険（有期型）または一時払定額養老保険に変更された場合も、解約控除がかかります）
- 保険料払込免除部分の解約返戻金についてはつぎのとおりです。
【保険料払込免除：Ⅰ型】の場合、解約返戻金はありません。
【保険料払込免除：Ⅱ型】の場合で解約返戻金があるときは、保険料を払い込んだ年月数および保険契約の経過した年月数により、当社の定める方法で計算した解約返戻金をあわせてお支払します。

解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。

あわせて、**⑧1 注意喚起情報** の **7 解約と解約返戻金** もご確認ください。

6 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

7 保険金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、保険金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

⑧0 注意喚起情報 の **5 保険金等をお支払できない場合** をご確認ください。

8 ご契約にかかる費用・投資リスク

この商品は、お客さまにご負担いただく費用があります。また、特別勘定の運用実績による影響を受けます。

詳しくは

⑦6 注意喚起情報 の **1 ご契約にかかる費用**、
⑦8 2 投資リスク をご確認ください。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

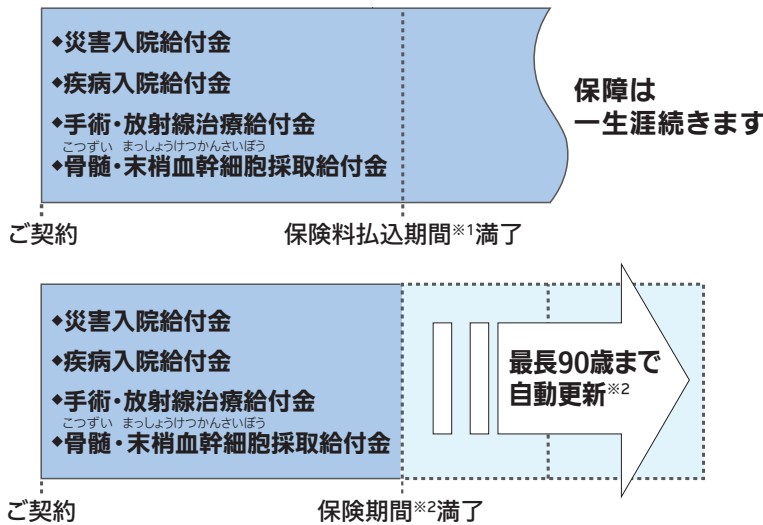
⑤6～⑥4

- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約※
- 保険証券等の電子化に関する特約

※契約者が個人（個人事業主は含みません）の場合、ご契約時には付加できません。

1 商品のしくみと特徴

イメージ



※1 主契約の保険料払込期間を終身とすることもできます。

※2 年満期のご契約については、保険期間満了日の2週間前までに契約者から保険契約を継続しない旨のお申し出がない限り、当社所定の範囲内で、保険期間満了日の翌日(更新日)に自動的に更新され継続します。ただし、保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超える場合には、90歳までの取り扱いになります。

*更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率に基づき新たに定めます。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。

*保険期間が歳満期のご契約の場合は、更新されません。

- この商品は、ケガや病気による入院、手術または放射線治療を一生保障する終身型または一定期間を保障する定期型の医療保険です。
- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払します。
1泊2日以上継続して入院をした場合には、1日目から災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払します。
ただし、2日以上10日以下の入院をした場合には、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。

- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払します。
- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払します。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
災害入院給付金 ※3.4.5	被保険者が責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。
疾病入院給付金 ※3.4.6.7	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。
手術・放射線治療給付金 ※8.9	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けたとき	2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合 基本入院給付金日額 × 20 上記以外で手術を受けた場合 基本入院給付金日額 × 5 放射線治療を受けた場合 基本入院給付金日額 × 10	支払回数の限度はありません。ただし、放射線治療を複数回受けた場合、手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術・放射線治療給付金をお支払しません。

給付名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	被保険者が責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けられたとき	基本入院給付金日額 × 20	骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象にはなりません。

- ※3 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払する期間に対しては、疾病入院給付金はお支払しません。
- ※4 災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。
- ※5 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払します。
- ※6 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- ※7 同一の疾病によって2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払します。ただし、最終の入院の退院日(入院日数が2日以上10日以下の場合、入院

- 開始の日からその日を含めて10日目の日)の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ※8 同一の日に2以上の手術を受けた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。
- ※9 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの「ア～コ」の手術は手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。
ア. 創傷処理、イ. 皮膚切開術、ウ. デブリードマン、エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、オ. 抜歯手術、カ. 分娩時における会陰(陰門)切開および縫合術ならびに分娩時における会陰(膣壁)裂創縫合術、キ. 外耳道異物除去術、ク. 鼻内異物摘出術、ケ. 涙点の閉鎖術、コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

●保険料の払込免除について

つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

- ・被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になられたとき。
- ・被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 解約返戻金

この保険は保険料払込期間中の解約返戻金がありませんが、保険期間が終身かつ保険料払込期間満了後の解約についてのみ、基本入院給付金日額の10倍を解約返戻金としてお支払します。

5 給付金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、給付金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合
をご確認ください。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

- 5大生活習慣病特約(14)
- 女性疾病入院特約(14)
- がん診断一時金特約(14)
- 先進医療特約
- 特定損傷特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- 指定代理請求特約
- 保険証券等の電子化に関する特約

1 商品のしくみと特徴

イメージ

- ◆災害入院給付金
- ◆疾病入院給付金
- ◆手術・放射線治療給付金
ごっすい まっしょうけつかんさいぼう
- ◆骨髄・末梢血幹細胞採取給付金

保障は
一生続きます

ご契約

保険料払込期間※1満了

※1 主契約の保険料払込期間を終身とするタイプもあります。

- この商品は、ケガや病気による入院、手術または放射線治療を一生保障する終身型の医療保険です。
- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払します。
1泊2日以上継続して入院をした場合には、1日目から災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払します。
ただし、2日以上10日以下の入院をした場合には、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。
- 3大生活習慣病(悪性新生物、心疾患、脳血管疾患)による入院は、1入院・通算とも支払限度を無制限とします。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払します。
- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払します。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
災害入院給付金 ※2,3,4	被保険者が責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。
疾病入院給付金 ※2,3,5,6	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。 * 3大生活習慣病(悪性新生物、心疾患、脳血管疾患)による入院は、1入院限度・通算限度ともに無制限になります。
手術・放射線治療給付金 ※7,8	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けたとき	2日以上継続した入院中に手術を受けた場合 基本入院給付金日額 × 20 上記以外で手術を受けた場合 基本入院給付金日額 × 5 放射線治療を受けた場合 基本入院給付金日額 × 10	支払回数の限度はありません。ただし、放射線治療を複数回受けた場合、手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術・放射線治療給付金をお支払しません。
骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	被保険者が責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けたとき	基本入院給付金日額 × 20	骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象にはなりません。

- ※2 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払する期間に対しては、疾病入院給付金はお支払しません。
- ※3 災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。
- ※4 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払します。
- ※5 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- ※6 同一の疾病によって2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払します。ただし、最終の入院の退院日(入院日数が2日以上10日以下の場合は、入院

開始の日からその日を含めて10日目の日)の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

- ※7 同一の日に2以上の手術を受けた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。
- ※8 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの「ア～コ」の手術は手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。
ア. 創傷処理、イ. 皮膚切開術、ウ. デブリードマン、エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、オ. 抜歯手術、カ. 分娩時における会陰(陰門)切開および縫合術ならびに分娩時における会陰(膣壁)裂創縫合術、キ. 外耳道異物除去術、ク. 鼻内異物摘出術、ケ. 涙点の閉鎖術、コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

●保険料の払込免除について

つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

- ・被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になられたとき。
- ・被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 解約返戻金

この保険は保険料払込期間中の解約返戻金がありませんが、保険期間が終身かつ保険料払込期間満了後の解約についてのみ、基本入院給付金日額の10倍を解約返戻金としてお支払します。

5 給付金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、給付金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合

をご確認ください。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

- 5大生活習慣病特約(14) ●女性疾病入院特約(14) ●がん診断一時金特約(14)
- 先進医療特約 ●特定損傷特約 ●疾病障害による保険料払込免除特約 ●指定代理請求特約
- 保険証券等の電子化に関する特約

1 商品のしくみと特徴

イメージ

- ◆災害入院給付金
- ◆疾病入院給付金
- ◆入院初期加算給付金
- ◆手術・放射線治療給付金
- ◆骨髄・末梢血幹細胞採取給付金

ご契約

保険料払込期間※1満了

保障は
一生続きます

※1 主契約の保険料払込期間を終身とするタイプもあります。

- この商品は、ケガや病気による入院、手術または放射線治療を一生保障する終身型の医療保険です。
- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払します。
1泊2日以上継続して入院をした場合には、1日目から災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払します。
ただし、2日以上10日以下の入院をした場合には、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。
- 入院の初期においては、災害入院給付金または疾病入院給付金に加え、入院初期加算給付金をお支払します。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払します。
- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払します。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
災害入院給付金 ※2,3,4	被保険者が責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。
疾病入院給付金 ※2,3,5,6	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。
入院初期加算給付金 ※7	被保険者が保険期間中に災害入院給付金を支払われる入院または疾病入院給付金を支払われる入院をしたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額 × 10	●災害入院給付金を支払われる入院 1入院30日、通算して540日を限度としてお支払します。 ●疾病入院給付金を支払われる入院 1入院30日、通算して540日を限度としてお支払します。
手術・放射線治療給付金 ※8,9	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けたとき	2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合 基本入院給付金日額 × 20 上記以外で手術を受けた場合 基本入院給付金日額 × 5 放射線治療を受けた場合 基本入院給付金日額 × 10	支払回数の限度はありません。ただし、放射線治療を複数回受けた場合、手術・放射線治療給付金を支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術・放射線治療給付金をお支払しません。

給付名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	被保険者が責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けられたとき	基本入院給付金日額 × 20	骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象にはなりません。

- ※2 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払する期間に対しては、疾病入院給付金はお支払しません。
- ※3 災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。
- ※4 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払します。
- ※5 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- ※6 同一の疾病によって2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払します。ただし、最終の入院の退院日(入院日数が2日以上10日以下の場合、入院開始の日からその日を含めて10日目の日)の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ※7 主契約が「医療保険 初期加算タイプ」・「医療保険 3大生活習慣病無制限・初期加算タイプ」の場合支払われる給付金です。
- ※8 同一の日に2以上の手術を受けた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。
- ※9 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの「ア～コ」の手術は手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。
ア. 創傷処理、イ. 皮膚切開術、ウ. デブリードマン、エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、オ. 抜歯手術、カ. 分娩時における会陰(陰門)切開および縫合術ならびに分娩時における会陰(膣壁)裂創縫合術、キ. 外耳道異物除去術、ク. 鼻内異物摘出術、ケ. 涙点の閉鎖術、コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲粘膜炎焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

●保険料の払込免除について

つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

- ・被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になられたとき。
- ・被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 解約返戻金

この保険は保険料払込期間中の解約返戻金がありませんが、保険期間が終身かつ保険料払込期間満了後の解約についてのみ、基本入院給付金日額の10倍を解約返戻金としてお支払します。

5 給付金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、給付金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合 をご確認ください。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

- 5大生活習慣病特約(14)
- 女性疾病入院特約(14)
- がん診断一時金特約(14)
- 先進医療特約
- 特定損傷特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- 指定代理請求特約
- 保険証券等の電子化に関する特約

1 商品のしくみと特徴

イメージ

◆災害入院給付金
◆疾病入院給付金
◆入院初期加算給付金
◆手術・放射線治療給付金
◆骨髄・末梢血幹細胞採取給付金

保障は
一生続きます

ご契約

保険料払込期間※1満了

※1 主契約の保険料払込期間を終身とするタイプもあります。

- この商品は、ケガや病気による入院、手術または放射線治療を一生保障する終身型の医療保険です。
- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払します。
1泊2日以上継続して入院をした場合には、1日目から災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払します。
ただし、2日以上10日以下の入院をした場合には、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。
- 3大生活習慣病(悪性新生物、心疾患、脳血管疾患)による入院は、1入院・通算とも支払限

度を無制限とします。

- 入院の初期においては、災害入院給付金または疾病入院給付金に加え、入院初期加算給付金をお支払します。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払します。
- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払します。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
災害入院給付金 ※2,3,4	被保険者が責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額×10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。
疾病入院給付金 ※2,3,5,6	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額×10	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払します。 ※3大生活習慣病(悪性新生物、心疾患、脳血管疾患)による入院は、1入院限度・通算限度ともに無制限になります。
入院初期加算給付金 ※7	被保険者が保険期間中に災害入院給付金を支払われる入院または疾病入院給付金を支払われる入院をしたとき	基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で 基本入院給付金日額×10	●災害入院給付金支払われる入院 1入院30日、通算して540日を限度としてお支払します。 ●疾病入院給付金支払われる入院 1入院30日、通算して540日を限度としてお支払します。
手術・放射線治療給付金 ※8,9	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けたとき	2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合 基本入院給付金日額×20 上記以外で手術を受けた場合 基本入院給付金日額×5 放射線治療を受けた場合 基本入院給付金日額×10	支払回数の限度はありません。ただし、放射線治療を複数回受けた場合、手術・放射線治療給付金支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術・放射線治療給付金をお支払しません。

給付名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	被保険者が責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けられたとき	基本入院給付金日額 × 20	骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払は、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象にはなりません。

- ※2 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払する期間に対しては、疾病入院給付金はお支払しません。
- ※3 災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払します。ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払します。
- ※4 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払します。
- ※5 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- ※6 同一の疾病によって2日以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払します。ただし、最終の入院の退院日(入院日数が2日以上10日以下の場合、入院開始の日からその日を含めて10日目の日)の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ※7 主契約が「医療保険 初期加算タイプ」・「医療保険 3大生活習慣病 無制限・初期加算タイプ」の場合支払われる給付金です。
- ※8 同一の日に2以上の手術を受けた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払します。
- ※9 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの「ア～コ」の手術は手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。
ア. 創傷処理、イ. 皮膚切開術、ウ. デブリードマン、エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、オ. 抜歯手術、カ. 分娩時における会陰(陰門)切開および縫合術ならびに分娩時における会陰(膣壁)裂創縫合術、キ. 外耳道異物除去術、ク. 鼻内異物摘出術、ケ. 涙点の閉鎖術、コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術

●保険料の払込免除について

- つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
- 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になられたとき。
 - 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 解約返戻金

この保険は保険料払込期間中の解約返戻金がありませんが、保険期間が終身かつ保険料払込期間満了後の解約についてのみ、基本入院給付金日額の10倍を解約返戻金としてお支払します。

5 給付金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、給付金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合 をご確認ください。

付加できる主な特約

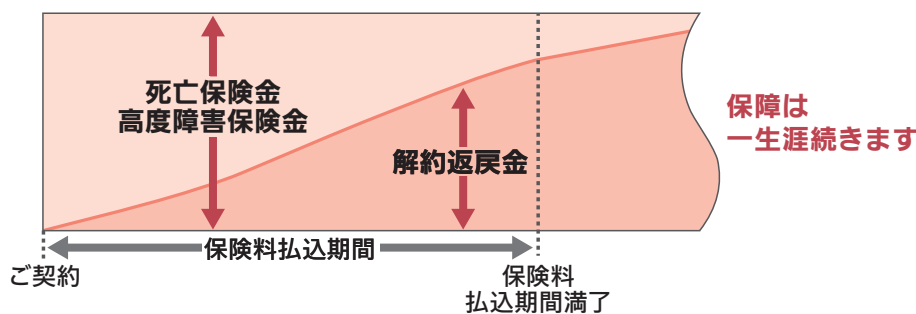
詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

- 5大生活習慣病特約(14)
- 女性疾病入院特約(14)
- がん診断一時金特約(14)
- 先進医療特約
- 特定損傷特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- 指定代理請求特約
- 保険証券等の電子化に関する特約

1 商品のしくみと特徴

イメージ



* ご契約内容によって保険料払込期間が終身となります。

- この商品は、死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたときの保障を一生にわたり確保できる生命保険です。
- 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、お払込保険料やお支払する保険金等の

円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

※この保険には円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。
(死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払しません)

● 保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

● 高額割引制度について

ご契約（主契約）の保険金額が5万米国ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 保険金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、保険金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合
をご確認ください。

5 解約返戻金

解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。

詳しくは

81 注意喚起情報 の

7 解約と解約返戻金
をご確認ください。

6 ご契約にかかる費用・為替リスク

この商品は、お客さまにご負担いただく費用があります。また、為替相場の変動による影響を受ける場合があります。

詳しくは

70 注意喚起情報 の 1 ご契約にかかる費用、

71 2 為替リスク
をご確認ください。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

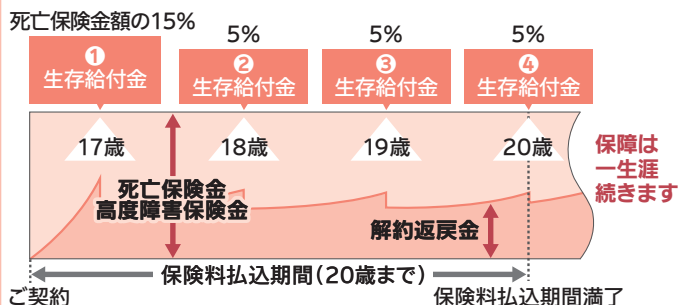
56～64

- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約^{※1}
- 介護前払特約^{※2}
- 円換算払込特約
- 円換算支払特約^{※1}
- 円換算貸付特約^{※1}
- 保険証券等の電子化に関する特約

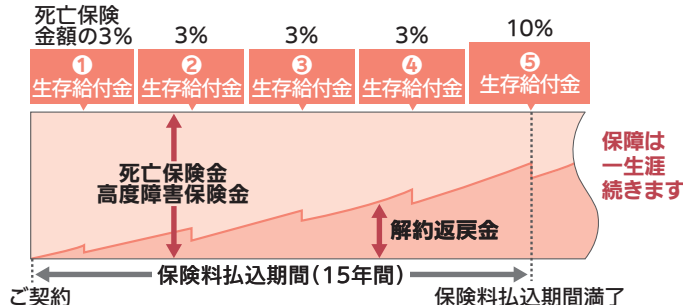
※1 ご契約時には付加できません。 ※2 終身払は付加できません。

1 商品のしくみと特徴

イメージ ドリーム・ゲート



イメージ どるフィン



- この商品は、死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたときの保障を一生にわたり確保できる生命保険です。
- 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、お払込保険料やお支払する保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。
- ドリーム・ゲートの場合、所定の年齢に達した契約応当日以後、最初に到来する支払日に計4回の「ドリーム・ボーナス」(生存給付金)をお受け取りになれます。支払日はお好きな日を

指定いただけます。

- どるフィンの場合、ご契約後3年ごとに計5回「ジャンプ・ボーナス」(生存給付金)がお受け取りになれます。支払日は、お好きな日を指定いただけます。
- ※この保険には円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。
- ※生存給付金は、指定されたお受取日から、実際にお客さまの口座等に着金するまでには所要の日数がかかりますのでご注意ください。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき
生存給付金	生存給付金支払日に被保険者が生存されているとき

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。(死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払しません)

※生存給付金はお支払事由が生じたときから、当社所定の利率により付利して自動的に据置き、請求があったとき、ご契約が消滅したときまたは最終の生存給付金支払日から10年が経過した据置期間満了時にお支払します。

※生存給付金支払日が年単位の契約応当日と同一でない場合、生存給付金額に当社所定の率で計算された加算額を加算します。

※死亡または高度障害状態に該当された日以後に到来する生存給付金支払日における生存給付金のお支払はありません。

※生存給付金支払日は変更することができます。

●保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

※死亡保険金額を減額すると、その減額割合に連動して生存給付金額も減額されます。(死亡保険金額のみまたは生存給付金額のみの減額はできません)

※リビング・ニーズ特約による一部または全部の死亡保険金支払後も、この特約による保険金を請求した日からその日を含めて6カ月以内に生存給付金支払日が到来する生存給付金のみ、主契約が減額または消滅しなかったものとしてお支払します。

※介護前払特約による第1回介護年金の支払日以後に、最終の生存給付金支払日が到来する生存給付金は、主契約が減額されなかったものとしてお支払します。

※生存給付金特則のみの解約はできません。

●高額割引制度について

ご契約(主契約)の保険金額が5万米国ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 保険金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、保険金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合
をご確認ください。

5 解約返戻金

解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。

詳しくは

81 注意喚起情報 の

7 解約と解約返戻金 をご確認ください。

6 ご契約にかかる費用・為替リスク

この商品は、お客さまにご負担いただく費用があります。また、為替相場の変動による影響を受ける場合があります。

詳しくは

70 注意喚起情報 の 1 ご契約にかかる費用、

71 2 為替リスク をご確認ください。

付加できる主な特約

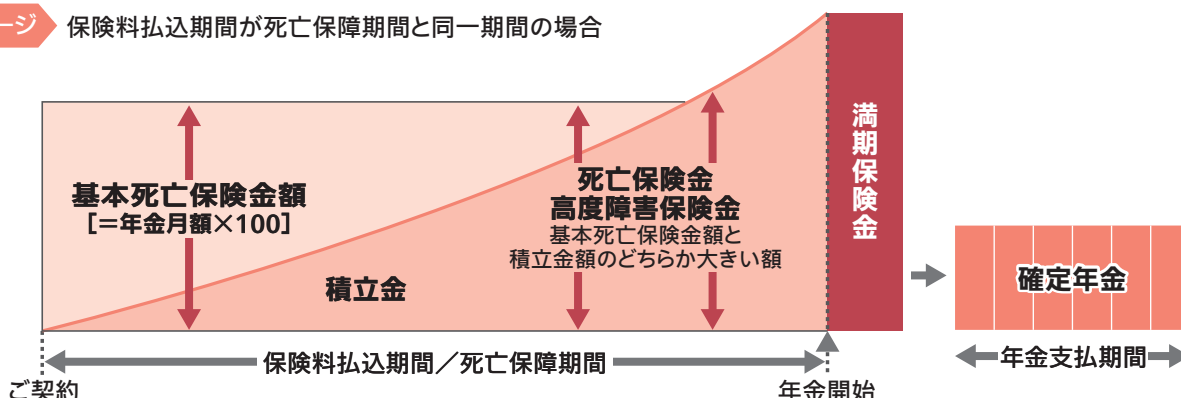
詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

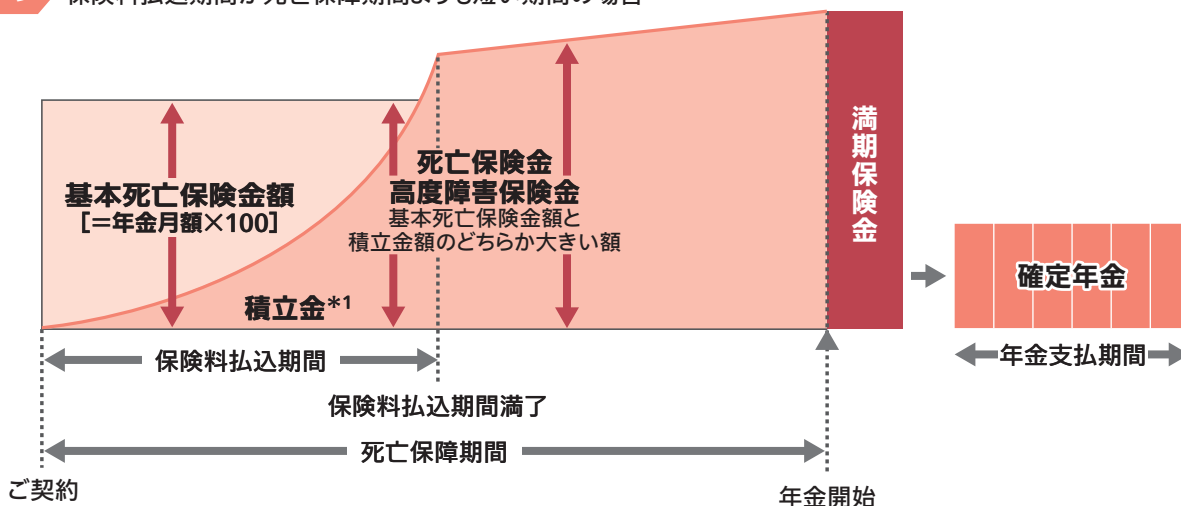
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*
- 介護前払特約
- 円換算払込特約
- 円換算支払特約*
- 円換算貸付特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約

1 商品のしくみと特徴

イメージ 保険料払込期間が死亡保障期間と同一期間の場合



イメージ 保険料払込期間が死亡保障期間よりも短い期間の場合



*1 保険料払込期間満了後に、積立金の基本死亡保険金額を上回る場合もあります。

- この商品は、死亡保障期間には万一の保障を、年金開始日の前日までにご選択いただくことで、確定年金または満期保険金のいずれかを死亡保障期間経過後にお受け取りいただける生命保険です。
- 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、お払込保険料やお支払する保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。
- 保険料の払込期間が、死亡保障期間と同一期間のお取り扱いと、死亡保障期間よりも短い期間のお取り扱いがあります。

※この保険には円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。

また、保険料払込期間が死亡保障期間よりも短い期間の場合、お申し込み時に全期前納（将来の保険料の全部を前もってまとめてお払い込みいただく方法）のお取り扱い

も可能です。その場合、第1回保険料の換算基準日は、保険料払込日（着金日）の前日となります。（その日が、当社が主とする取引銀行の休業日に当たるときは、その直前の取引銀行の営業日が換算基準日となります）前納保険料の換算基準日は、当社受領日（着金日）となります。実際に円でお払い込みいただく総合計保険料は、第1回保険料と前納保険料とを、それぞれ円に換算した金額を合計したものとなります。

※お申し込み時に満期保険金でのお受け取りのお申し出をいただきますので、年金開始日の前日までに年金開始手続きが行われなかった場合は、満期保険金でのお受け取りになります。確定年金でのお受け取りをご希望の場合は、年金開始日の前日までにお手続きください。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡保障期間中に死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、死亡保障期間中に所定の高度障害状態になられたとき
満期保険金	契約者が年金支払開始日の前日までに年金のお支払にかえて満期保険金支払を選択し、かつ被保険者が死亡保障期間満了時に生存されているとき
年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき
死亡一時金	被保険者が年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき

※お支払事由に該当し、保険金または死亡一時金をお支払した場合、保険契約は消滅します。
(死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は重複してお支払しません)

●保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

●高額割引制度について

ご契約（主契約）の年金額が5百米国ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 保険金等をお支払できない場合
告知義務違反等により解除された場合、保険金等をお支払できない場合があります。
詳しくは

80 注意喚起情報 の
5 保険金等をお支払できない場合 をご確認ください。

5 解約返戻金
解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。
詳しくは

81 注意喚起情報 の
7 解約と解約返戻金 をご確認ください。

6 ご契約にかかる費用・為替リスク
この商品は、お客さまにご負担いただく費用があります。また、為替相場の変動による影響を受ける場合があります。
詳しくは

70 注意喚起情報 の **1 ご契約にかかる費用**、
71 2 為替リスク をご確認ください。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

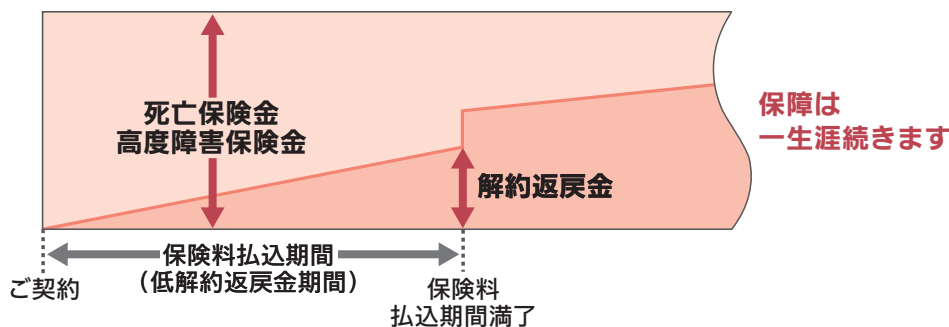
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*
- 円換算払込特約
- 円換算支払特約*
- 円換算貸付特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約

※ご契約時には付加できません。



1 商品のしくみと特徴

イメージ



- この商品は、万一の保障を一生涯にわたり確保できる生命保険です。
- 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、お払込保険料やお支払する保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は低解約返戻金型のため、低廉な保険料水準を実現しています。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、当社「米国ドル建終身保険」の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額となります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中に解約返戻金を円でお支払する場合には、当社「米国ドル建終身保険」の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることとなります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、当社「米国ドル建終身保険」の米国ドルでお支払する解約返戻金額と同額となります。

※この保険には円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。
(死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払しません)

- 保険料の払込免除について**
被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
- 高額割引制度について**
ご契約(主契約)の保険金額が5万米国ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 保険金等をお支払できない場合
告知義務違反等により解除された場合、保険金等をお支払できない場合があります。
詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合 をご確認ください。

5 解約返戻金
解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。
詳しくは

81 注意喚起情報 の

7 解約と解約返戻金 をご確認ください。

6 ご契約にかかる費用・為替リスク
この商品は、お客さまにご負担いただく費用があります。また、為替相場の変動による影響を受ける場合があります。
詳しくは

72 注意喚起情報 の

1 ご契約にかかる費用、2 為替リスク をご確認ください。

付加できる主な特約

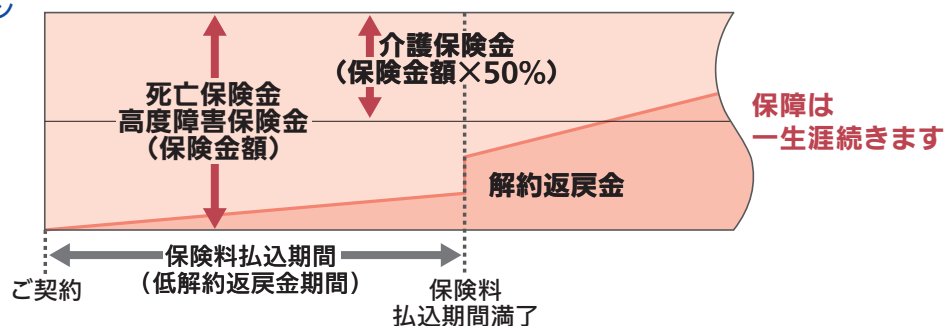
詳しくは契約概要【特約】へ **56~64**

- 米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*
- 介護前払特約
- 円換算払込特約
- 円換算支払特約*
- 円換算貸付特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約

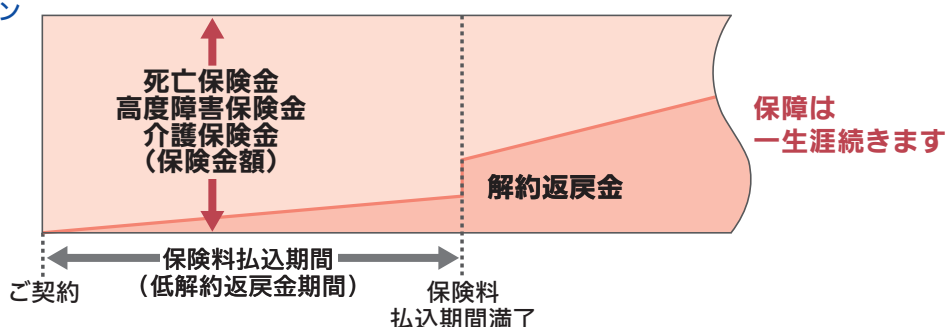
※ご契約時には付加できません。

1 商品のしくみと特徴

イメージ 介護保障50%プラン



イメージ 介護保障100%プラン



- この商品は、死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、または介護保険金のお支払事由に該当されたときの保障を一生にわたり確保できる生命保険です。
- 公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定された場合、介護保険金をお支払します。また、被保険者が満65歳未満で当社所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続している場合でも、介護保険金をお支払します。
- 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、お払込保険料やお支払する保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は低解約返戻金型のため、低廉な保険料水準を実現しています。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額となります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中に解約返戻金を円でお支払する場合には、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることとなります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額と同額となります。

介護保障 50%プランの 場合

- 介護保険金(保険金額×50%)をお支払したときは、介護保険金のお支払事由に該当された日にさかのぼって介護保険金と同額の保険金額が減額され、以後の保障は、死亡または所定の高度障害状態になられたときの保障のみとなります。
- 介護保険金をお支払したときは、以後の保険料のお払い込みが免除になります。

※この保険には円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金（保険金額）	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金（保険金額）	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき
介護保険金 介護保障 50%プランは、 保険金額の 50% 介護保障 100%プランは、 保険金額	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、以下のいずれかに該当されたとき ①被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満で、当社所定の要介護状態 ^{*1} に該当し、その状態に該当された日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ②公的介護保険制度の要介護2以上の状態 ^{*2} に該当されていると認定されたとき

※お支払事由に該当し、死亡保険金・高度障害保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。（死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払しません）

※当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

《*1・*2》

当社所定の要介護状態^{*1}・公的介護保険制度の要介護2以上の状態^{*2}については、**67** 別表②をご確認ください。

●保険料の払込免除について

つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

- ・被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき。
- ・介護保障 50% プランで介護保険金をお支払したとき。

●高額割引制度について

ご契約（主契約）の保険金額が5万米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 保険金等をお支払できない場合
告知義務違反等により解除された場合、保険金等をお支払できない場合があります。
詳しくは **80** 注意喚起情報 の **5** 保険金等をお支払できない場合 をご確認ください。

5 解約返戻金
解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。
詳しくは **81** 注意喚起情報 の **7** 解約と解約返戻金 をご確認ください。

6 ご契約にかかる費用・為替リスク
この商品は、お客さまにご負担いただく費用があります。また、為替相場の変動による影響を受ける場合があります。
詳しくは **72** 注意喚起情報 の **1** ご契約にかかる費用、**2** 為替リスク をご確認ください。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

56～64

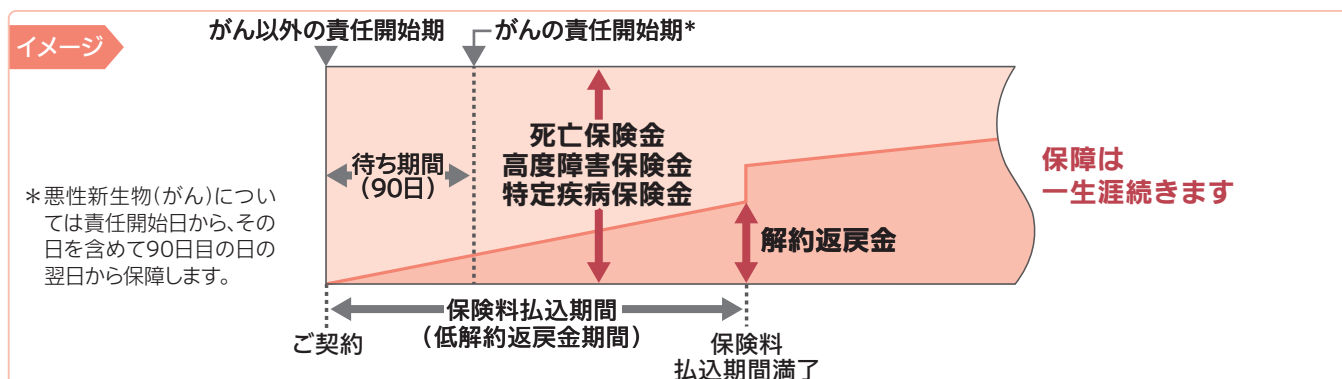
- 米ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）^{*1}
- 米ドル建認知症保障終身特約（無解約返戻金型）
- 介護保険金割増年金支払特約 ●介護前払特約（介護保険金支払後給付型）^{*1}
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約 ●指定代理請求特約 ●保険金等の支払方法の選択に関する特約^{*2}
- 円換算払込特約 ●円換算支払特約^{*2} ●円換算貸付特約^{*2}
- 保険証券等の電子化に関する特約

※1 介護保障 50% プランにのみ付加できます。 ※2 ご契約時には付加できません。

介護保障
100%プランの
場合

●死亡保険金、高度障害保険金、介護保険金（保険金額と同額）のいずれかをお支払したときは、保険契約は消滅します。

1 商品のしくみと特徴



- この商品は、死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、または特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定のお支払事由に該当されたときの保障を一生涯にわたり確保できる生命保険です。
 - 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、お払込保険料やお支払する保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。
 - この保険は低解約返戻金型のため、低廉な保険料水準を実現しています。
 - 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額となります。
 - 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中に解約返戻金を円でお支払する場合には、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることとなります。
 - 保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額と同額となります。
- ※この保険には円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき
特定疾病保険金	被保険者が、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により、所定の事由*に該当されたとき

*お支払事由の詳細については、68別表③をご確認ください。

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。
(死亡保険金・高度障害保険金・特定疾病保険金は重複してお支払しません)

●保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

●高額割引制度について

ご契約(主契約)の保険金額が5万米国ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

4 保険金等をお支払できない場合

告知義務違反等により解除された場合、保険金等をお支払できない場合があります。

詳しくは

80 注意喚起情報 の

5 保険金等をお支払できない場合
をご確認ください。

5 解約返戻金

解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。

詳しくは

81 注意喚起情報 の

7 解約と解約返戻金 をご確認ください。

6 ご契約にかかる費用・為替リスク

この商品は、お客さまにご負担いただく費用があります。また、為替相場の変動による影響を受ける場合があります。

詳しくは

72 注意喚起情報 の

1 ご契約にかかる費用、2 為替リスク
をご確認ください。

付加できる主な特約

詳しくは契約概要【特約】へ

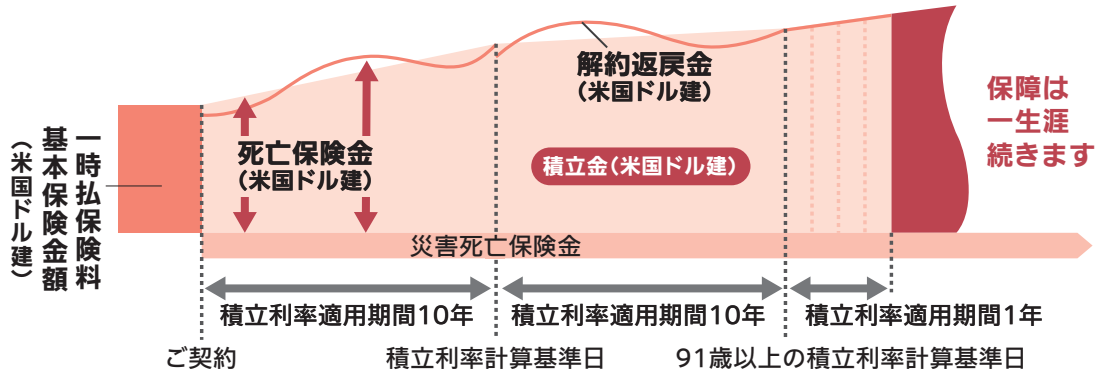
56～64

- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*
- 円換算払込特約
- 円換算支払特約*
- 円換算貸付特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約

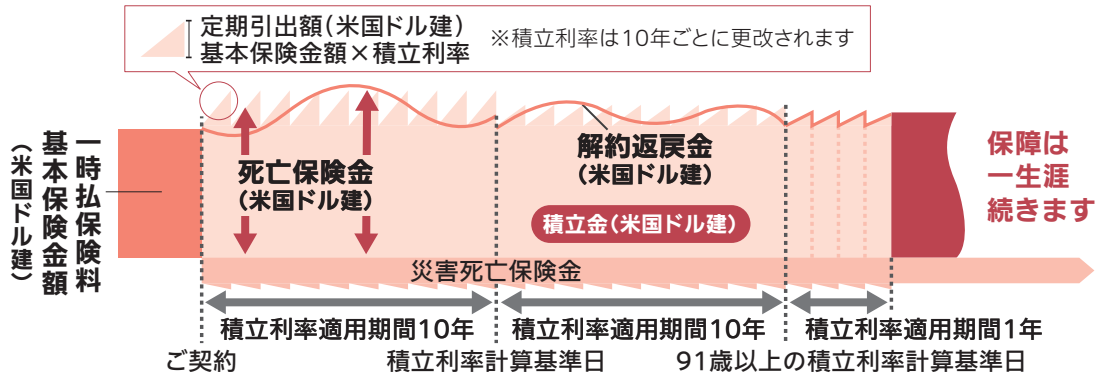
※ご契約時には付加できません。

1 商品のしくみと特徴

イメージ 基本タイプ=積立金定期引出特約(23)が付加されていないタイプ(運用通貨が米国ドルの場合)



イメージ 積立金定期引出タイプ=積立金定期引出特約(23)が付加されているタイプ(運用通貨が米国ドルの場合)



※このしくみ図は、将来の死亡保険金額、災害死亡保険金額、定期引出額等を保証するものではありません。

- この商品は、ご契約時に保険料を一時払でお払い込みいただき、万一の保障を一生にわたり確保できる生命保険です。
- 運用通貨は米国ドル・豪ドルから当社の取り扱いの範囲内でご選択いただき、この保険にかかる金銭の授受は、運用通貨で行います。
- 一時払保険料は、円で払い込むことができます(保険料円入金特約)。また死亡保険金、解約返戻金は、ご請求時にお申し出いただくことで円で受け取ることができます(円支払特約)。
- この保険は、外貨を円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(外貨)を円に換算した場合の金額が、お払い込みいただいた一時払保険料相当額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は、解約(減額)時に市場価格調整が行われます。また、契約日から10年未満に解約(減額)する場合は、解約控除がかかります。このため、これらの市場価格調整や解約控除

により、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 一時払保険料は、積立金として投入され、積立金は、積立利率^{※1}に応じて増加します。
- 積立利率は、契約日または積立利率計算基準日(積立利率適用期間^{※2}満了の日の翌日)ごとに設定(更改)され、つぎに到来する積立利率計算基準日の前日まで適用されます。積立利率は積立利率適用期間中、変更されることはありません。
- 積立利率は、毎月2回(1日と16日)設定されたものが適用されます。
- 積立利率は、積立利率適用期間に応じた以下の利率とします。

【積立利率適用期間: 10年の場合】

所定の期間における各通貨の指標金利^{※3}の平均値(基準利率)に当社が所定の範囲内で増減^{※4}させて定めた率から、保険関係費用^{※5}を差し引いた利率。

【積立利率適用期間：1年の場合】

当社所定の利率から、保険関係費用を差し引いた利率。

- 積立利率計算基準日における被保険者の年齢が91歳以上の場合は積立利率適用期間は1年となり、1年ごとに設定(更改)される積立利率は、91歳未満の場合に適用されていた積立利率よりも一般的に低くなります。
- 積立利率は年0.01%が最低保証されます。また、米国ドル建のご契約で積立利率適用期間が10年の場合は積立利率の上限が設定されていますので、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

- 下記の【積立金定期引出特約(23)を付加した場合】を含めて、金利情勢等により、通貨によっては販売停止となる場合があります。

- ※1 積立利率については、当社ホームページをご覧ください。
- ※2 積立利率適用期間について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ※3 指標金利について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ※4 「所定の範囲内で増減」とは、±1.5%になります。
- ※5 保険関係費用について、詳しくは、
74 注意喚起情報 の 1 ご契約にかかる費用 ① 保険関係費用
をご覧ください。

【積立金定期引出特約(23)を付加した場合】

- ご契約から1年後の契約応当日より毎年、積立金を取り崩し、定期引出金としてお支払します。
- 定期引出金は、定期引出日(契約日から1年ごとの年単位の契約応当日)における当社所定の為替レート(円支払用の為替レート)を適用し、毎年の定期引出日に円でお支払します。外貨でのお支払はできません。
- 定期引出金の額(定期引出額)は、積立利率適用期間ごと*に、「基本保険金額×積立利率」の算式によって計算される金額とします。
* 定期引出日が積立利率計算基準日と同日となるときの定期引出額は、定期引出日の前日に属する積立利率適用期間における定期引出額となります。(このときの定期引出額は更改後の積立利率適用期間における定期引出額とはなりませんので、ご注意ください)
- 定期引出金を支払われた場合、支払直後の積立金額は支払前の積立金額から定期引出額を差し引いた金額となります。
- 積立利率は、基本タイプの積立利率から、定期引出に要する率を差し引いた利率となります。したがって、この特約を付加したときの積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります。
- 基本保険金額の減額が行われた場合、減額日の属する積立利率適用期間において減額日以後の定期引出額が再計算(減額)されます。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由(概要)
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき、死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払します。
災害死亡保険金	被保険者が不慮の事故等により死亡されたとき、死亡日における積立金の5%相当額を災害死亡保険金として、死亡保険金とあわせて死亡保険金受取人にお支払します。

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。

3 付加できる主な特約

※付加できる特約の詳細については、主契約の「ご契約のしおり・約款」に記載しています。

特約名称	概要
保険料 円入金特約	●当社所定の為替レート（円入金用の為替レート）を用いて外貨建の保険料を円によりお払い込みいただけます。 ●保険料円換算額*は、当社所定の金額の範囲内で契約者にご指定いただき、お払い込みいただきます。この場合、お払い込みいただいた保険料円換算額に基づき、基本保険金額を計算します。（保険料円換算額を定める場合の特約） *保険料円換算額とは、契約者にお払い込みいただいた円建の金額のことです。 ※当社所定の為替レートの変動に応じて、円でお受け取りになる保険金・解約返戻金等の額が円でお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
円支払特約	外貨建の保険金・解約返戻金等を当社所定の為替レート（円支払用の為替レート）で円に換算しお受け取りいただけます。 ※当社所定の為替レートの変動に応じて、円でお受け取りになる保険金・解約返戻金等の額が円でお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
積立金 定期引出特約 (23)	この特約の中途付加はできません。 この特約は直後に到来する積立利率適用期間満了時をもって解約するお申し出をされた場合に限り、解約することができます。 定期引出金の受取人は契約者です。 ※詳細は、⑤「1商品のしくみと特徴」をご確認ください。
遺族年金特約	死亡保険金および災害死亡保険金を一時支払にかえて年金*によりお支払します。 年金の種類は確定年金のみです。 *年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率等（予定利率等）に基づいて算出されるものです。ただし、年金額が当社の定める最低年金額に満たない場合、お取り扱いできません。
年金支払移行特約 〔積立利率更改型 一時払終身保険用〕 ※ご契約時には 付加できません。	契約日から5年経過以後、将来の死亡保障にかえて主契約の全部または一部を年金*でお支払します。 年金の種類は確定年金、保証期間付終身年金、保証金額付終身年金のいずれかとなり、複数の年金種類を選択することも可能です。 *年金額は、この特約を付加した日における解約返戻金額を基準として、この特約を付加した日における年金の種類、基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて算出されるものです。ただし、年金額が当社の定める最低年金額に満たない場合、お取り扱いできません。
介護年金移行特約 ※この特約を付加 する場合は、指 定代理請求特約 の付加が必須と なります。	契約日から1年経過以後、被保険者が第1回介護年金支払日に満40歳以上で、公的介護保険制度の要介護2以上の状態*¹に該当の場合または、満65歳未満で当社所定の要介護状態*²に該当し180日以上継続していると医師によって診断確定された場合、主契約の解約返戻金の全部または一部を年金原資として、通常の年金よりも割増された介護年金でお支払します。 介護年金の受取人は被保険者です。 保証金額付介護終身年金 ●第1回介護年金の支払日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり、毎年の年金支払日に一定額の年金をお支払します。 ●第1回介護年金の支払日以後、死亡一時金保証期間*³中に被保険者が亡くなられた場合、年金原資額からすでにお支払した介護年金およびすでにお支払が確定した介護年金の合計額を差し引いた金額（死亡一時金）をお支払します。 *³ 死亡一時金保証期間とは、死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回介護年金の支払日から、支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金原資額を超えることとなる第2回以後介護年金の支払日の前日までの期間をいいます。 保証期間付介護終身年金 ●第1回介護年金の支払日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり、毎年の年金支払日に一定額の年金をお支払します。 ●第1回介護年金の支払日以後、保証期間中の最後の年金支払日の前日までに被保険者が亡くなられた場合には保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額（死亡一時金）をお支払します。 ●この特約の被保険者が第1回介護年金の支払日以後、一定期間内に亡くなられた場合、お支払する年金等の総額が年金原資の額を下回ることがあります。 ※介護年金額は、第1回介護年金の支払日における基礎率等（予定利率・予定死亡率等）に基づいて算出されるものです。ただし、年金額が当社の定める最低年金額に満たない場合、お取り扱いできません。 ※割増部分は、性別・年齢等によって金額が異なります。また、年齢により割増部分がない場合もあります。 ※この特約の年金および死亡一時金は、円によりお支払します。外貨によるお支払はできません。 ※この特約は契約者と被保険者が同一の場合のみ付加できます。 ※当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。 《*1・*2》 公的介護保険制度の要介護2以上の状態*¹・当社所定の要介護状態*²については、⑦別表②をご確認ください。

特約名称	概要
指定代理請求特約 ※この保険でこの特約を付加する場合は、介護年金移行特約の付加が必須となります。	●受取人である被保険者が以下に定めるいずれかの事情があるとき、被保険者（受取人）に代わって指定代理請求人が請求を行うこと等ができます。 ①保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ②当社が認める傷病名の告知を受けていない場合 ③その他、①または②に準じる状態であると当社が認めた場合 ●請求できる保険金等はつぎのとおりです。 ・主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
保険証券等の電子化に関する特約	保険証券もしくは証書の発行にかえて、Myページ*に電子証券（「生命保険証券（契約成立証明書）」）等をPDFファイルにて提供します。「生命保険証券（契約成立証明書）」に表示する内容は、保険証券記載事項とみなされます。 *Myページのご登録時にはメールアドレスの登録が必要です。 *Myページについては②「Myページご利用の案内」をご確認ください。 ●この特約を付加するためには、「ご家族登録制度」へのお申し込みが必要です。 ●つぎの事由に該当する場合はこの特約を付加できません。（その他、会社の定めるお取り扱いの範囲外となる場合、この特約を付加できないことがあります） ・死亡保険金等の受取人を4人以上指定される場合 ・契約者が未成年の場合 ・契約者が成年後見制度を利用されている場合 ※この特約はご契約成立後の中途付加はできません。また、この特約を解約することはできません。 ※契約者が変更された場合、この特約は消滅します。

4 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

5 解約 ※減額は「一部解約」となります

この保険は運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金額は増減することがあります。また、経過年数（契約日からその日を含めて解約日（減額日）までの年数）が10年未満で解約（減額）する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

■解約（減額）時には、下記の式により解約返戻金が算出されます。

$$\text{解約返戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{①市場価格調整率} - \text{②解約控除率}^{*1})$$

ただし、つぎの日に解約（減額）される場合は、市場価格調整が行われないことに加え、解約控除もかかりません。

したがって、解約返戻金額は積立金額と同額になります。

- 積立利率計算基準日
- 積立利率適用期間が1年の期間に属する日

*1 解約控除率は契約日から10年を経過すると0になります。

①市場価格調整率

運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させる率で、経過年数や市場金利により変動します。この保険契約に「適用されている積立利率を計算するための基準利率」が「解約日(減額日)」に適用される積立利率を計算するための基準利率+A^{*4}より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \frac{\text{適用されている積立利率を計算するための基準利率}^{*2}}{12}}{1 + \frac{\text{解約日(減額日)に適用される積立利率を計算するための基準利率}^{*3} + A^{*4}}{12}} \right)^{\text{残存月数}^{*5}}$$

*2 「適用されている積立利率を計算するための基準利率」とは

解約日(減額日)の属する積立利率適用期間中の、この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率

*3 「解約日(減額日)に適用される積立利率を計算するための基準利率」とは

解約日(減額日)を契約日として、この保険契約の積立利率適用期間と同一の積立利率適用期間の新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率を計算するための基準利率

*4 「A」とは

基準利率を用いて積立利率を設定する日と解約日(減額日)の間に生じる金利の変動や、債券等運用資産の売却にかかる取引費用に備えるために当社が定める率(ご契約時には定めず解約日(減額日)において右記の範囲内で設定されます)

運用通貨	率の範囲
米国ドル 豪ドル	0.00%以上0.10%以下

*5 「残存月数」とは

解約日(減額日)からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数(月数未満切上げ)に右記の係数を乗じた月数

運用通貨	積立利率適用期間	係数
米国ドル 豪ドル	10年	0.90

「A」が設定されていることにより、「適用されている積立利率を計算するための基準利率」と「解約日(減額日)に適用される積立利率を計算するための基準利率」が同一であっても、解約(減額)時の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。
たとえば、「適用されている積立利率を計算するための基準利率」と「解約日(減額日)に適用される積立利率を計算するための基準利率」が3%、「A」が0.10%の場合、残存期間に応じ、市場価格調整率としてつぎの表に記載している率が控除されます。

【積立利率適用期間10年の場合】

(注1) 残存 年数	(注2) 10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
市場 価格 調整率	0.87%	0.78%	0.70%	0.61%	0.52%	0.44%	0.35%	0.26%	0.17%	0.09%

※たとえば、残存年数10年の市場価格調整率は、市場価格調整率の計算における、残存月数108カ月(120カ月(10年)×0.90)で計算した率となります。

(注1)解約日(減額日)から起算して積立利率適用期間の満了日までの残存年数

(注2)「契約日」または「積立利率計算基準日の翌日」の率

※市場価格調整率について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」の「ご契約の解約と解約返戻金について」をご覧ください。

※基準利率およびAについては、当社ホームページをご覧ください。

②解約控除率

解約日(減額日)の積立金に以下の解約控除率を乗じた金額を積立金から差し引きます。経過年数が10年以上のご契約には解約控除はありません。

運用 通貨	経過年数									
	1年 未満	1年 以上 2年 未満	2年 以上 3年 未満	3年 以上 4年 未満	4年 以上 5年 未満	5年 以上 6年 未満	6年 以上 7年 未満	7年 以上 8年 未満	8年 以上 9年 未満	9年 以上 10年 未満
米国ドル 豪ドル	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%

※市場価格調整と解約控除について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」の「ご契約の解約と解約返戻金について」をご覧ください。

解約返戻金については、あわせて

⑧ 注意喚起情報 の 7 解約と解約返戻金 もご確認ください。

6

ご契約にかかる
費用・為替リスク

この商品は、お客さまにご負担いただく費用があります。
また、為替相場の変動による影響を受ける場合があります。

詳しくは

⑦④ 注意喚起情報 の 1 ご契約にかかる費用、
⑦⑤ 2 為替リスク をご確認ください。

7

解約(減額)時の
市場価格調整

市場金利に連動した市場価格調整を行い、
解約返戻金は増減することがあります。

詳しくは

⑦⑤ 注意喚起情報 の
3 解約(減額)時の市場価格調整
をご確認ください。

契約概要 【特約】

付加できる特約は、お申し込み商品によって異なります。

※付加できる特約の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しています。

付加可能な特約一覧表

(新教弘米国ドル建個人年金保険の特約は⑨、積立利率更改型一時払終身保険(23)の特約は⑫に掲載)

主契約	特約							
	平準定期保険特約※1	無解約返戻金型平準定期保険特約※1	高度障害療養加算型家族収入特約(保険料払込中無解約返戻金型)	災害死亡給付特約	特定疾病保障定期保険特約※2	低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険特約※2	米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)※3	米国ドル建認知症保障終身特約(無解約返戻金型)
教弘用 保険種類								
教弘保険(新教弘保険A型)								
教弘保険(新教弘保険B型)								
教弘保険(新教弘保険K型)								
教弘保険(ユース教弘保険)								
新教弘介護保障付終身保険								
新教弘医療保険α(シンプルタイプ)/ファミリー教弘医療保険α(シンプルタイプ)								
新教弘医療保険α/ファミリー教弘医療保険α								
新教弘医療保険α(シンプル・初期加算タイプ)/ファミリー教弘医療保険α(シンプル・初期加算タイプ)								
新教弘医療保険α(初期加算タイプ)/ファミリー教弘医療保険α(初期加算タイプ)								
円建保険 保険種類								
終身保険	●	●	●	●	●	●		
平準定期保険				●	●			
高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)				●				
就労不能障害介護保障型家族収入保険(無解約返戻金型)								
介護保障付終身保険(低解約返戻金型)								
低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険								
変額保険(有期型)								
医療保険(基本タイプ)								
医療保険(3大生活習慣病無制限タイプ)								
医療保険(初期加算タイプ)								
医療保険(3大生活習慣病無制限・初期加算タイプ)								
外貨建保険 保険種類								
米国ドル建終身保険								
ドリーム・ゲート								
どるフィン								
米国ドル建リタイアメント・インカム								
米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)							●	
米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)							●	●
米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)								

※1 平準定期保険特約と無解約返戻金型平準定期保険特約を同一契約に付加することはできません。

※2 低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険特約と特定疾病保障定期保険特約を同一契約に付加することはできません。

※3 米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)の場合は、介護保障50%プランにのみ付加できます。

※4 新教弘医療保険α(シンプルタイプ)、新教弘医療保険α、新教弘医療保険α(シンプル・初期加算タイプ)、新教弘医療保険α(初期加算タイプ)に付加できます。

※5 終身払には付加することができません。米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)の場合は、介護保障50%プランにのみ付加できます。また、新教弘介護保障付終身保険、介護保障付終身保険(低解約返戻金型)、米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)介護保障50%プランに付加する場合は、介護前払特約(介護保険金支払後給付型)となります。

※6 ご契約時に付加することはできません。

※7 就労不能障害特約(無解約返戻金型)が付加されている新教弘医療保険α(シンプルタイプ)、新教弘医療保険α、新教弘医療保険α(シンプル・初期加算タイプ)、新教弘医療保険α(初期加算タイプ)には付加できます。(ご契約時に付加することはできません。)

※8 ライフプラン・コンサルタントの情報端末による電子申込手続きの場合のみ付加できます。

* 終身保険に平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、災害死亡給付特約、傷害特約を付加する際に特約の保険期間を年満期とした場合は、平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約は特約条項に基づき、災害死亡給付特約、傷害特約は特約更新特約条項に基づき、特約の保険期間（10年または15年）毎に更新し最終到達年齢（終身払の場合は80歳）まで継続するものとします。但し、最終到達年齢は主契約の保険料払込期間の満了日の翌日の年齢か、80歳のいずれか若い年齢とします。

* 保険期間が年満期の「医療保険 基本タイプ」「新教弘医療保険α（シンプルタイプ）」「ファミリー教弘医療保険α（シンプルタイプ）」に「5大生活習慣病特約（14）」、「女性疾病入院特約（14）」、「がん診断一時金特約（14）」、「特定損傷特約」を付加する場合は、主契約の規定に基づき、主契約と同時にこれらの特約も自動的に更新され最終到達年齢90歳（特定損傷特約は60歳）まで継続するものとします。また、保険期間が年満期の「新教弘医療保険α（シンプルタイプ）」に「就労不能障害特約（無解約返戻金型）」を付加する場合は、主契約の規定に基づき、主契約と同時にこの特約も自動的に更新され、主契約は最終到達年齢90歳、この特約は最終到達年齢65歳まで継続するものとします。

特約名称	概要								
平準定期保険特約 無解約返戻金型平準定期保険特約	被保険者が保険期間中に死亡または高度障害状態になられたとき、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払します。 ※無解約返戻金型平準定期保険特約には解約返戻金はありません。								
高度障害療養加算型 家族収入特約 (保険料払込中無解約返戻金型)	●被保険者が死亡されたとき、特約家族年金を特約保険期間満了まで毎月お支払します。 ●被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態になられたとき、特約高度障害年金を特約保険期間満了まで毎月お支払します。 ●被保険者が特約高度障害年金のお支払事由に該当された日以後の、生存判定日*に生存されているとき、特約高度障害療養加算年金を毎月お支払します。 ●特約高度障害療養加算年金の加算割合は50%を指定したものとします。 *「生存判定日」とは、特約高度障害療養加算年金をお支払するために当社が被保険者の生存を判定する日で、以下のいずれかの日とします。 ①高度障害状態になられた日 ②高度障害状態になられた日の年単位の応当日(応当日のない場合は、その月の末日とします)の直後に到来する月単位の契約応当日の前日 ※特約家族年金・特約高度障害年金(特約高度障害療養加算年金を含む)は重複してお支払しません。 ※この特約には解約返戻金はありません。								
災害死亡給付特約	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故(不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の高度障害状態になられた場合が対象となります)または所定の感染症を直接の原因として、特約の保険期間中に死亡または所定の高度障害状態になられた場合、災害死亡保険金または災害高度障害保険金をお支払します。 ※災害死亡保険金・災害高度障害保険金は重複してお支払しません。								
特定疾病保障定期保険特約 低解約返戻金特則付 特定疾病保障終身保険特約 米国ドル建特定疾病保障 終身保険特約(低解約返戻金型)	万一の保障に加え、所定の特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)になられた場合の保障を確保できます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金</th><th>お支払事由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特約特定疾病保険金</td><td>被保険者が、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により、所定の事由*に該当されたとき</td></tr> <tr> <td>特約死亡保険金</td><td>被保険者が死亡されたとき</td></tr> <tr> <td>特約高度障害保険金</td><td>この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態になられたとき</td></tr> </tbody> </table> *お支払事由の詳細については、⑯別表③をご確認ください。 ※低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険特約は、低解約返戻金特則が付加されています。低解約返戻金期間は、特約保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この特約に低解約返戻金特則を付加しなかった場合の解約返戻金額に、低解約返戻金割合(70%)を乗じた金額となります。なお、特約保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の解約返戻金額は、この特約に低解約返戻金特則を付加しなかった場合の解約返戻金額と同額になります。 ※米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)は低解約返戻金型のため、低廉な保険料水準を実現しています。低解約返戻金期間は、特約保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約・減額時の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、この特約が低解約返戻金型でなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額となります。また、特約保険料払込期間(低解約返戻金期間)中に解約返戻金を円でお支払する場合には、この特約が低解約返戻金型でなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることとなります。なお、特約保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、この特約が低解約返戻金型でなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額と同額となります。 ※特約特定疾病保険金、特約死亡保険金、特約高度障害保険金のいずれかをお支払した場合、この特約は消滅し、以降の保障はなくなります。 ※高額割引制度について 米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)の保険金額が20万米国ドルの場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。 また、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)は、高額割引の他に、一律保険金額1万米国ドルにつき0.6米国ドルの割引が適用されます。	保険金	お支払事由	特約特定疾病保険金	被保険者が、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により、所定の事由*に該当されたとき	特約死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	特約高度障害保険金	この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態になられたとき
保険金	お支払事由								
特約特定疾病保険金	被保険者が、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により、所定の事由*に該当されたとき								
特約死亡保険金	被保険者が死亡されたとき								
特約高度障害保険金	この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態になられたとき								

特約名称	概要	
米国ドル建認知症保障終身特約 (無解約返戻金型)	つぎの事由に該当されたときは、保険金をお支払します。	
	保険金	お支払事由
	認知症保険金	器質性認知症 被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、待ち期間経過後（この特約の責任開始期から、その日を含めて180日目の日の翌日以降）に器質性認知症 ^{*1} に該当されたと医師によって診断確定されたとき
	軽度認知障害保険金 (認知症保険金額×30%)	軽度認知障害 つぎの①および②のいずれにも該当されたとき ①被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、待ち期間経過後に軽度認知障害 ^{*2} に該当されたこと ②医師によって認知機能検査および画像検査により①に定める軽度認知障害と診断確定されたこと
	●軽度認知障害保険金のお支払は1回とします。 ●認知症保険金をお支払したときは、この特約は消滅します。 ●主契約の介護保険金をお支払した場合、この特約はつぎのとおり取り扱います。 ①主契約が器質性認知症以外によりお支払事由に該当された場合 ・この特約は消滅します。 ②主契約が器質性認知症によりお支払事由に該当された場合 ・この特約の軽度認知障害保険金が支払われていない場合は、認知症保険金と軽度認知障害保険金をあわせてお支払して、この特約は消滅します。 ・この特約の軽度認知障害保険金が支払われている場合は、認知症保険金をお支払して、この特約は消滅します。 ●軽度認知障害保険金のお支払事由に該当された場合でも、器質性認知症についての保障は継続します。この場合、この特約の保険料の変更はありません。 ●この特約の待ち期間中に器質性認知症または軽度認知障害と診断確定されていた場合、この特約は無効とし、すでにお払い込みいただいたこの特約の保険料は払い戻します。 ●この特約の責任開始期前に器質性認知症または軽度認知障害の原因となった傷害や疾病が生じていた場合には、待ち期間経過後に器質性認知症または軽度認知障害と診断確定された場合でも、この特約は無効とし、認知症保険金および軽度認知障害保険金はお支払しません。この場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのとおり取り扱います。 ①契約者および被保険者が責任開始期前に器質性認知症または軽度認知障害の原因となった傷害や疾病が生じていたことを知らなかった場合は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。 ②契約者または被保険者が責任開始期前に器質性認知症または軽度認知障害の原因となった傷害や疾病が生じていたことを知っていた場合は、すでに払い込まれたこの特約の保険料の払い戻しはありません。 ※この特約には解約返戻金はありません。 *1 器質性認知症の詳細は、「ご契約のしおり・約款」の米国ドル建認知症保障終身特約（無解約返戻金型）条項附則1をご参照ください。 *2 軽度認知障害の詳細は、「ご契約のしおり・約款」の米国ドル建認知症保障終身特約（無解約返戻金型）条項附則2をご参照ください。	
災害割増特約	●災害保険金または災害高度障害給付金 ・不慮の事故で180日以内にその事故を直接の原因として死亡し、または当社所定の高度障害状態になられた場合、お支払します。 ・当社所定の感染症で死亡し、または当社所定の高度障害状態になられた場合、お支払します。 ○災害保険金または災害高度障害給付金をお支払した場合、この特約は消滅します。 ○配当金について - この特約の配当金は、主契約の配当金に関する規定を準用してお支払します。 ※この特約には解約返戻金はありません。	
傷害特約 (新教弘保険用)	●災害保険金 ・不慮の事故で180日以内にその事故を直接の原因として死亡した場合、お支払します。 ・当社所定の感染症で死亡した場合、お支払します。 ●障害給付金 ・不慮の事故で180日以内にその事故を直接の原因として当社所定の身体障害状態になられた場合、障害給付金（障害状態に応じ、災害保険金の10%～100%）をお支払します。お支払限度は、通算して災害保険金の100%となります。障害給付金がお支払限度を超えた場合、この特約は消滅します。 ○配当金について - この特約の配当金は、主契約の配当金に関する規定を準用してお支払します。 ※この特約には解約返戻金はありません。	

特約名称	概要								
災害入院特約(87)	●入院給付金 ・不慮の事故で180日以内にその事故を直接の原因として5日以上継続した当社所定の入院をした場合、入院給付金(入院給付金日額×〔入院日数－入院開始日からその日を含めて4日〕)をお支払します。お支払限度は1入院につき120日分です。通算お支払限度は700日分であり、この限度を超えた場合、この特約は消滅します。 ○配当金について この特約の配当金は、主契約の配当金に関する規定を準用してお支払します。 ※この特約には解約返戻金はありません。								
傷害特約	被保険者が保険期間中に不慮の事故により180日以内に死亡または身体障害状態になられたとき、災害死亡保険金または障害給付金をお支払します。								
特定損傷特約	被保険者が不慮の事故による特定損傷(骨折・関節脱臼・腱の断裂)について、その事故の日から180日以内に治療を受けられたとき、特定損傷給付金をお支払します。お支払は同一の不慮の事故につき1回、通算して10回を限度とし、この限度に達した場合、この特約は消滅します。 ※筋、靱帯の損傷・断裂は、お支払の対象になりません。								
5大生活習慣病特約(14)	●5大生活習慣病入院給付金 5大生活習慣病(悪性新生物(がん)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)*の治療を目的として、2日以上継続して入院されたとき、入院開始日からその日を含めて1日目から「5大生活習慣病入院給付金日額×入院日数」をお支払します。(1入院につき60日、通算して1,095日を限度としてお支払します) *対象となる5大生活習慣病の詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「5大生活習慣病特約(14)条項附則」をご確認ください。 ●5大生活習慣病手術・放射線治療給付金 5大生活習慣病(悪性新生物(がん)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたとき、下表のとおりお支払します。(お支払回数の限度はありません。ただし、放射線治療を複数回受けた場合、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金をお支払しません) ※当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>お支払事由</th><th>お支払額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院日数が2日以上継続した入院中に手術を受けた場合</td><td>5大生活習慣病入院給付金日額×20</td></tr> <tr> <td>上記以外で手術を受けた場合</td><td>5大生活習慣病入院給付金日額× 5</td></tr> <tr> <td>放射線治療を受けた場合</td><td>5大生活習慣病入院給付金日額×10</td></tr> </tbody> </table> ※この特約には解約返戻金はありません。	お支払事由	お支払額	入院日数が2日以上継続した入院中に手術を受けた場合	5大生活習慣病入院給付金日額×20	上記以外で手術を受けた場合	5大生活習慣病入院給付金日額× 5	放射線治療を受けた場合	5大生活習慣病入院給付金日額×10
お支払事由	お支払額								
入院日数が2日以上継続した入院中に手術を受けた場合	5大生活習慣病入院給付金日額×20								
上記以外で手術を受けた場合	5大生活習慣病入院給付金日額× 5								
放射線治療を受けた場合	5大生活習慣病入院給付金日額×10								
女性疾病入院特約(14)	●女性疾病入院給付金 所定の女性特定疾病の治療を目的として、2日以上継続して入院されたとき、入院開始日からその日を含めて1日目から「女性疾病入院給付金日額×入院日数」をお支払します。 (1入院につき60日、通算して1,095日を限度としてお支払します) ※この特約には解約返戻金はありません。								
がん診断一時金特約(14)	●がん診断一時金 つぎのいずれかに該当されたとき、2年に1回を限度として診断一時金額をお支払します。(お支払回数に制限はありません) ・初回:初めてがん(上皮内がんを除く)と診断確定されたとき。 ・2回目以降:がん(上皮内がんを除く)の治療を目的として2日以上継続して入院されたとき。 ●上皮内がん診断一時金 初めて上皮内がんと診断確定されたとき、保険期間を通じて1回を給付限度として、診断一時金額の10%をお支払します。 ※この特約の責任開始期は、この特約の保険期間の始期からその日を含めて90日目日の翌日とします。 ※この特約における「がん」とは、「ご契約のしおり・約款」の「がん診断一時金特約(14)条項 附則 対象となる悪性新生物、上皮内新生物」に定めるものをいいます。また、「上皮内がん」とは、同附則中に定める上皮内新生物のことをいいます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。 ※がんの進行度を示す指標*において病期分類が0期に分類されている病変は、がん診断一時金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、がん診断一時金のお支払対象ではありません。 *がんの進行度を示す指標:国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。 ※この特約には解約返戻金はありません。								

特約名称	概要
先進医療特約	●先進医療給付金 不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因として、先進医療による療養を受けられたとき、先進医療の技術にかかわる費用のうち被保険者が負担すべき金額をお支払します。通算支払限度は、支払われた先進医療給付金の支払額を通算して2,000万円とし、この限度に達した場合、この特約は消滅します。 この特約は主契約の保険期間にかかわらず自動更新され、主契約の保険料払込期間満了と90歳のいずれか短い期間まで継続するものとします。 ・同一被保険者でこの特約の重複加入、およびこの特約と（高度）先進医療を保障する特約の重複加入はできません。 ・「先進医療」とは、厚生労働大臣が定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に定められる先進医療をいいます。ただし、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合すると承認を受けた病院・診療所で行われるものに限ります。 ・療養を受けた日現在、先進医療に該当しない場合は、お支払の対象になりません。 ・先進医療にかかわる療養に要した費用のうち、公的医療保険適用対象部分は、自己負担分を含めこの特約の支払対象となりません。 ※この特約には解約返戻金はありません。 ※当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。
就労不能障害特約 （無解約返戻金型）	●被保険者が保険期間中にこの特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として就労不能障害保険金の支払対象となる以下 状態A または 状態B のいずれかに該当されたとき、就労不能障害保険金をお支払します。 状態A 以下(1)または(2)のいずれかに該当されたとき (1)国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件（国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級の状態をいいます。）のうち、1級の第1号から第9号もしくは第11号または2級の第1号から第15号もしくは第17号のいずれかに該当されたとき (2)当社所定の就労不能障害状態（精神の障害を除く）になられたとき（66別表①「当社所定の就労不能障害状態（精神の障害を除く）」をご確認ください。） 状態B 以下(1)または(2)のいずれかに該当されたとき (1)国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件のうち、1級の第10号または2級の第16号に該当されたとき (2)精神の障害を原因とする当社所定の就労不能障害状態になられたとき（66別表①「精神の障害を原因とする当社所定の就労不能障害状態」をご確認ください。） ●就労不能障害保険金のお支払は1回とします。 ●就労不能障害保険金をお支払したときは、この特約は消滅します。 ●特約保険料の払込免除について 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態または身体障害の状態に該当されたときは、以後の特約保険料のお払い込みが免除されます。 ※当社は、国民年金法（国民年金法施行令、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）その他関連する法令等を含みます）の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険のお支払事由を国民年金法の改正内容に応じて変更することがあります。 ※この特約には解約返戻金はありません。
介護前払特約	つぎの条件を満たすときに、主契約の死亡保険金の一部を介護年金として前払いします。 ①主契約の保険料払込期間が満了していること^(注) ②被保険者年齢が満65歳以上であること ③被保険者が公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、「要介護4または要介護5」に認定されていること 介護年金額は10万円（1,000米国ドル）より指定できます。ご請求は、前払対象保険金額が被保険者通算で3,000万円*となる介護年金額まで、かつ主契約の残余保険金額が10万円（1,000米国ドル）までとなります。 (注)介護前払特約（介護保険金支払後給付型）は、主契約の介護保険金支払後かつ主契約の保険料払込期間が満了していること ※この特約により介護年金をお支払した場合には、当社の定めるところにより、死亡保険金額等が減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもお支払しません。 ※当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。 *30万米国ドル以内かつ3,000万円以内（所定の必要書類を当社にて受理した日の前日における、当社所定のTTMLレート（対顧客電信仲値）で換算）。

特約名称	概要
介護保障移行特約	●介護保障移行特約を、主契約の契約日からその日を含めて5年経過後（保険料払込期間が5年間より短い場合には、保険料払込期間経過後）に付加することにより、主契約の全部または一部について、死亡保険金、高度障害保険金または満期保険金のお支払にかえて、被保険者が寝たきり状態・認知症等の要介護状態*になられたときにその介護状態が継続している限り一生にわたり介護年金をお支払します。 ●介護年金等の基準となる基本介護年金額は、主契約の解約返戻金をもとにして計算しますので、新たな保険料のお払い込みは要しません。また、当社の定める範囲内であれば一時金を払い込むことにより基本介護年金額を増額することもできます。 ●介護保障移行特約には健康祝金のあるⅠ型と健康祝金のないⅡ型があります。Ⅰ型をご選択いただいた場合、健康祝金は、被保険者のご契約後の年齢が70歳に達する契約応当日およびその後5年ごとの契約応当日に生存している限り一生にわたってお受け取りになれます。ただし、介護年金との重複のお支払はしません。 ●介護年金・介護給付金は要介護状態*に応じて第1級と第2級の2段階があります。 ●介護保障移行特約を付加するには、主契約の被保険者について、医師による診査を受けるか、告知をしてください。 ●つぎの場合には介護保障に移行することはできません。 ①ご契約が延長定期保険に変更されているとき ②主契約に特別条件付保険特約が適用されているとき ただし、保険金削減支払法のみが適用されていて、保険金削減期間を経過した場合は移行することができます。 ③この特約の締結日における被保険者のご契約後の年齢が40歳未満または80歳以上のとき ●介護保障に移行した部分については減額をすることはできません。 ●医師による診査または告知の内容によっては、介護保障に移行できない場合もあります。 *要介護状態については、「ご契約のしおり・約款」の介護保障移行特約条項 別表Ⅰをご参照ください。
介護収入特約	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に以下のいずれかに該当されたとき ①被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満で、当社所定の要介護状態*¹に該当し、その状態に該当された日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ②公的介護保険制度の要介護2以上の状態*²に該当していると認定されたとき ※当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。 ●年金支払期間は2年を指定したものとします。 《*1・*2》 当社所定の要介護状態*¹・公的介護保険制度の要介護2以上の状態*²については、㉞別表②をご確認ください。 ※この特約には解約返戻金はありません。
特定疾病収入特約	●特約特定疾病年金 被保険者が所定の特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）*になられた場合、2年間にわたり、特約特定疾病年金をお支払します。 *お支払事由の詳細については、㉞別表③をご確認ください。 ※お支払事由に複数該当された場合でも、特約特定疾病年金は重複してお支払しません。 ※この特約には解約返戻金はありません。

特約名称	概要
介護保険金割増年金支払特約	主契約の介護保険金の支払事由に該当し、介護保険金が支払われることとなった場合、主契約の介護保険金の全部または一部を、通常の年金よりも割増された介護年金（保証金額付介護終身年金または保証期間付介護終身年金）でお支払します。 【保証金額付介護終身年金】 ●年金開始日における被保険者の年齢が満40歳以上である場合、年金開始日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり介護年金をお支払します。 ●年金開始日以後、死亡一時金保証期間*中に被保険者が亡くなられた場合、年金基金に充当した額からすでに支払った介護年金およびすでに支払うことの確定した介護年金の合計額を差し引いた金額（死亡一時金）をお支払します。 *死亡一時金保証期間とは、死亡一時金が支払われる期間をいい、年金開始日から、支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金基金に充当した額を超えることとなる年金支払日の前日までの期間をいいます。 【保証期間付介護終身年金】 ●年金開始日における被保険者の年齢が満40歳以上かつ当社所定の年齢以下である場合、年金開始日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり介護年金をお支払します。 ●年金開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日の前日までに被保険者が亡くなられた場合には保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額（死亡一時金）をお支払します。 ※「年金基金」とは将来受け取る年金額の元手となる資金のことです。 ※保証期間付介護終身年金は、この特約の被保険者が年金開始日以後、一定期間内に亡くなられた場合、お受け取りいただく介護年金等の総額が年金基金の額を下回ることがあります。 ※介護年金額は、年金開始日における基礎率等（予定利率・予定死亡率等）に基づいて算出されるものです。 ※割増部分は、性別・年齢等によって金額が異なります。また、年齢により割増部分がない場合もあります。 ※介護年金額が当社所定の最低金額に満たないときは、この特約によるお取り扱いをしません。 ※介護年金額が当社所定の上限金額を超えるときは、これを超える年金額に対応する介護保険金の金額は、年金基金に充当せず、年金開始日に介護保険金の受取人に一時金でお支払します。 ※ご契約時の年金種類は保証金額付介護終身年金となります。 ※米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）の場合、この特約の年金および死亡一時金は、円によりお受け取りいただけます。米国ドルによるお受け取りはできません。 ※介護保険金（米国ドル）は、第一回介護年金支払日の前日における当社所定の為替レートにより円に換算され、年金基金として充当されます。
疾病障害による 保険料払込免除特約	疾病により所定の身体障害状態に該当された場合に保険料払込が免除されます。以後の保険料をお払い込みいただかなくても保障が継続いたします。 ※この特約の保険料は、主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約（就労不能障害特約（無解約返戻金型）は除く）の保険料の額に変更があった場合、当社の定める方法により、変更されます。 ※この特約には解約返戻金はありません。
リビング・ニーズ特約	余命6カ月以内と判断される場合、死亡保険金等の一部または全部（高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）が付加されている場合は、請求日からその日を含めて6カ月の期間の満了日における将来の特約家族年金の現価の一部または全部）をお支払します。この特約による保険金の最高支払限度は、死亡保険金額（および特約家族年金の現価）等の範囲内かつ他のご契約と通算して、一被保険者につき3,000万円*とします。リビング・ニーズ特約による保険金額からリビング・ニーズ特約による保険金額に対する6カ月分の利息と6カ月分の保険料相当額を差し引いてお支払します。 *30万米国ドル以内かつ3,000万円以内（所定の必要書類を当社にて受理した日の前日における、当社所定のTTMレート（対顧客電信仲値）で換算）。 ※高度障害療養加算型家族収入保険（特約）（保険料払込中無解約返戻金型）、就労不能障害介護保障型家族収入保険（無解約返戻金型）、平準定期保険（特約）、無解約返戻金型平準定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、教弘保険については、保険期間満了前1年間はこの特約による請求はできません。 ※この特約により死亡保険金（将来の家族年金の現価）等の一部をお支払した場合には、当社の定めるところにより、以後死亡保険金額（年金月額）等が減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払しません。 ※変額保険（有期型）でリビング・ニーズ特約の請求日における積立金額が基本保険金額を上回る場合は、積立金額から基本保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額（当社所定の範囲内で、主契約の基本保険金額のうち、特約保険金受取人が指定した金額）の割合を乗じた金額を加算してお支払します。ただし、一時払定額養老保険に変更後は、このお取り扱いはありません。リビング・ニーズ特約の請求日における積立金額が基本保険金額を下回る場合は、指定保険金額をお支払します。 ※余命6カ月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の医師の見解（場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン）も含めて慎重に判断いたします。余命6カ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6カ月以内であることを意味します。
指定代理請求特約	受取人である被保険者が以下に定めるいずれかの事情があるとき、被保険者（受取人）に代わって指定代理請求人が請求を行うこと等ができます。 ①保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ②当社が認める傷病名の告知を受けていない場合 ③その他、①または②に準じる状態であると当社が認めた場合 請求できる保険金等はつぎのとおりです。 ・主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等 ・主契約の被保険者と契約者（加入者）が同一人である場合の保険料払込免除

特約名称	概要
円換算払込特約 円換算支払特約 円換算貸付特約	●円換算払込特約 主契約とその特約の保険料は「円」でお払い込みいただけます。円でお払い込みいただく保険料は当社所定の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびごとに毎回変動します。 ※契約者が当社にお払い込みいただく第1回保険料または第1回保険料相当額の換算基準日は、保険料払込日(着金日)の前日とします。 ※契約者が当社にお払い込みいただく第2回以後の保険料、失効取消にかかる延滞保険料の換算基準日は、保険料払込日の属する月の前月末日とします。 ※米国ドル建リタイアメント・インカムをお申し込み時に前納される場合の円でお払い込みいただく総合計保険料については、契約概要(米国ドル建リタイアメント・インカム)④の「1 商品のしくみと特徴」をご確認ください。 ●円換算支払特約 保険金等を当社所定の為替レートで円に換算してお受け取りいただけます。 ※換算基準日の詳細は、「ご契約のしおり・約款」の円換算支払特約条項をご参照ください。 ●円換算貸付特約 契約者貸付の貸付金額および契約者貸付・自動振替貸付の元利金の返済金額を当社所定の為替レートで円に換算して、お受け取りまたは円でご返済いただけます。 ※換算基準日の詳細は、「ご契約のしおり・約款」の円換算貸付特約条項をご参照ください。 ※円換算払込特約、円換算支払特約、円換算貸付特約の外貨を円に換算するために用いるレートは、時々刻々と変化する為替レートに基づき当社が設定するものです。この当社所定の為替レートの変動によって生じるリスクは、契約者または受取人に帰属します。
保険金等の支払方法 の選択に関する特約	保険金等や解約返戻金の全部または一部を、一時金でのお支払にかえて年金でお支払、または据え置きます。 ●年金支払における年金の種類はつぎのとおりです。 ①確定年金(年金支払期間指定型) ②確定年金(年金額指定型) ③保証期間付終身年金 ④保証期間付夫婦連生終身年金 ※年金受取人が法人の場合、保証期間付終身年金および保証期間付夫婦連生終身年金のお取り扱いはありません(確定年金はお取り扱いいたします)。 ※将来お受け取りになる年金額および据置利息は、年金基金設定時または据置開始時の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算されます。 ※保険金等を年金支払によりお受け取りになる場合、契約者(加入者)または受取人からのお申し出によりこの特約を付加することができます。解約返戻金を年金支払によりお受け取りになる場合、契約者(加入者)からのお申し出によりこの特約を付加することができます。 ※変額保険(有期型)の場合、年金基金に充当または据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、特別勘定による運用は行いません。
保険証券等の 電子化に関する特約	保険証券もしくは証書の発行にかえて、Myページ*に電子証券(「生命保険証券(契約成立証明書)」)等をPDFファイルにて提供します。「生命保険証券(契約成立証明書)」に表示する内容は、保険証券記載事項とみなされます。 * Myページのご登録時にはメールアドレスの登録が必要です。 * Myページについては②「Myページご利用の案内」をご確認ください。 ●この特約を付加するためには、「ご家族登録制度」へのお申し込み、および指定代理請求特約の付加が必要です。 ●つぎの事由に該当する場合はこの特約を付加できません。 ・死亡保険金等の受取人を4人以上指定される場合 ・契約者(加入者)が未成年の場合 ・契約者(加入者)が成年後見制度を利用されている場合 ※その他、会社の定めるお取り扱いの範囲外となる場合、この特約を付加できないことがあります。 ●この特約はご契約成立後の中途付加はできません。また、この特約を解約することはできません。 ●契約者(加入者)が変更された場合、この特約は消滅します。



当社所定の就労不能障害状態

当社所定の就労不能障害状態（精神の障害を除く）とは、以下のいずれかに該当された状態をいいます。

項目	当社所定の就労不能障害状態（精神の障害を除く）
所定の疾患等による障害	(1) つぎのいずれかの状態に該当されたとき ・心臓移植を受けたもの ・人工心臓を装着したもの ・CRT（心臓再同期医療機器）またはCRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの ・永続的な人工透析療法を受けたもの ・人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設もしくは尿路変更術を受けたもの ・人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害（カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする）状態にあるもの (2) つぎの疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき 呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、悪性新生物、高血圧
 眼の障害	両眼の視力に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき
 耳の障害	両耳の聴力に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき
 平衡機能の障害	平衡機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき
 そしゃく機能の障害	そしゃく・嚥下の機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき
 言語機能の障害	音声または言語機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき
 上・下肢の障害	(1) つぎのいずれかの状態に該当されたとき ・両上肢のおや指を欠き、かつ、両上肢のひとさし指または中指を欠くもの ・1上肢のすべての指を欠くもの ・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢を足関節以上で欠くもの (2) つぎのいずれかの状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき ・1上肢の機能に著しい障害を有するもの ・1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢のおや指の機能に著しい障害を有し、かつ、両上肢のひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの ・1下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を有するもの ・四肢の機能に障害を有するもの
 体幹の障害	体幹の機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき

精神の障害を原因とする当社所定の就労不能障害状態とは、つぎに該当された状態をいいます。

項目	精神の障害を原因とする当社所定の就労不能障害状態
 精神の障害	精神の障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき

当社所定の要介護状態

当社所定の要介護状態とは、以下の(1)または(2)のいずれかに該当された状態をいいます。

(1)以下の **A** **B** 双方に該当し、他人の介護を要する状態

A ①または②のいずれかが、「全部介助または一部介助の状態」に該当

項目	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
①歩行 	立った状態から、 5 m以上歩行できるかどうか	つぎのいずれかの状態 ・何かにつかまっても 誰かに支えられても歩行できない ・必ず車椅子を使用している ・寝たきり状態	つぎのいずれかの状態 ・杖や歩行器を使用しなければ 歩行できない ・誰かに支えられなければ 歩行できない
②寝返り 	身体の上に布団等を かけない状態で横たわり、 左右のどちらかに向きを 変えることができるかどうか	・何かにつかまっても1人で 寝返りができない	・ベッド柵等の何かにつかまらな ければ1人で寝返りができない



B ③～⑥のうち、「1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目が全部介助または一部介助の状態」に該当

項目	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
③入浴 	浴槽の出入りと洗身が できるかどうか	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、 誰かに抱えられたり、 リフト等の機器を使用する ・洗身をすべて介助者が行っている	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、介助者が 支えたりしなければならない ・体の一部の洗身を 介助者が行っている
④排せつ 	排せつと排せつ後の後始末が できるかどうか	つぎのいずれかの状態 ・常時オムツに依存している ・排せつにかかわるすべてを 介助者が行っている	・排せつ後のふき取りが1人で できなかつたり、できても不十分な ため、介助者が援助している
⑤食事の摂取 	眼前に用意された食べ物を 食べることができるかどうか	・介助がなければ 1人ではまったくできない	・食器や食物等を工夫しても、 介助がなければ困難(小さく切る、 ほぐす等の介助を含む)
⑥衣服の着脱 	眼前に用意された衣服を 着ることができ、かつ、 脱ぐことができるかどうか	・介助がなければ 1人ではまったくできない	・一部は1人でできるが、 介助がなければすべてを行う ことは困難

(2)器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害(時間・場所・人物のいずれかの認識ができない状態)があり、かつ、他人の介護を要する状態

公的介護保険制度の要介護2以上の状態

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定めるつぎのいずれかの状態をいいます。

要介護 2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く) またはこれに相当すると認められる状態
要介護 3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く) またはこれに相当すると認められる状態
要介護 4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く) またはこれに相当すると認められる状態
要介護 5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く) またはこれに相当すると認められる状態

悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中による お支払事由および保険料の払込免除事由

悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中による所定の事由の詳細は以下になります。

悪性新生物(がん) ^(注1) (「上皮内新生物」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」は対象外)	●被保険者が、悪性新生物責任開始期^(注2)以後、初めて所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)によって診断確定されたとき^(注3)(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります)
急性心筋梗塞 (狭心症等は対象外)	●被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術
脳卒中 ※くも膜下出血、脳内出血、 脳梗塞が対象	●被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術

(注1)悪性新生物(がん)については、悪性新生物責任開始期から保障します。悪性新生物責任開始期より前に悪性新生物(がん)にかかったと一度でも診断確定されていた場合には、悪性新生物(がん)を原因とする(特約)特定疾病保険金・特約特定疾病年金*のお支払および保険料の払込免除は保険期間を通じて対象となりません。この場合、悪性新生物(がん)以外のお支払事由および保険料の払込免除事由を対象とした保障は継続しますが、保険料の変更(減額)はありません。

*特定疾病収入特約における特約特定疾病年金の場合、診断確定の日からその日を含めて6カ月以内に契約者からお申し出があったときは、特定疾病収入特約の締結を無効とし、すでにお払い込みいただいた特約の保険料を契約者に払い戻します。お申し出がなかったときは、この特約は急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更(減額)はありません。

(注2)悪性新生物責任開始期・・・責任開始期の属する日(責任開始日)からその日を含めて90日目(日の翌日(復活の取り扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期と同一))。ただし、責任開始日からその日を含めて90日以内に復活された場合、がんの保障については、責任開始日からその日を含めて90日目(日の翌日)。

(注3)がんの進行度を示す指標*において病期分類が0期に分類されている病変は、(特約)特定疾病保険金・特約特定疾病年金のお支払事由および保険料の払込免除事由の対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、(特約)特定疾病保険金・特約特定疾病年金のお支払事由および保険料の払込免除事由の対象ではありません。

*国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

※当社は、国民年金法(国民年金法施行令、国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)その他関連する法令等を含みます)、公的医療保険制度または公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容が該当の保険契約の該当の保険金・給付金等のお支払事由および保険料の払込免除事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、該当の保険契約の該当の保険金・給付金等のお支払事由および保険料の払込免除事由を国民年金法、公的医療保険制度、または公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

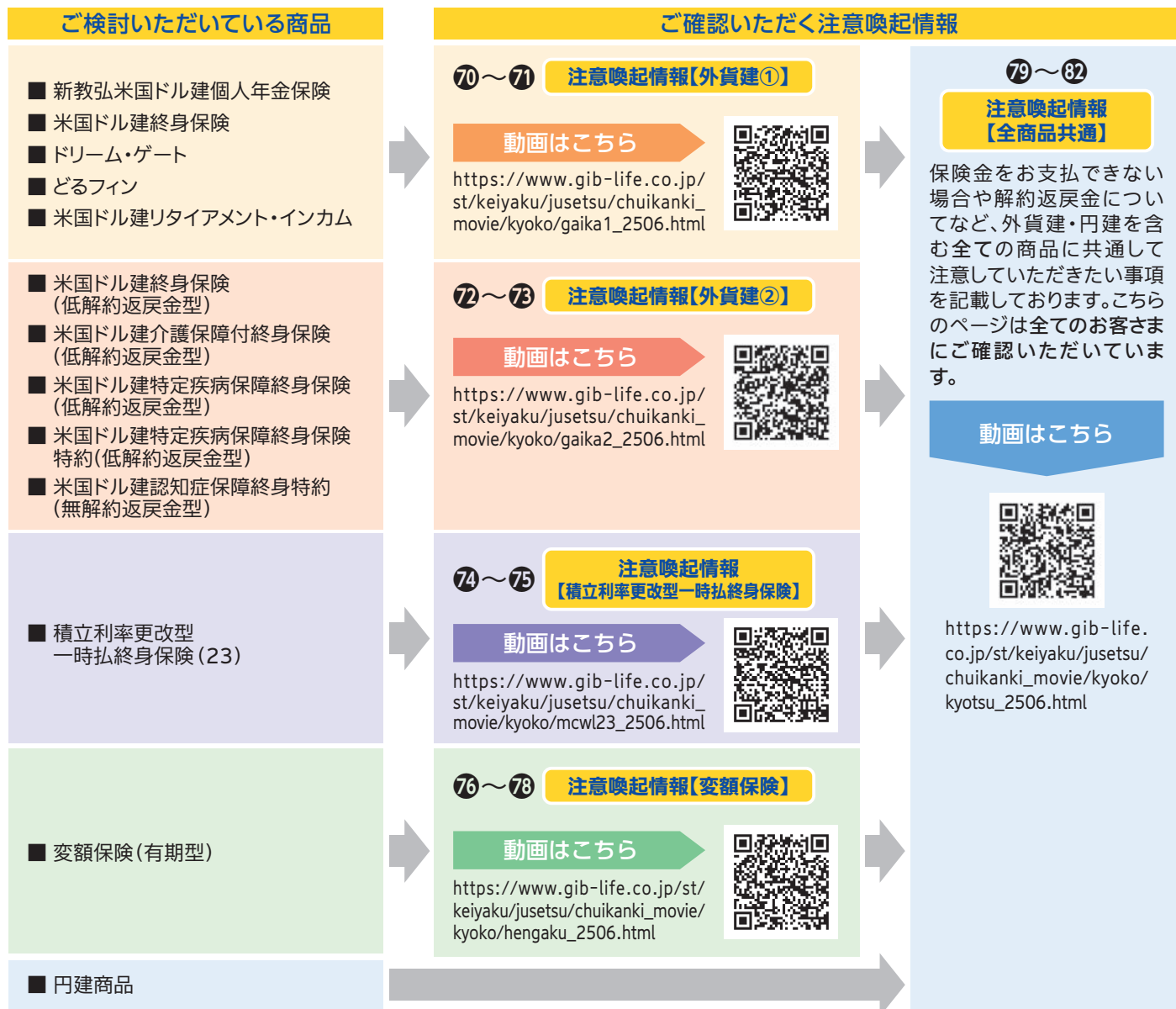
注意喚起情報のご説明にあたってのご案内

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項です。

担当ライフプラン・コンサルタントによるお客さまへのご説明、またはお客さまに動画をご視聴いただくことでご確認いただけます。お客さまにとって不利益となる事項も含まれていますので、ご契約前に必ず内容をご確認・ご理解のうえ、お申し込みください。

★注意喚起情報は、お申し込みの商品によってご確認いただくページが異なります

「注意喚起情報」は、以下のとおり、商品ごとのページと共通のページに分かれており、ご検討中の商品によってご確認いただくページや動画が異なりますので、ご確認もれのないようお願いいたします。



★動画でご確認いただく場合

担当ライフプラン・コンサルタントのタブレット端末、またはお客さまがお持ちのスマートフォン等でご視聴いただけます。商品ごとの上記リンクからご確認ください。お客さまにとって大切なご案内となりますので、動画ご視聴の際は必ず最後までご覧いただくようお願いいたします。視聴時間は1動画当たり約5分～10分です。

※スマートフォンからご視聴いただく場合は、横向きにご視聴ください。

※お客さまの端末から動画をご視聴いただいた場合、ご利用時にかかるパケット通信料はお客さまのご負担となります。あらかじめご了承ください。

◆動画の操作方法 ※ご使用される端末により操作方法やマークの表示形式が異なることがあります。

パソコンからご視聴の場合は画面をクリック、スマートフォン等からご視聴の場合は画面をタップいただくとコントロールバーが表示されます。

一時停止の方法

停止のマークを押してください。動画を再開したい場合、再生のマークを押すと動画が再開されます。



速度調整の方法 ※再生速度は標準を推奨しております。

画面右下のその他のオプションのマークを押してください。再生速度のマークが表示されますので押していただき、ご希望の速度を選択してください。



再生速度

0.5
0.75
標準 ✓

【パソコンからご視聴の場合の操作例】

1 「ご契約にかかる費用」についてご確認ください

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金支払期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」「解約（減額^{※1}）の際にご負担いただく費用」がかかります。

1 保険関係費用

お払い込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が、積立金等として積み立てて運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締

結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律に記載することはできません。

2 外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

保険料等を円*で入金する場合	為替交換手数料:0.5円／1米国ドル ^{※2} 円入金用の当社所定の為替レート ^{※3} に含まれます。
年金・保険金・解約返戻金等を円でお受け取りいただく場合	為替交換手数料:0.01円／1米国ドル ^{※2} 円支払用の当社所定の為替レート ^{※3} に含まれます。
年金・保険金・解約返戻金等を米国ドルでお受け取りいただく場合	諸手数料 ご利用される金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料 ^{※4} が必要な場合があります。

* 米国ドルで入金可能な取り扱いがある場合に米国ドルで入金する場合は、ご利用される金融機関により、お客さまがご負担される送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料^{※4}が必要な場合があります。

3 年金支払期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用

新教弘米国ドル建個人年金保険 米国ドル建 リタイアメント・インカム	支払年金額の1.0% ^{※2} 年金開始日以後、年金管理費として上記に該当する金額を年金支払日に年金原資より控除します。
保険金等の支払方法の選択に関する特約による取り扱い 遺族年金特約（19）	支払年金額の1.0% ^{※2} 年金開始日以後、年金管理費として上記に該当する金額を年金支払日に年金基金より控除します。

* 各保険種類や特約において、計算される年金額や契約締結される年金月額、費用控除後の金額となっています。

④ 解約(減額^{※1})の際にご負担いただく費用

契約日から10年未満かつ
保険料払込期間中に
解約(減額^{※1})された場合

保険料払込年月数に応じた所定の金額(解約控除)
解約日(減額日)の責任準備金額・積立金額から、
上記を控除した金額が解約返戻金額となります。
なお、解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料
払込年月数・保険金額・年金月額等により契約ごと
に異なるため、その数値や計算方法を記載するこ
とはできません。

新教弘米国ドル建個人年金保険

経過期間(保険料をお払い込みいただいた年月数)に応じて、積立金額に以下の解約控除率を乗じた額。

経過期間	解約控除率
10カ月以下	50%
11カ月～9年11カ月	$5\% \times (120 - \text{経過年月数}) / \text{経過年月数}$
10年以上	解約控除なし

- ※1 新教弘米国ドル建個人年金保険については、保険料の減額に伴う解約返戻金の払戻はありません。
- ※2 2025年6月現在。将来変更される可能性もあります。
- ※3 当社所定の為替レートは三井住友銀行の為替レートにより決定します(2025年6月現在)。
- ※4 金融機関によって手数料種類・手数料は異なります。
詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

2 「為替リスク」についてご確認ください

この保険は、米国ドル建商品です。お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者(加入者)および受取人に帰属します。

※当社所定の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

1 「ご契約にかかる費用」についてご確認ください

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金支払期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」がかかります。

① 保険関係費用

お払い込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が、積立金等として積み立てて運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約

の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律に記載することはできません。

② 外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

保険料等を円*で入金する場合	為替交換手数料：0.5円／1米国ドル ^{※1} 円入金用の当社所定の為替レート ^{※2} に含まれます。
年金・保険金・解約返戻金等を円でお受け取りいただく場合	為替交換手数料：0.01円／1米国ドル ^{※1} 円支払用の当社所定の為替レート ^{※2} に含まれます。
年金・保険金・解約返戻金等を米国ドルでお受け取りいただく場合	諸手数料 ご利用される金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料 ^{※3} が必要な場合があります。

*米国ドルで入金可能な取り扱いがある場合に米国ドルで入金する場合は、ご利用される金融機関により、お客さまがご負担される送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料^{※3}が必要な場合があります。

③ 年金支払期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用

保険金等の支払方法の選択に関する特約による取り扱い	支払年金額の1.0% ^{※1} 年金開始日以後、年金管理費として上記に該当する金額を年金支払日に年金基金より控除します。
介護保険金割増年金支払特約による取り扱い	

※1 2025年6月現在。将来変更される可能性もあります。

※2 当社所定の為替レートは三井住友銀行の為替レートにより決定します(2025年6月現在)。

※3 金融機関によって手数料種類・手数料は異なります。
詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

2 「為替リスク」についてご確認ください

この保険は、米国ドル建商品です。お払い込みや受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者(加入者)および受取人に帰属します。

※当社所定の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

3 保険料の自動振替貸付について

保険料のお払い込みのないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約に当社所定の金額以上の解約返戻金があるときは、当社が自動的に保険料をお立て替えします。お立て替えできる金額は、解約返戻金*の範囲内です。

- *低解約返戻金型としなかった場合※に比べ、少ない金額となります。
- *米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）を付加した場合、この特約の解約返戻金を含みます。
- ※米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）のときは、当社「米国ドル建終身保険」

4 払済保険への変更について

保険料のお払い込みを中止し、変更時の解約返戻金*を一時払の保険料に充当して、保険期間をそのままにした保険料払込済の、米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）の場合は、米国ドル建の終身保険に、米国ドル建特定疾病保障終身保険（低解約返戻金型）の場合は、米国ドル建の特定疾病保障終身保険に、米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）の場合は、米国ドル建の介護保障付終身保険に変更します。

*低解約返戻金型としなかった場合※の解約返戻金の70%に相当する金額となります。そのため、変更後の保険金額は、低解約返戻金型としなかった契約※を払済保険に変更した場合に比べ、少ない金額となります。

- *米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）の場合、払済保険に変更後の保険金額は、原保険契約の主契約の保険金額を限度とし、限度をこえた部分の解約返戻金は保険契約者にお支払します。
- *米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）を付加した場合、この特約の解約返戻金を含みます。なお、払済保険へ変更した場合、この特約は消滅します。
- *米国ドル建認知症保障終身特約（無解約返戻金型）を付加し、払済保険へ変更した場合、この特約は消滅します。
- ※米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）のときは、当社「米国ドル建終身保険」

5 延長定期保険への変更について

保険料のお払い込みを中止し、変更時の解約返戻金*を一時払の保険料に充当して、米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）、米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）の場合は、一定期間中の死亡・高度障害状態のみを保障する米国ドル建の定期保険に、米国ドル建特定疾病保障終身保険（低解約返戻金型）の場合は、一定期間中の死亡・高度障害状態の保障に加え、特定疾病も保障する米国ドル建の特定疾病保障定期保険に変更します。

*低解約返戻金型としなかった場合※の解約返戻金の70%に相当する金額となります。そのため、変更後の保険期間は、低解約返戻金型としなかった契約を延長定期保険に変更した場合に比べ、短い期間となります。

- *米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）を付加した場合、この特約の解約返戻金を含みます。なお、延長定期保険へ変更した場合、この特約は消滅します。
- *米国ドル建認知症保障終身特約（無解約返戻金型）を付加し、延長定期保険へ変更した場合、この特約は消滅します。
- ※米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）のときは、当社「米国ドル建終身保険」
- 米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）を延長定期保険へ変更した場合、介護保険金はなくなります。

6 契約者貸付について

契約者に対し、一時的に必要な資金をお貸しする制度です。貸付金額の範囲は貸付時の主契約の解約返戻金*の90%以内です。

*低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金は、低解約返戻金型としなかった場合※に比べ、少ない金額となります。

- *米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）を付加した場合、この特約の解約返戻金を含みます。
- ※米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）のときは、当社「米国ドル建終身保険」

積立利率更改型一時払終身保険(23)

1 「ご契約にかかる費用」についてご確認ください

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金、介護年金、遺族年金支払期間中にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」がかかります。

1 保険関係費用

災害死亡保障および保険契約の締結・維持にかかる費用(保険関係費用)として、積立利率を設定する際に、以下の率を「基準利率をもとにした当社が定める利率」または「当社所定の利率」から控除します。

保険関係費用	運用通貨	積立利率適用期間	
		10年	1年
すべての契約に含まれるもの 災害死亡保障費率・新契約費率・ 維持費率	米国ドル	1.30%	保険関係費用 は、積立利率の 設定のたびに 変わる可能性が あるため、一律 に記載することは できません。
	豪ドル	1.30%	
積立金定期引出特約(23)を 付加した場合 [上記に加えて]定期引出に要する率	米国ドル	0.10%	
	豪ドル	0.10%	

2 外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

保険料円入金特約を 付加した場合 ^{*1}	為替交換手数料^{※1} ●0.5円 円入金用の当社所定の為替レート^{※2}は、当社が指定する銀行のTTM(仲値)に上記為替交換手数料(0.5円)を加算したものになります。
円支払特約・ 積立金定期引出特約(23) ^{*2} ・ 介護年金移行特約 ^{*2} を 付加した場合	為替交換手数料^{※1} ●米国ドル:0.01円 円支払用の当社所定の為替レート^{※2}は、当社が指定する銀行のTTM(仲値)から上記為替交換手数料(0.01円)を差し引いたものになります。 ●豪ドル:0.03円 円支払用の当社所定の為替レート^{※2}は、当社が指定する銀行のTTM(仲値)から上記為替交換手数料(0.03円)を差し引いたものになります。
年金・保険金等を 外国通貨で お受け取りいただく場合	諸手数料 ご利用される金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料^{※3}が必要な場合があります。

※1 米国ドルで入金可能な取り扱いがある場合に米国ドルで入金する場合は、ご利用される金融機関により、お客さまがご負担される送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料^{※3}が必要な場合があります。

※2 この特約によるお支払は、円のみのお取り扱いとなります。

③ 年金、介護年金、遺族年金支払期間中にご負担いただく費用

年金支払移行特約 (積立利率更改型一時払 終身保険用)・介護年金 移行特約による取り扱い	支払年金額の1.0%※ ¹ 年金開始日以後、年金管理費として上記に該当する金額 を年金支払日に年金原資より控除します。
遺族年金特約による 取り扱い	支払年金額の1.0%※ ¹ 年金開始日以後、年金管理費として上記に該当する金額 を年金支払日に年金基金より控除します。

④ 解約(減額)の際にご負担いただく費用

契約日から10年未滿で 解約(減額)された場合	所定の解約控除率を積立金に乗じた金額(解約控除) 解約控除率は、経過年数に応じて設定されます。 詳細は、⑤契約概要(積立利率更改型一時払終身保険 (23))の「⑤解約」をご確認ください。
----------------------------	--

※¹ 2025年6月現在。将来変更される可能性もあります。

※² 当社所定の為替レートは、三井住友銀行の為替レートにより決定します(2025年6月現在)。

※³ 金融機関によって手数料種類・手数料は異なります。
詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

2 「為替リスク」についてご確認ください

この保険は、為替相場の変動による影響を受けます。その結果、お払い込みまたはお受け取り時の通貨が円の場合や、お申し込み時の運用通貨とお受け取り時の通貨が異なる場合など、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者(加入者)および受取人に帰属します。

※当社所定の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって為替相場に変動がない場合であっても、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。

3 「解約(減額)時の市場価格調整」についてご確認ください

この保険は運用資産(債券等)の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金額は増減することがあります*。また、契約日から10年未滿で解約(減額)する場合は、解約控除がかかります。このため、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

* (例) この保険契約に「適用されている積立利率を計算するための基準利率」が、「解約日(減額日)に適用される積立利率を計算するための基準利率+A」より低い場合には、解約返戻金額が減少します。

1 「ご契約にかかる費用」についてご確認ください

ご契約には、ご負担いただく以下の費用がかかります。

1 保険関係費用

① 保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。		①、②のⅡ型および⑤の費用は、被保険者の年齢・性別等によって異なります。また、⑤の費用は月単位の契約応当日の前日における積立金額や月単位の契約応当日における被保険者の年齢等によって計算されるため、保険契約締結後も変動します。そのため、①、②のⅡ型および⑤の費用を具体的な金額や割合で一律に記載することはできません。
② 保険料払込免除に関する費用	Ⅰ型(保険料払込免除ベーシック)		
	0.20%	特別勘定に繰り入れる際に保険料に対して左記割合をその保険料から控除します。	
	Ⅱ型(保険料払込免除ワイド)		
	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。		
③ 特別勘定の管理に必要な費用	年率 0.50%	毎日、積立金額に対して左記年率を積立金から控除します。	
④ 基本保険金額保証に関する費用	年率 0.25%		
⑤ 死亡保障等に必要な費用	契約日および月単位の契約応当日が到来するごとに、その日の始めに積立金から控除します。		

2 解約(減額)および払済変額保険(有期型)・一時払定額養老保険への変更の際にご負担いただく費用

契約日から10年未満に解約(減額)および払済変額保険(有期型)・一時払定額養老保険へ変更された場合	保険料払込年月数に応じた所定の金額(解約控除)計算基準日の前日末の積立金額から上記を控除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は基本保険金額・契約年齢・性別・保険料払込年月数等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することはできません。
---	---

3 積立金の移転(スイッチング)の際にご負担いただく費用

1保険年度*に12回をこえる積立金の移転(スイッチング)を行った場合	1回につき1,000円 年13回目以降の積立金移転時に積立金額から上記を控除します。
------------------------------------	---

* 契約(応当)日からつぎの契約応当日の前日までの期間です。

④ 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

運用関係費用をご負担いただきます。

株式型	日本株式 Indexファンド	年率0.039% (税抜)	信託報酬(費用) ^{※1} として、毎日、投資信託の純資産額に対して左記年率を投資信託の純資産額から控除します。
	米国株式 Indexファンド	年率0.065% (税抜)	
	世界株式 Indexファンド	年率0.065% (税抜)	
債券型	日本債券 Indexファンド	年率0.130% (税抜)	運用関係費用は信託報酬(費用)のほか、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって異なるため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を一律に記載することはできません。またこれらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットバリューに反映することになります。したがって、これらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。
	世界債券 Indexファンド	年率0.065% (税抜)	
REIT型	世界REIT Indexファンド	年率0.130% (税抜)	
バランス型	バランスファンド	年率0.130% (税抜)	

⑤ 年金支払期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用

保険金等の支払方法の選択に関する特約による取り扱い

支払年金額の1.0%^{※2}

年金開始日以後、年金管理費として上記に該当する金額を年金支払日に年金基金より控除します。

※1 信託報酬(費用)の年率は、運用スキームの変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性もあります(2025年6月現在)。

※2 2025年6月現在。将来変更される可能性もあります。

2 「投資リスク」についてご確認ください

この保険の特別勘定は、国内外の株式、公社債および不動産投資信託証券等で運用され、主に以下のようなリスクがあります。株価や債券価格の下落、為替変動等により解約返戻金等のお受け取りになる金額の合計額が、払込保険料の合計額を大幅に下回ることがあり、損失が生じる

おそれがあります。

この保険にかかる投資リスクは契約者(加入者)および受取人に帰属します。

なお、投資リスクの詳細につきましては、「特別勘定のしおり」に記載されていますのでご確認ください。

リスク	リスクの詳細
価格変動リスク	価格変動リスクとは、株式の価格変動・公社債の価格変動・不動産投資信託証券の価格変動や収益の増減により、価格が下落するリスクをいいます。
為替変動リスク	為替変動リスクとは、組み入れた外貨建資産の価格が各通貨間の為替レートの変動により下落するリスクをいいます。
信用リスク	信用リスクとは、有価証券等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、有価証券等の価格が下落すること、または利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。
流動性リスク	流動性リスクとは、市場における有価証券等の売買量の欠如等の理由により、最適な時期で有価証券等の売買ができず、機会損失を被るリスクをいいます。
カントリーリスク	カントリーリスクとは、投資国となっている国の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態あるいは混乱した状態等に陥ることで、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなるリスクをいいます。
資産配分リスク	資産配分リスクとは、複数資産への投資(資産配分)を行った場合で、投資成果の悪い資産への配分が大きかったために、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。

※積立金の移転(スイッチング)を行う場合には、移転先として選択する特別勘定が異なるとベンチマーク(基準となる指標)やリスクの種類も異なることにご注意ください。

3 契約者貸付について

契約者に対し、一時的に必要な資金をお貸しする制度です。貸付金額の範囲は貸付時の主契約の解約返戻金額の50%以内です。

※契約者貸付を行った場合の貸付金に相当する積立金は、特別勘定による運用は行いません。

1 お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)

お申込者または契約者(加入者(以下「お申込者等」といいます))は、①申込日・②当書面の説明完了日※のいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば、お申し込みの撤回または

たご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。

※「お申し込みの際のご確認事項」のご確認日となります。



お申し込みの撤回等ができない場合

当社指定の
医師の診査を
受けられた場合

債務履行の
担保のための
保険契約の場合

更新・更改*の場合

既契約の内容変更
(特約の中途付加等)
の場合

*保険業法施行令第45条(保険契約の申込みの撤回等ができない場合)に規定されている更改(保険金額その他の給付の内容又は保険期間の変更にかかるものに限る)です。

お申し出方法

- ホームページの専用申出画面(<https://www.gib-life.co.jp/st/keiyaku/process/cooling-off/>)に必要事項を入力し、当社所定のメールアドレスに送信
 - 書面を当社の最寄りの営業所に直接持参
 - 書面を下記送付先に郵送(はがき・手紙)(10日以内の消印まで有効)
- 書面によるお申し込みの撤回等の際には右記事項を記載ください。

記載事項

- ①お申し込みの撤回等をする旨
- ②お申込者等の氏名
- ③住所
- ④電話番号
- ⑤第1回保険料相当額または一時払保険料相当額

送付先

〒108-8228
東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス
ジブラルタ生命保険株式会社 新契約サービスチーム クーリング・オフ担当 宛

クーリング・オフのお申し出をされた場合のご返金は、第1回保険料相当額または一時払保険料相当額としてお払い込みいただいた通貨となります。したがって、円換算払込特約または保険料円入金特約付加の有無により、ご返金する通貨が異なります(円換算払込特約または保険料円入金特約を付加しない場合は、外貨でのご返金となります)。詳しくは、下表をご確認ください。

	保険料のお払い込み	クーリング・オフに伴いご返金する通貨
円換算払込特約または保険料円入金特約を付加する場合	円貨※1	円貨※3
円換算払込特約または保険料円入金特約を付加しない場合	外貨※2	外貨※4

- ※1 円換算払込特約または保険料円入金特約付加に伴う所定の費用(通貨の換算に関する費用)が発生します。
- ※2 お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。
- ※3 円貨でお払い込みいただいた金額と同額を円貨でのご返金いたします。この場合、利息はおつけいたしません。
- ※4 外貨でお払い込みいただいた金額と同額を外貨でのご返金いたしますが、外貨での送金および着金にかかる金融機関所定の手数料はご負担いただきます。この場合、利息はおつけいたしません。

2 現在ご契約中の保険契約を解約・減額して、新たな保険契約をお申し込みされる場合

契約者(加入者)にとってつぎのような不利益となることがあります。

- 現在継続中の保険契約を解約・減額される場合に払い戻される金額は、多くの場合、払込保険料(減額の場合は減額部分に対応する払込保険料)の合計額よりも少なく、ときには全くありません。また、有配当契約については配当を受け取る権利を失います。
- 被保険者の健康状態等により、新たな保険契約のお引き受けをお断りする場合があります。

- 告知義務違反によるご契約の解除、自殺免責期間、詐欺による取消、不法取得目的による無効等の規定は、新たな保険契約の責任開始日を起算日として適用されます。
- すでにご加入いただいているご契約を解約することを前提として新たなご契約のお申し込みをされる場合でも、解約は契約者(加入者)の権利ですので、契約者(加入者)の意思により、いつでも、将来に向かって、ご契約を解約することができます。
- 新たな保険契約をお申し込みされる場合、予定利率が下がることがあります。

3 告知義務

契約者(加入者)・被保険者は、健康状態等についてありのままを告知してください(告知義務)。

正しく告知をされなかった場合は、保険金をお支払できない等のデメリットがあります。

- 当社「告知書または告知画面」にて健康状態・職業等に関しおたずねします。事実をありのまま、正確にもれなく被保険者ご自身で告知をしてください。
- 告知受領権は生命保険会社である当社および当社が指定し

た医師が有しています。医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても、ありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。

- 傷病歴等がある方でもお引き受け可能な場合がありますので、ありのままの事実を告知ください。
- 当社の社員等が、お申込内容や保険金・給付金のご請求内容等について、事実確認をさせていただくことがあります。

※新教弘米国ドル建個人年金保険については、申込書の告知欄にて職業等を告知してください。

※積立利率更改型一時払終身保険(23)については、保険契約者や被保険者に対し、告知を求めません。



ご注意

- 当社のライフプラン・コンサルタントに告知受領権はありません。
- 当社のライフプラン・コンサルタントに口頭で伝えたことは、告知とはなりません。

4 保障の責任開始期

お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、告知日または第1回保険料相当額（一時払保険料相当額）のお払込日^{*}のいずれか遅い日より、ご契約の保障が開始されます。ただし、がん・器質性認知症・軽度認知障害に関する保障の開始は一定の不担保期間があります。また、ご契約が更新契約である場合や他の保険契約への加入規定に基づいて加入した場合は、ご契約の保障がそれぞれの前契約の保険期間満了の日の翌日に開始されます。

- 当社のライフプラン・コンサルタント（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからのお申

※第1回保険料相当額をクレジットカードを利用してお払い込みされる場合^{*}、第1回保険料相当額のお払込日は「クレジットカードが有効であり、かつ、第1回保険料等がその利用限度額の範囲内であることを会社が確認した日」となります。

※以下のデビットカードもご利用いただけます。
[JCB/VISA/Mastercard/American Express/Diners Club]

し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

- 就労不能障害介護保障型家族収入保険（無解約返戻金型）、低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険（特約）、特定疾病保障定期保険特約、特定疾病収入特約、変額保険（有期型）、米国ドル建特定疾病保障終身保険（低解約返戻金型）、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）の悪性新生物責任開始期およびがん診断一時金特約（14）の責任開始期は、上記のときからその日を含めて90日目の日の翌日となります。
- 米国ドル建認知症保障終身特約（無解約返戻金型）には、待ち期間（上記のときからその日を含めて180日）があります。

5 保険金等をお支払できない場合

下記【代表事例】に該当した場合等、保険金等をお支払できない場合があります。

代表事例①	保険金等の免責事由に該当された場合（責任開始日または復活日・復旧日から2年以内に、自殺により被保険者が死亡した場合、受取人等の故意によりお支払事由に該当された場合、契約者（加入者）・被保険者の故意または重大な過失によりお支払事由に該当された場合等。（注）自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金等をお支払することもあります）
代表事例②	保険金等について、責任開始期前に生じた疾病や傷害を原因とする場合。ただし、責任開始期前に生じた疾病について、「ご加入時に正しい告知をいただいた場合」や、「告知の時点で病院等での受診歴がなく、健康診断等で異常を指摘されなかったことがない場合（ただし、その疾病による症状について認識または自覚していた場合を除く）」には保険金等をお支払することがあります。（がんの診断確定を要件とするお支払事由はこの取り扱いの対象となりません）
代表事例③	保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者（加入者）等が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当するとき等、重大事由によりご契約または特約が解除された場合
代表事例④	告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
代表事例⑤	詐欺によりご契約が取消となった場合
代表事例⑥	保険金等不法取得目的によりご契約が無効となった場合
代表事例⑦	ご契約が失効した場合

※その他の事由および具体的な事例につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

6 保険料の払込猶予期間・ご契約の失効・失効取消制度・ご契約の復活・保険料の自動振替貸付

保険料の払込猶予期間・ご契約の失効・保険料の自動振替貸付について

保険料は払込期月中にお払い込みください。払込期月中にお払い込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎますと、ご契約の効力が失われます。ただし、保険料の自動振替貸付が可能な場合は、あらかじめお申し出がない限り、解約返戻金の範囲内で当社所定の利率（複利）により自動的に保険料をお立て替えし、ご契約を有効に継続させます。

※保険料の自動振替貸付は、一部対象とならない商品があります。
※変額保険（有期型）で保険料の自動振替貸付を行った場合の貸付金に相当する積立金は、特別勘定による運用は行いません。

失効取消制度について

失効取消可能期間^{※1}に失効取消にかかる延滞保険料^{※2}のお払い込みがあったときは、保険契約が失効しなかったものとして取り扱う制度です。この場合、診査や告知はありません。

※1 猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。

※2 失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。

ご契約の復活について

ご契約が失効しても、所定の復活可能期間内^{※3}であれば、ご契約の復活を請求することができます。

- 失効している期間の保険料のお払い込みと告知^{※4}を行うことが必要です。
- ご契約の復活を当社が承諾した場合には、未納保険料のお払い込みと告知または診査が完了したときのいずれか遅いときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 被保険者の健康状態等により、ご契約の復活ができないことがあります。

※3 保険種類によって異なります。

※4 ご契約によっては診査が必要な場合もあります。

7 解約と解約返戻金

解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金がないものもあります。解約返戻金がある保険の種類でも、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

- 新教弘米国ドル建個人年金保険、米国ドル建終身保険、ドリーム・ゲート、どるフィン、米国ドル建リタイアメント・インカム、米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）、米国ドル建特定疾病保障終身保険（低解約返戻金型）、米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）、積立利率更改型一時払終身保険（23）、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）の解約返戻金は、円でお受け取りになる場合、為替相場の変動による影響を受けます。
- 就労不能障害介護保障型家族収入保険（無解約返戻金型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、先進医療特約、特定疾病収入特約、介護収入特約、5大生活習慣病特約（14）、女性疾病入院特約（14）、がん診断一時金特約（14）、就労不能障害特約（無解約返戻金型）、米国ドル建認知症保障終身特約（無解約返戻金型）には、解約返戻金がありません。
- 介護保障付終身保険（低解約返戻金型）、米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）、米国ドル建特定疾病保障終身保険（低解約返戻金型）、米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）の低解約返戻金期間は保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額に、低解約返戻金割合（70%）を乗じた金額となります。なお、保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額と同額となります。ご契約

成立後、低解約返戻金割合および低解約返戻金期間は変更できません。

- 低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険および低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険特約の低解約返戻金割合は70%を指定したものとします。低解約返戻金期間は保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この保険・特約に低解約返戻金特則を付加しなかった場合の解約返戻金額に低解約返戻金割合（70%）を乗じた金額となります。なお、保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、この保険・特約に低解約返戻金特則を付加しなかった場合の解約返戻金額と同額となります。ご契約成立後、低解約返戻金割合および低解約返戻金期間は変更できません。
- 変額保険（有期型）の解約返戻金は、特別勘定の運用実績に基づいて変動（増減）するため、お受け取りになる金額が、払込保険料の合計額を下回る場合があり、損失が生じるおそれがあります。なお、解約返戻金に最低保証はありません。
- 医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）、高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）には、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。保険料払込期間満了後は、医療保険（14）（保険料払込中無解約返戻金型）の場合で保険期間が終身のときは、解約返戻金として基本入院給付金日額の10倍の金額をお支払します。
- 積立利率更改型一時払終身保険（23）を解約（減額）される場合、解約控除のほかに、市場価格調整により、解約返戻金額が増減します。
- ご契約または特約によっては、特別条件付保険特約の適用によりお払い込みいただく特別保険料に、対応する解約返戻金がない場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）は、低解約返戻金型です。低解約返戻金型ではない当社「米国ドル建終身保険」の内容については、契約概要（米国ドル建終身保険）④をご確認ください。また、米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）の保険料水準および解約返戻金水準は、当社「米国ドル建終身保険」と比べ、つぎのような特徴・傾向があります。

保険料	米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）＜ 米国ドル建終身保険 死亡保険金額を同一にして保険料額を比較した場合、米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）の保険料は、米国ドル建終身保険の保険料よりも安くなります。
解約返戻金 〔低解約返戻金期間 （保険料払込期間）中〕	米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）＜ 米国ドル建終身保険 死亡保険金額を同一にして低解約返戻金期間中の解約返戻金額を比較した場合、米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）の米国ドルで受け取る解約返戻金額は、米国ドル建終身保険の米国ドルで受け取る解約返戻金額の70%に相当する金額となります。
解約返戻金 〔低解約返戻金期間 （保険料払込期間）満了後〕	米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）＝ 米国ドル建終身保険 死亡保険金額を同一にして低解約返戻金期間満了後の解約返戻金額を比較した場合、米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）の米国ドルで受け取る解約返戻金額は、米国ドル建終身保険の米国ドルで受け取る解約返戻金額と同額となります。



ご注意

- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 保険金等の減額を行った場合、減額部分は解約されたものとして取り扱われます。

8 諸利率について

ご契約に関する諸利率等については、当社ホームページをご覧ください。

- ご契約に適用される諸利率は、金利情勢等に応じて変動することがあります。
当社ホームページのお知らせ「ご契約に関する諸利率等について」に代表例を記載していますのでご覧ください。

9 生命保険契約者保護機構

当社は生命保険契約者保護機構に加入しており、経営破たん
に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがありま
すが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額等が削減され
ることがあります。

※また、保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、
年金額、給付金額等が削減されることがあります。

10 生命保険と税金

※税務にかかわる説明は2025年6月現在の内容で、将来変更されることがあります。
なお、個別の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署等にご確認ください。

お払い込みになった保険料は、所得控除の対象となる税法上
の特典(生命保険料控除)があります。

(一部、対象とならない場合があります)

- 保険料払込方法が一時払のときは、一時払保険料をお払い
込みいただいた当該年のみ控除が適用されます。
- 契約者(加入者)(保険料負担者)がお受け取りになった解約
返戻金は、ご契約から5年以内に解約された場合には、解約
差益に対し、一律20.315%の源泉分離課税が適用され、
5年を超えて解約された場合には、一時所得として所得税・
住民税の対象となることがあります。

- 死亡保険金をお受け取りいただく際の課税につきましては、
契約者(加入者)・被保険者・受取人の関係によって相続税、
贈与税、所得税等の適用が異なります。
契約者(加入者)と実際の保険料負担者が異なる場合、贈与
税の対象となることがあります。

- 年金お受け取り時の課税につきましては、年金受取人が契
約者(加入者)と同一人か別人かによって所得税、贈与税等
の適用が異なります。

- 詳しくは主契約の「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

11 指定紛争解決機関

この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会
です。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書
(電子メール・FAXは不可)・来訪・インターネットにより生
命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしてい
ます。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受け
しています。

(生命保険相談所のアドレス：<https://www.seiho.or.jp/contact/about/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命
保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を
経過しても、契約者(加入者)等と生命保険会社との間で解
決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生
命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者(加入者)等の
正当な利益の保護を図っています。

12 相談窓口とその連絡先について

生命保険のお手続き、ご契約内容、保険金・給付金等のお支払、ご請求手続き等に関するご相談・ご質問・苦情につきましては、担
当ライフプラン・コンサルタントまたはコールセンターへご連絡ください。

引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー

ホームページアドレス：<https://www.gib-life.co.jp/>



コールセンター
(通話料無料)

教職員のお客さま

ご高齢のお客さま

0120-37-9419
0120-16-7895

受付時間／
平日9:00～18:00、
土曜9:00～17:00
(日・祝・年末年始を除く)

保険金・給付金等のお支払は、お客さまからのご請求に応じ
て行う必要があります。保険金等のご請求手続き等につつま
しては、「お客さまサポートガイド」「保険金・給付金のご請求
等のご案内」をご確認ください。また、当社ホームページでも
ご覧いただけます。

- お支払の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生
じた場合等についても、担当ライフプラン・コンサルタントま
たはコールセンターへご連絡ください。

- お支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保
険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますの
で、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取
人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人
が請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約
款」でご確認ください)指定代理請求特約を付加された場合
は、指定代理請求人の方に、お支払事由および代理請求が
できる旨をあらかじめお伝えください。



重要なお知らせ

ご契約前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

1 書類の記入方法について

ご契約の申込書・告知書(告知欄)は、契約者(加入者)・被保険者ご自身で内容をご確認のうえ、正確にご記入ください*。

*ライフプラン・コンサルタントの情報端末による電子申込手続きを含みます。

*ライフプラン・コンサルタントの情報端末による電子申込手続き方法については、⑫の「ライフプラン・コンサルタントの情報端末による電子申込手続きに関するご案内」でご確認ください。

2 第1回保険料相当額等のお払い込みについて

●第1回保険料相当額等のお払い込み人名義については下記をご参照ください。なお、契約者(加入者)名と保険料負担者の名義が異なる場合、締結される生命保険契約にかかる権

利・義務は契約者(加入者)に属します。契約者(加入者)とお払い込みされる方が相違する場合には、その旨十分ご確認いただいたうえで手続きください。

指定口座への振り込み	●契約者(加入者) 本人 ●(契約者(加入者) 本人が振り込みできない場合) 契約者(加入者) と生計を一にする配偶者および 2 親等以内の親族
クレジットカード決済*	●契約者(加入者) 本人名義のカードのみ ※契約者(加入者) が未成年の場合に限り、申込書に署名された親権者が名義のカードの利用が可能です。
電子マネー決済	●契約者(加入者) 本人による決済のみ ※契約者(加入者) が未成年の場合に限り、申込書に署名された親権者による決済が可能です。

●保険料が会社の定める最低保険料に満たないときは、お取り扱いできない場合があります。

※最低保険料は保険種類によって異なります。

*以下のデビットカードもご利用いただけます。

[JCB/VISA/Mastercard/American Express/Diners Club]

3 被保険者がお受取人となる保険金および給付金について

リビング・ニーズ特約によりお支払する保険金、(特約)高度障害保険金、(特約)高度障害年金、(特約)高度障害療養加算年金、就労不能障害介護年金、特定就労不能障害給付金、災害高度障害保険金、障害給付金、入院給付金、手術給付金、先進医療給付金、介護保険金、(特約)介護年金、(特約)特定疾病保険金、特約

特定疾病年金、入院初期加算給付金、手術・放射線治療給付金、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金、がん診断一時金、上皮内がん診断一時金、就労不能障害保険金、認知症保険金、軽度認知障害保険金等の受取人は、普通保険約款または特約条項の規定により、原則被保険者となります。

4 時効による請求権の消滅について

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金のお支払または保険料のお払い込みの免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

5 お払い込みいただく保険料の額と死亡保険金等の額との関係について

保険種類、契約年齢、保険期間、性別、保険料払込方法等の組み合わせおよび契約後の経過期間との関係によっては、一定の時点において保険種類を単位として見た場合、お払い込みいただいた保険料の総額が支払われる死亡保険金、高度障害保険金等の額を上回ることがあります。

6 被保険者による保険契約の解約の請求について

被保険者と契約者が異なるご契約の場合、一定の事由に基づき、被保険者は契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

※被保険者からご契約の解約を請求できる場合の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

※この制度のほか、契約者(加入者)はいつでも将来に向かってご契約を解約することができます。

7 税務取扱について

当社作成の販売資料(パンフレット、設計書等)の税務取扱は、販売資料を作成した時点の法令・通達に基づき、将来にわたって適用された場合を仮定した一般的な税務取扱の参考として例示しています。法令等の改正により、保険期間中に保険料等の税

務上の取り扱いが変更される可能性があること、また、将来にわたっての税務取扱を当社が保証するものではないことをご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

取引時確認について

1 取引時確認とは

当社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づきお客さまが生命保険契約の締結等をする際、すべてのご契約でお客さまの本人特定事項（名前、住居、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズム

に対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリング（犯罪等で得た「汚れた資金」を正当な取引で得た「きれいな資金」に見せかけること）に利用されることを防ぐための目的としたものです。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

2 取引時確認で確認させていただく事項

本人確認書類をご提示いただき、氏名、現住所、生年月日の確認※をさせていただきます。契約者（加入者）が未成年・（成年）被後見人の場合は親権者・後見人等の方についても契約者（加入者）と同様の確認をさせていただきます。

※確認に際しまして、本人確認書類の特定事項（記号・番号等および発行者）を控えさせていただいております。
また、職業の内容や取引を行う目的を確認させていただく場合があります。

3 取引時確認手続きに関してご留意いただきたいこと

- 当社から送付する書類等は、原則申込時にご登録いただいた通信先住所宛に送付させていただきます。
ただし、通信先住所と本人確認書類に記載の現住所が異なる場合、本人確認書類に記載の現住所宛に書留郵便を送付させていただきます。必ずお受け取りください。

例	
① 通信先住所	東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
② 本人確認書類 記載現住所	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス
 現住所確認のため、②の本人確認書類記載現住所宛に書留郵便を送付させていただきます。	

- 犯罪収益移転防止法では、お客さまが、取引時確認に係る事項を偽ることを禁止しており、お客さまに本人特定事項の隠蔽の目的があつて違反した場合には、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科され、またはこれらが併科されます。
- 犯罪収益移転防止法では、金融機関等は、お客さまが取引時確認に応じない場合には応じるまでの間、取引に係る義務の履行を拒むことができることとし、免責規定を設けております。よって、お客さまが取引時確認に応じない間、お客さまは金融機関等に契約上の義務の履行を要求できません。
- 犯罪収益移転防止法に基づき当社が知り得たお客さまの個人情報、本法令が要請する目的以外には使用することはありません。
- ご契約締結後に取引時確認にて確認させていただいた事項の内容に変更が生じた場合は、当社コールセンターまたはライフプラン・コンサルタントまでご連絡ください。

FATCA (外国口座税務コンプライアンス法) について

2014年7月から、アメリカ合衆国(以下「米国」と記載)の「外国口座税務コンプライアンス法」(以下「FATCA」と記載)による確認手続きが開始されています。FATCAは、米国人による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客さまが特定米国人または米国人所有の外国事業体であるかを確認すること等を求める法律です。

日本の生命保険会社は、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、生命保険契約の取引等をする際、**お客さまが特定米国人または米国人所有の外国事業体であるか等を確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行う必要があります。**
つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 米国内国歳入庁への報告対象となる特定米国人、米国人所有の外国事業体(以下「報告対象者」と記載)とは

個人の契約者(加入者)が該当	特定米国人	米国民 国籍を問わず、米国民権を持っている方全員が報告対象となります。 米国居住者 米国居住者とは、一般的に米国での滞在日数^(注)が183日以上の方をいいます。 また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。 (注) 滞在日数はつぎの①②③の合計日数となります。 ① 当年(申込日の該当する年)の滞在日数 ② 前年の日数の3分の1に相当する滞在日数 ③ 前々年の日数の6分の1に相当する滞在日数
	事業体の契約者(加入者)が該当	米国で設立された事業体^{※1}のうち、 米国法人・米国財団・米国信託・米国パートナーシップ等の事業体 ※1 米国で設立された事業体のうち、米国上場法人・米国銀行・米国REIT(不動産投資信託)等は報告の対象にはなりません。 米国人が所有する、米国外に所在する事業体 つぎの①②③の全てに該当する事業体が該当します。 ① 実質的支配者^{※2}に特定米国人が1人以上いる米国外の事業体 ② 米国以外で設立された非上場法人 ③ 前暦年(1~12月)の総所得のうち受動的所得(投資所得等)が50%以上を占める事業体。 または、前暦年中のいずれかの時点において保有する資産のうち受動的所得を生み出す、あるいは受動的所得を生むために保有している資産が50%以上となったことがある事業体。 ※2 実質的支配者とは、つぎに該当する方を指します。 ・ 議決権が株式の保有割合に応じて与えられる会社(株式会社等)において、25%を超える議決権を有する方 ・ 上記以外の法人において、代表権を有する方

2 当社の保険契約をお申し込みいただく際のFATCA確認手続きについて

上記の報告対象者であるか否かを、お客さまご自身に「お申し込みの際に際してのご確認事項」の「FATCA (外国口座税務コンプライアンス法)自己宣誓欄」にてご申告いただきます。

●ご申告の他、必要に応じて追加の書類や証明書類等をご提示またはご提出いただく場合があります。また、お客さまが金融機関^{※3}である場合、別途ご提出いただく書類がございます。

※3 預金取扱機関、カストディ業務を行う機関、保険会社または投資事業体を含む拡大関連者グループの一員である持株会社または財務センターが金融機関に該当します。お客さまが金融機関に該当する場合、「非米国納税義務者申告書」をご提出いただきます。

【お客さまが報告対象者に該当される場合】

特定米国人に該当される場合は、「納税者番号報告書兼IRSへの情報開示に関する同意書」をご提出いただき、米国内国歳入庁へ報告をさせていただきます。米国人所有の外国事業体に該当される場合は、お客さまに「非米国納税義務者申告書」および「IRSへの情報開示に関する同意書」をご提出いただきますとともに、米国人である実質的支配者には「納税者番号報告書兼IRSへの情報開示に関する同意書」をご提出いただき、米国内国歳入庁へ報告させていただきます。

3 ご確認に応じていただけない場合、および報告に同意いただけない場合

お客さまに確認手続きに応じていただけない場合、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、当社は生命保険契約の締結を行いません。

1 乗換契約とは

当社または他社で現在ご加入されている保険契約について解約や減額等を行い、一定期間内に被保険者を同一とする新たにお申し込みされた保険契約のことを乗換契約といいます。

新たに保険契約をお申し込みされたのち、すでにご加入されている保険契約を一定期間内に解約や減額等を行う場合も乗換契約となります。

2 乗換にともなう不利益事項

■現在ご加入されている保険契約を解約・減額等される場合に発生する不利益事項

- 払戻される金額は、多くの場合お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約したときに払戻される金額はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約した保険契約は元に戻すことができません。このため、新たに保険契約にご加入できなかった場合には保障がなくなる可能性があります。
- 現在ご加入されている保険契約が有配当の場合、有配当の保険契約に対する配当の請求権を失う場合があります。

■今回新たにお申し込みされる保険契約(乗換契約)に発生する不利益事項

- 被保険者の健康状態や職業等により、特別条件を適用させていただく場合や、乗換契約をお断りする場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約のままであればお支払できる場合であっても、乗換契約では、詐欺による取消しや責任開始期から2年以内の自殺の場合には、保険金等をお支払しません。(ただし、責任開始期から2年以内の自殺の場合については、会社所定の取扱範囲内で、保険金等の一部または全部をお支払することがあります。)
- 乗換契約は一般の契約と同様に告知義務があります。「乗換契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 乗換契約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に保険金等のお支払事由または保険料払込免除事由に該当した場合は、保険金等のお支払または保険料の払込免除ができないことがあります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在ご加入されている契約と乗換契約とで異なることがあります。乗換契約の予定利率が現在ご加入されている契約の予定利率より低い場合、通常、保険料は高くなります。
- 乗換契約の保障内容は、現在の保険契約の保障内容と異なる場合があります。例えば、保障範囲や給付倍率が異なる医療保険に乗り換えた場合、給付金支払対象外となる場合や給付金額が少なくなる場合があります。

※ 保障の見直しには、解約や減額以外にも払済保険への変更や特約中途付加等もありますのでご検討ください。

保険料口座振替について①

払込経路が口座振替扱のお客さま用

保険料口座振替をご利用いただく場合は、つぎの事項をご確認・ご了解ください。

1 保険料口座振替について

1. 保険料の振替日は**27日**(休日の場合は翌営業日)です。
保険料は振替日の前日までに保険料の振替口座に準備ください。
2. 保険料の振替口座は原則として**契約者(加入者)本人名義の「生活口座」**を指定ください。
「生活口座」とは、日常頻繁に使用される口座のことで、公共料金の振替等に使用されている口座のことを言います。止むを得ない事情により契約者(加入者)本人名義以外の口座を指定する場合、契約者(加入者)の配偶者および二親等以内の親族(親子、兄弟、姉妹、祖父母、孫)名義の「生活口座」に限り指定いただくことができます。
※契約者(加入者)と口座名義人が異なる場合には、手続き前に口座名義人に「保険料口座振替について①」の記載事項を必ず確認いただけてください。また、申込内容等は契約者(加入者)より口座名義人に説明ください。
3. ジブラルタ生命では口座振替による保険料収納業務を「PGビジネスサービス(PGBS)」に委託しています。
保険料の振替口座には「PGビジネスサービス(PGBS)」が提携している金融機関の口座を指定ください。
4. インターネット銀行の口座を指定される場合、当申込による当社手続きとは別に、銀行が定める手続き(お客さまご自身によるインターネット上での口座振替に関する手続き等)が必要となる場合があります。
5. 保険料振替の際の通帳記帳印字はつぎのとおりとなります。
「PGBS/ジブラルタ」のほか一部「PGBS ジブラルタ」、「PGBS ホケンリョウ」等と印字されます。

2 保険料口座振替に関する注意事項

1. 振替結果についてはあらためて通知しません。お手数ですが、通帳等で確認ください。
2. 複数契約について同一の振替口座を指定している場合は、保険料の合計額を振替口座に準備ください。振替口座の残高が保険料の合計額に満たない場合は振替できません。
※ジブラルタ生命契約、旧スター生命契約、旧セゾン生命契約は、各々の中で複数の契約の保険料を口座単位にまとめて振替えます。

3 外貨建商品の場合のお取り扱い

外貨建商品の保険料を円に換算する際の為替レート適用基準日はつぎのとおりです。
振替月の前月末日を基準日(取引銀行が休業日の場合は直前の営業日)として当社所定の為替レートを用いて振替金額を計算します。

4 保険料が振替できなかった場合のお取り扱い

当月に振替できなかった保険料は、翌月に再度振替えます。
月払契約……………前月分と当月分の2ヶ月分の保険料を振替えます。
年・半年払契約・定期一括払契約…あらためて、保険料を振替えます。
その際は、保険料を合算せず契約ごとに保険料を振替えます。
※外貨建商品の場合は、振替月により為替レートが変動します。
※当月に振替できなかった理由により、翌月の振替が行われない場合があります。

5 口座振替開始までのお手続きの流れや事後の通知発送について

- 1.【新契約申込時】
新規にご契約にお申込み、保険料の振替口座の登録手続きをされ、払込方法「月払」をご選択の場合、口座からの保険料の振替は、お申込みいただいた月の**翌々月より開始**となります。
【振替口座の変更時】
払込方法「月払」契約について、保険料振替口座を変更の場合、当月5日までにお手続きいただいた場合に、**当月より開始**となります。
2. 手続き完了後、『保険料口座振替開始または変更のお知らせ』を発送いたします。開始月をご連絡いたしますので、振替開始の時期についてご確認ください。

【ジブラルタ生命保険株式会社との生命保険料口座振替約定】

契約者と当社との生命保険料口座振替約定は以下のとおりとなりますので、確認ください。

保険契約者である私（以下、「私」といいます）は、以下の条項を了承のうえ、生命保険料を口座振替により貴社に支払います。

1. この口座振替は、貴社へ直接口座振替が行われるか、または貴社と「預金口座振替による集金代行事務委託契約」を締結している収納代行会社を通じて行われることを了承します。
なお、将来貴社の都合により私に通知することなく、収納代行会社を変更または貴社が直接口座振替を行うこととされても異議ありません。また、その場合、貴社が私に代わって金融機関に対し、収納代行会社の変更等必要な手続きをとることを了承します。
2. 同一の指定口座から既に契約している生命保険料を含み2件以上の契約の保険料を振替える場合は、これを貴社の定めるところにより合算して振替えても異議ありません。
3. 貴社の定めるところにより同一指定口座から2件以上の契約の保険料を合算して振替しない場合は、その振替順序を指定できないことを了承します。
4. 払込期月の振替日において、振替が不能だった場合は、下記のとおりとなることを了承します。
次回の口座振替において、複数の契約における振替口座を同一口座に指定していても、合算された保険料ではなく、契約1件ごとの保険料で振替されても差しつかえありません。
月払契約については、その翌月の振替日に前月分と併せて2ヶ月分を支払うことを了承します。
また、年・半年払契約、定期一括払契約については、その翌月の振替日に指定口座から同一保険料を支払うことを了承します。
5. 私が住所（通信先）を変更したときは、ただちに貴社へ連絡します。連絡しなかった場合は、貴社が知った最終の住所（通信先）宛に発信された通知は、私に到達したものとみなされても差しつかえありません。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関との約定】

ゆうちょ銀行以外の金融機関との約定は、以下のとおりとなりますので、確認ください。

1. 私が支払うべき保険料について貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書に記載された金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。
この場合、預金規定または、当座勘定規定にかかわらず預金通帳、同払戻請求書の提出または、小切手の振出しはしません。
2. 指定預金残高が振替日において引落請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく引落請求書を返却されても異議ありません。
3. この契約を解除するときは、私から貴行または、ジブラルタ生命に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱っても差しつかえありません。
4. この預金口座振替について仮に紛議が生じても貴行の責によるものを除き、貴行には一切迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は「自動払込み規定」が適用されます。

保険料口座振替について②

払込経路が教弘扱または団体扱で三栄収納口座振替をご利用されるお客さま用

ジブラルタ生命保険(株)との集団扱・団体扱等による共済(保険)契約の掛金(保険料)は所属団体の委託により、収納代行会社である株式会社三栄収納サービスが預金口座振替またはゆうちょ銀行自動払込の方法により収納します。保険料口座振替をご利用いただく場合は、つぎの事項をご確認・ご了解ください。

1 保険料口座振替について

1. 保険料の振替日は金融機関は**22日**(休日の場合は翌営業日)、ゆうちょ銀行は**27日**(休日の場合は翌営業日)です。保険料は振替日の前日までに保険料の振替口座に準備ください。
2. 保険料の振替口座は原則として**契約者(加入者)本人名義の「生活口座」**を指定ください。
「生活口座」とは、日常頻繁に使用される口座のことで、公共料金の振替等に使用されている口座のことを言います。止むを得ない事情により契約者(加入者)本人名義以外の口座を指定する場合、契約者(加入者)の配偶者および二親等以内の親族(親子、兄弟、姉妹、祖父母、孫)名義の「生活口座」に限り指定いただくことができます。
※契約者(加入者)と口座名義人が異なる場合には、手続き前に口座名義人に「保険料口座振替について②」の記載事項を必ず確認いただけてください。また、申込内容等は契約者(加入者)より口座名義人に説明ください。
3. 保険料の振替口座には「三栄収納サービス」が提携している金融機関の口座を指定ください。
4. 保険料振替の際の通帳記帳印字はつぎのとおりとなります。
「サンエイ/ジブラルタ」、「サンエイシュノウ」等と印字されます。
5. 下記の「収納代行会社との了解事項」をご確認ください。

収納代行会社との了解事項

1. 私(契約者または共済制度加入者)が支払うべき共済掛金(保険料)は所定の振替日(金融機関は22日、ゆうちょ銀行は27日、休日の場合は翌営業日)に指定口座から支払います。
2. この口座振替により支払った共済掛金(保険料)については通帳に記載されますので、領収書は請求いたしません。
3. 同一口座から2件以上の共済掛金(保険料)を振替える場合、1件毎の振替でなく、その合計額にて振替えることを了承します。
4. 所定の振替日に口座の残高が共済掛金(保険料)の払込に必要な金額に満たない場合は、私に通知することなく共済掛金(保険料)の払込がなかったものとして処理されても異議ありません。
5. 住所・指定口座等を変更するときはジブラルタ生命保険(株)に申し出ます。預金口座振替またはゆうちょ銀行自動払込みの停止をするときは、金融機関に申し出ます。
6. 共済契約(保険契約)消滅後の共済掛金(保険料)を口座振替された場合、ジブラルタ生命保険(株)に入金後、返金されることを了承します。

2 保険料口座振替に関する注意事項

1. 振替結果についてはあらためて通知しません。お手数ですが、通帳等で確認ください。
2. 振替の順序は証券番号・保険料金額等で指定することはできません。また、複数契約の引落とし口座を同一口座に指定されている場合、契約者(加入者)が異なっても当月払込分保険料を合算して振替させていただきますので、口座の残高が保険料合計額に満たないと全額振替できません。(外貨建て商品の保険料は合算されません。)

3 外貨建商品の場合のお取り扱い

外貨建商品の保険料を円に換算する際の為替レート適用基準日は、振替月の前月末日を基準日(取引銀行が休業日の場合は直前の営業日)として当社所定の為替レートをを用いて振替金額を計算します。
※外貨建商品の場合は、振替月により為替レートが変動します。

4 保険料が振替できなかった場合のお取り扱い

1. 振替ができず翌月に再請求させていただく場合は、下記のとおりとなります。
月払契約……………前月分と合わせて2ヶ月分の保険料を振替えます。
年・半年払契約・定期一括払契約…あらためて、保険料を振替えます。
2. 猶予期間満了日までに保険料の払込がなかった場合は、口座振替の取扱を停止させていただきます。
詳しくは取扱担当者またはコールセンターにお問い合わせください。

5 口座振替開始までのお手続きの流れや事後の通知発送について

1. 新規にご契約にお申込み、保険料の振替口座の登録手続きをされ、払込方法「月払」をご選択の場合、口座からの保険料の振替は、お申込みいただいた月の翌々月より開始となります。
2. 手続き完了後、「口座振替のお知らせ」を送付いたします。振替の開始月をご連絡いたしますので、振替開始の時期をご確認ください。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関との約定】

ゆうちょ銀行以外の金融機関との約定は、以下のとおりとなりますので、確認ください。

1. 私が支払うべき保険料について貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書に記載された金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。
この場合、預金規定または、当座勘定規定にかかわらず預金通帳、同払戻請求書の提出または、小切手の振出しはしません。
 2. 指定預金残高が振替日において引落請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく引落請求書を返却されても異議ありません。
 3. この契約を解除するときは、私から貴行または、ジブラルタ生命に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱っても差しつかえありません。
 4. この預金口座振替について仮に紛議が生じても貴行の責によるものを除き、貴行には一切迷惑をかけません。
- ※ゆうちょ銀行をご指定の場合は「自動払込み規定」が適用されます。

ライフプラン・コンサルタントの情報端末による電子申込手続きに関するご案内

1 ライフプラン・コンサルタントの情報端末による電子申込手続きについて

- この手続きは書面に代わり、ライフプラン・コンサルタントの情報端末に直接入力・署名いただくことにより申込手続きを行うものです。
- ご署名につきましては契約者(加入者)・被保険者(もしくは親権者・成年後見人等)ご自身によって行う必要があります。
- 情報端末内にお客さまの情報は保存されません。また、データは暗号化して送信します。
- 申込手続き完了後、申込内容や告知内容の控えはお客さま専用の申込内容確認ウェブサイト※にてご確認ください。ご契約成立後はMyページでもご確認ください。
※ログイン可能時間は、AM6:00～翌AM2:00です。
※申込日から90日が経過しますと申込内容確認ウェブサイトにはログインできなくなりますので、Myページをご利用ください。
- ご契約成立後、保険証券は書面にてライフプラン・コンサルタントがお届けまたは郵送します。
※「保険証券等の電子化に関する特約」を付加した場合は、保険証券は郵送されず、契約者様専用のMyページに「生命保険証券(契約成立証明書)」(PDFファイル)をお届けします。

2 申込内容確認ウェブサイトへのアクセス方法

- 下記のURLまたは二次元コードから「申込内容確認ウェブサイト」にアクセスしてください。
当社ホームページからもアクセス可能です。
- 申込手続きの際に、ジブラルタ生命から、ご登録いただいたE-mail宛にお送りしたアカウント情報を入力のうえ、ログインしてください。
- ログイン後、申込内容等の控え(PDFファイル)の「ダウンロード」ボタンをクリックのうえ、印刷または保存してください。

ログインページURL <https://nb-service.gib-life.co.jp/customer/login.html>

二次元コード



書面識別コード入力をお願い

本冊子を書面でお受け取りになり、ライフプラン・コンサルタントの情報端末による電子申込手続きをされる場合は、情報端末の「お申し込みの際のご確認内容」画面に「書面識別コード:02202557」を入力してください。
※本冊子を電子ファイルでお受け取りになった場合は書面識別コードの入力は不要です。



ご注意

ライフプラン・コンサルタントが保険料を現金または小切手でお預かりすることや、個人名義の口座など保険会社名義以外の口座にお振り込みを依頼することは一切ございません。また、保険契約とは関係のない投資や出資等の勧誘をすることはありません。
第1回保険料相当額をクレジットカード等を利用してお払い込みされる場合、ライフプラン・コンサルタントのスマートフォン等のタブレット端末を使用して、保険料の決済をすることは一切ございません。

ご契約の成立までにお客さまにお渡ししている 重要な書類・資料の一覧

保険商品のご提案から保険証券のお届けまでに、お客さまにお渡しする重要な書類や資料の一覧です。
ご確認のうえ、受け取っていないものがございましたら、お手数ですが当社コールセンターまでご連絡ください。

ご契約成立までの流れ	書類・資料	内容	お渡しする時期
ご意向の確認と重要事項のご説明	保険設計書*1	お客さまのご意向に基づき設計した保険商品の具体的な契約内容や契約条件をご説明する資料です。	保険商品ご提案時に契約者へお渡しします。
	意向確認書*2	ご提案したご契約の内容がお客さまのご意向に沿っているか確認いただく書面です。	お申し込み前に署名いただき、契約者に控えをお渡しします。*2
	重要なお知らせ (契約概要／ 注意喚起情報)	重要なお知らせ(契約概要／注意喚起情報)およびご契約のお申し込みの際にご注意いただきたい事項を記載しています。冊子版・電子版があります。	お申し込み前に契約者へお渡しします。
	お申し込みに際してのご確認事項*2	「重要なお知らせ」にてご説明した内容について、十分にご理解いただけたか確認させていただく書面です。	「重要なお知らせ」の説明を受けられた後に契約者に署名いただき、控えをお渡しします。*2
	ご契約のしおり・約款	契約者と当社との間でとりかわす契約の内容となる、お互いの権利義務規定をまとめています。Web版でのご提供となりますので、当社ホームページで閲覧・ダウンロードをしてください。 なお、冊子版をご希望の場合は、ライフプラン・コンサルタントへお申し出ください。	【「ご契約のしおり・約款(Web約款)」のご案内】をお申し込み前に契約者へお渡しします。 ※「Web約款確認書」に署名のうえ提出していただきます。*3
	特別勘定のしおり ※「変額保険(有期型)」 にお申し込みの場合のみ	「変額保険(有期型)」で資産運用を行う特別勘定に関する詳細をまとめています。「ご契約のしおり・約款」とあわせてWeb版でのご提供となりますので、当社ホームページで閲覧・ダウンロードをしてください。 なお、冊子版をご希望の場合は、ライフプラン・コンサルタントへお申し出ください。	【「ご契約のしおり・約款(Web約款)」のご案内】をお申し込み前に契約者へお渡しします。 ※「Web約款確認書」に署名のうえ提出していただく*3ことで、「特別勘定のしおり」も受領されたことになります。
お申し込みと告知	生命保険契約申込書*2	生命保険契約をお申し込みいただく書面です。契約者・被保険者それぞれに自署していただきます。	お申し込み時に契約者と被保険者のそれぞれ控えをお渡しします。*2
	告知書*2	被保険者ご自身が、告知書の質問に対して、正しくありのままをご記入いただきます。	告知書記入後、被保険者に控えをお渡しします。*2
保険料のお払い込み	保険料入金の控え (振込金受取書)	口座振込の場合、金融機関から「振込金受取書」が交付されます。 <u>保険料を現金または小切手でお預かりすることや、個人名義の口座など保険会社名義以外の口座にお振り込みを依頼することは一切ございません。</u>	振込票の控えを保管してください。
保険証券のお届け	保険証券*4	ご契約の保険金額や保険期間等、ご契約内容を具体的に記載したものです。ご契約をお引き受けした際には、必ず保険証券をお届けしています。お手元に届きましたら、必ず開封のうえ内容を確認いただき、大切に保管してください。	必要な手続き完了後、 おおよそ2週間ほどで郵送します。 ※教職員のお客さまは当社社員がお届けします。
	保険料お払込開始のご案内*4	ご契約の払込経路により、お申し込み時に設定いただいた2回目以降の保険料お払込方法や前納保険料のお払い込み有無について記載しています。必ず内容を確認いただき、お間違いがないかお確かめください。	保険証券に同封します。

*1 保険設計書は書面でのお渡し、もしくはPDFファイルでMyページに掲載します。

*2 ライフプラン・コンサルタントの情報端末による電子申込手続きの場合、申込内容等の控えは、お客さま専用の申込内容確認ウェブサイトまたはMyページにてご確認いただけます。(紙面での交付はいたしません)

*3 ライフプラン・コンサルタントの情報端末による電子申込手続きの場合、端末上で受領確認を行うため、お受け取りになった約款の種類に関わらず、確認書への署名・提出は不要です。

*4 「保険証券等の電子化に関する特約」を付加した場合は、保険証券および保険料お払込開始のご案内は郵送されず、契約者様専用のMyページに「生命保険証券(契約成立証明書)」(PDFファイル)をお届けします。

お客さまにご理解いただきたいこと

お申し込み時に当書面（重要なお知らせ）にて、ライフプラン・コンサルタントがご説明させていただきました内容をまとめています。お客さまご自身で、再度ご確認ください。ご確認ください。

万一、ご不明点等ございましたら、担当ライフプラン・コンサルタントへあらためてご確認くださいませよう願いたします。

契約概要〈全ての商品に共通〉

1	保障の期間や保険金等、保険料払込期間など商品の仕組みと特徴について理解しましたか。	4	保険金等をお支払できない場合があることを理解しましたか。
2	主な保障内容、お支払事由について理解しましたか。	5	配当金の有無について理解しましたか。
3	解約返戻金が、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なることを理解しましたか。	6	「ご契約にかかる費用」および、外貨建保険でお払い込みやお受け取りを円貨で行う場合の「為替リスク」について理解しましたか。

注意喚起情報〈全ての商品に共通〉

1	お申込者またはご契約者（加入者）は、所定の期間内でお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができますが理解しましたか。（クーリング・オフ制度）	詳細は▶	79
2	現在ご契約中の保険契約を解約・減額して、新たな保険契約をお申し込みされる場合、ご契約者（加入者）にとって不利益となる場合がありますが理解しましたか。	詳細は▶	79
3	健康状態などについて正しく告知をされなかった場合は、保険金をお支払できない等のデメリットがありますが理解しましたか。	詳細は▶	79
4	お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合の保障の責任開始期について理解しましたか。	詳細は▶	80
5	保険金等の免責事由に該当された場合など、保険金等をお支払できない場合がありますが理解しましたか。	詳細は▶	80
6	保険料の払込猶予期間・ご契約の失効・失効取消制度・ご契約の復活・保険料の自動振替貸付について理解しましたか。	詳細は▶	80
7	解約返戻金について〈契約概要〉に記載した内容に加え、保険種類による解約返戻金の有無、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となることを理解しましたか。	詳細は▶	81
8	ご契約に適用される諸利率は、金利情勢などに応じて変動することがありますが理解しましたか。	詳細は▶	82
9	生命保険会社が経営破たんし、保険契約者保護の措置が図られた場合でも保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがありますが理解しましたか。	詳細は▶	82
10	お払い込みになった保険料の税務の取り扱いについて理解しましたか。	詳細は▶	82
11	指定紛争解決機関について理解しましたか。	詳細は▶	82
12	相談窓口とその連絡先について理解しましたか。	詳細は▶	82

その他の重要事項〈全ての商品に共通〉

1	「重要なお知らせ」、「取引時確認について」、「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）について」、「新たな保険契約への乗換について」、「保険料口座振替について①②」、「ライフプラン・コンサルタントの情報端末による電子申込手続きに関するご案内」、「ご契約の成立までにお客さまにお渡ししている重要な書類・資料の一覧」をご確認いただき理解しましたか。	詳細は▶	84～93
---	--	------	-------

注意喚起情報 新教弘米国ドル建個人年金保険／米国ドル建終身保険／ドリーム・ゲート／どるフィン／米国ドル建リタイアメント・インカム

1	「ご契約にかかる費用」について理解しましたか。	詳細は▶	70
2	お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合の「為替リスク」について理解しましたか。	詳細は▶	71

注意喚起情報 米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）／米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）／米国ドル建特定疾病保障終身保険（低解約返戻金型）／米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）／米国ドル建認知症保障終身特約（無解約返戻金型）

1	「ご契約にかかる費用」について理解しましたか。	詳細は▶	72
2	お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合の「為替リスク」について理解しましたか。	詳細は▶	72
3	保険料の自動振替貸付が低解約返戻金型としなかった場合に比べ少ない金額となりますが理解しましたか。	詳細は▶	73
4	払済保険へ変更した場合、低解約返戻金型としなかった場合に比べ少ない金額となりますが理解しましたか。	詳細は▶	73
5	延長定期保険へ変更した場合、低解約返戻金型としなかった場合に比べ短い期間となりますが理解しましたか。	詳細は▶	73
6	契約者貸付が低解約返戻金型としなかった場合に比べ少ない金額となりますが理解しましたか。	詳細は▶	73

注意喚起情報 積立利率更改型一時払終身保険（23）

1	「ご契約にかかる費用」について理解しましたか。	詳細は▶	74
2	お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合の「為替リスク」について理解しましたか。	詳細は▶	75
3	「解約（減額）時の市場価格調整」により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり損失が生じるおそれがあります。理解しましたか。	詳細は▶	75

注意喚起情報 変額保険（有期型）

1	「ご契約にかかる費用」について理解しましたか。	詳細は▶	76
2	特別勘定の運用実績による「投資リスク」について理解しましたか。	詳細は▶	78

お申し込みの際のご確認事項

宛先：ジブラルタ生命保険株式会社

1 重要事項説明完了確認書

お客さまご自身でチェックしてください

これまでの説明状況等を確認させていただきます。契約者様(親権者・成年後見人様等)が下記の項目の内容をご確認のうえ、☑をしてください。

重要事項についてのご確認

- ☐ 保険契約の申し込みにあたり、貴社のライフプラン・コンサルタント(生命保険募集人)から、契約概要・注意喚起情報等が記載された重要なお知らせ(重要事項説明書)を受領のうえ、その内容について説明を受け、理解しました。また、販売資料(パンフレット、設計書等)に税務に関する記載がある場合、提案時点の税制に基づくものであり、将来変更される可能性があることを理解しました。

個人情報の取扱いについてのご確認

- ☐ 「個人情報の取扱いについて」の説明を受け内容を確認し、機微(センシティブ)情報の取扱い、個人情報の第三者提供および契約締結に至らなかった場合や契約消滅後の個人情報の保持について同意します。

2 お申し込みの際の確認書

お客さまご自身でチェック・ご記入ください

保険契約のお申し込みにあたり、既にご契約されている他の保険契約の現況と、適合性について確認させていただきます。

契約者様(親権者・成年後見人様等)が下記の項目の内容をご確認のうえ、☑・ご記入ください。

他の保険契約についてのご確認

①	はい→ ☐ 当社 ☐ 当社以外 ☐ いいえ	今回のお申し込みの際、既に契約者様が契約している当社または他社の生命保険の貸付金を保険料に充当する予定はありますか。
②	はい→ ☐ 当社 ☐ 当社以外 ☐ いいえ	今回のお申し込みの際、既に契約者様が契約している当社または他社の生命保険の解約・払済保険変更・減額を行ったか、行う予定がありますか。
③	②がはいの場合 ☐ はい ☐ いいえ	保障を見直す方法として、既に契約している生命保険の解約・払済保険変更・減額等を行って、新たな生命保険に契約する場合の不利益な事項について理解しています。また、他の方法として追加契約や特約中途付加等があることを理解しています。
④	はい→ ☐ 当社 ☐ 当社以外 ☐ いいえ	今回のお申し込みの際、既に契約者様が契約している生命保険で保険料の自動振替貸付を適用して自動的に保険料をお立て替えし、ご契約を有効に継続されたか、その予定がありますか。
⑤	④がはいの場合 ☐ はい ☐ いいえ	保険料のお払い込みがないまま一定の猶予期間を過ぎた場合、自動振替貸付を適用し、解約返戻金の範囲内で当社所定の利率(複利)により自動的に保険料をお立て替えしご契約を有効に継続させること、また保険金や解約返戻金等のお支払時には自動振替貸付の元利金が差引清算されることを理解しています。

年収についてのご確認

⑥ 個人のお客さま

契約者の年収は右記のとおりです。

万円(税込)

適合性についてのご確認

外貨建保険・積立利率更改型一時払終身保険(23)・変額保険にお申し込みの方のみ以下の⑦～⑨にご回答ください。

個人のお客さま	個人・法人のお客さま
契約者世帯についての、金融資産は以下のとおりです。 ☐ 100万円未満 ☐ 100万～500万円未満 ☐ 500万～1,000万円未満 ☐ 1,000万～3,000万円未満 ☐ 3,000万～5,000万円未満 ☐ 5,000万～1億円未満 ☐ 1億円以上(億円)	これまで購入したことのある金融商品については以下☑印の項目のとおりです。(複数回答可) あり(今回のお申し込み分は含まない) ☐ 外貨預金 ☐ 変額保険(変額年金保険含む) ☐ 株式 ☐ 外貨建保険 ☐ 公社債 ☐ その他の投資性商品 ☐ 投資信託 () ☐ なし ※なしの場合、上記金融商品の購入経験がないことを踏まえ、当保険商品の仕組み・特徴・リスク等については、説明を受け、内容を理解しています。
⑦	⑧
	保険料に充当する資金は、普通預金等の流動性の自己資金ですか。 ☐ はい ☐ いいえ いいえの場合 充当する資金が、以下のいずれかの金融商品の満期金や解約返戻金であるかをご確認いただき、該当するものに☑をしてください。(複数回答可) ☐ 定期預金等 ☐ 投資信託 ☐ 外貨預金 ☐ 変額保険(変額年金保険含む) ☐ 株式 ☐ 外貨建保険 ☐ 公社債 ☐ その他投資性商品 ☐ 上記の金融商品から資金を充当する場合は商品によりリスクが異なることを理解しています。
	⑨

3 FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)自己宣誓欄

お客さまご自身でチェックしてください

契約者様(親権者・成年後見人様等)が下記の項目の内容をご確認のうえ、☑をしてください。

※特定米国人または米国人所有の外国事業体に該当する場合は、下記へのチェックは不要です。ライフプラン・コンサルタントまで申し出ください。

- ☐ 私は「重要なお知らせ(重要事項説明書)」の「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)について」に記載されている、米国の外国口座税務コンプライアンス法における特定米国人または米国人所有の外国事業体ではありません。

当社は保険料を現金または小切手で預かりすることや、個人名義の口座など保険会社名義以外の口座にお振り込みを依頼することは一切ございません。また、保険契約とは関係のない投資や出資等の勧誘をすることはありません。

●ご確認日

20 年 月 日

上記①、②の内容について確認・了知したうえで、今回の保険を申し込みます。

また、米国の外国口座税務コンプライアンス法に関し、上記③に記入した内容に相違ないことをここに宣誓します。

契約者様ご署名

契約者様自身がご署名ください

親権者・成年後見人様等ご署名

親権者・成年後見人様等自身がご署名ください

重要なお知らせ(教弘用)

新契-554(25.06) TE

M-Code

所長(支社長)署名欄

上記内容について確認しました。

所長(支社長)

<自署>

取引時確認報告書

FATCA「特定米国人」・「米国人所有の外国事業体」に関する示唆情報の報告

申込手続きや取引時確認の際に、契約者(加入者)が「特定米国人」または「米国人所有の外国事業体」であることを示唆する情報を得ましたか。

- ☐ 示唆情報は得ていません。
☐ 示唆情報を得ました。別途「納税者番号報告書 兼 IRSへの情報開示に関する同意書」または「非米国税務義務者申告書」のどちらかを提出します。

取引時確認は、個人申込か法人申込かによって確認方法が異なります。

- 個人申込(個人事業主含) → **A** の 確認日時・【現住所確認】・(1) / **B**
● 法人申込(個人事業主除く) → **A** の 確認日時・【現住所確認】・(2) / **B** / **C**

A 契約者(加入者)について、【現住所確認】を記入のうえ、(1)または(2)を記入してください 確認日時 20 年 月 日 (午前/午後) 時 分

【現住所確認】個人申込・法人申込 共通報告事項

本人確認書類の現住所は、契約者(加入者)通信先と一致していますか。

☐ 一致しています

※法人申込(個人事業主除く)の場合は、本店または主たる事務所の所在地と同一であることを確認してください。本店または主たる事務所の所在地と一致しない場合はお引き受けできません。

☐ 一致していません →

本人確認
書類の
現住所

〒

(1)個人申込(個人事業主含)

①本人確認書類と特定事項を記入してください。

※マイナンバー、各種資格確認書の被保険者記号・番号および保険者番号、基礎年金番号は記入しないでください。

☐ 運転免許証	免許証番号														
☐ パスポート	旅券番号														
☐ マイナンバーカード	発行者	市・区・町・村・長		有効期限	20	年	月	日							
☐ 各種 資格確認書※1 健康保険証	書類名称				交付年月日		年	月	日						
	発行主体 (保険者名称)														
☐ その他※1	書類名														
	発行者・記号等														

※1 資格確認書などの顔写真のない証明書で、証明書もしくは補完書類を追加でご提示いただいた場合は、「その他」に記入してください。

②本人確認書類により外国人であることが判明した場合、下記を記入してください。

【通称名使用の有無】 ☐ 通称名使用の場合、本国名と通称名を使用する理由を下記に記入してください。

- ☐ 通称名使用 →
☐ 本国名使用

(2)法人申込(個人事業主除く)

本人確認書類

事業内容確認書類※2

確認書類	☐ 登記簿謄(抄)本	☐ 登記簿謄(抄)本
	☐ 印鑑登録証明書	☐ 定款(原本確認済のもの)
	☐ その他()	☐ その他()
特定事項	記号・番号等	記号・番号等
	発行者	発行者

※2 事業内容は取扱報告書に記入してください。

B 個人申込は親権者・後見人等について、法人申込は手続担当者について記入してください 確認日時 20 年 月 日 (午前/午後) 時 分

※個人申込(個人事業主含)の場合、親権者・後見人等がいる場合のみ、面会したうえで記入してください。

①～⑥について、本人確認書類をご提示いただき、記入してください。⑤は法人申込(個人事業主除く)の手続担当者の場合のみ記入が必要です。

※マイナンバー、各種資格確認書の被保険者記号・番号および保険者番号、基礎年金番号は記入しないでください。

①氏名													
②生年月日	大・昭・平・令	年	月	日									
③住所	☐ 契約者(加入者)通信先と同じ 〒 ☐ 右記のとおり →												
④契約者(加入者)との関係 または役職													
⑤手続担当者であることの 確認方法	法人の場合のみ記入	☐ 面会(本店または営業所等で面会した) ☐ 電話(顧客電話番号に電話をして手続担当者と話をした) ☐ その他()											

⑥ご提示いただいた本人確認書類と特定事項													
☐ 運転免許証	免許証番号												
☐ パスポート	旅券番号												
☐ マイナンバーカード	発行者	市・区・町・村・長		有効期限	20	年	月	日					
☐ 各種 資格確認書※3 健康保険証	書類名称				交付年月日		年	月	日				
	発行主体 (保険者名称)												
☐ その他※3	書類名												
	発行者・記号等												

※3 資格確認書などの顔写真のない証明書で、証明書もしくは補完書類を追加でご提示いただいた場合は、「その他」に記入してください。

法人申込(個人事業主除く)の場合、**C** 実質的支配者について確認してくださいへ進んでください。

C 実質的支配者※4について確認してください 確認日時 20 年 月 日 (午前/午後) 時 分

(1)実質的支配者の 確認	ア	☐ 上場企業(以下確認不要)	イ	☐ 今回申込みが右記に該当しない場合(以下確認不要)	ウ	実質的支配者が存在することを申告等により確認(以下確認・報告が必要。(2)へ)
		☐ 上場企業以外(確認「イ」へ)		☐ 今回申込みが右記に該当する場合(確認「ウ」へ)		
実質的支配者 養老保険、変額保険(有期型)、米国ドル建リタイアメント・インカム、積立利率更改型一時払終身保険(23)						

※4 実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある自然人をいいます。

(2)実質的支配者 について ※4名からは 複数枚提出 してください。	氏名	生年月日	住所	確認方法・書類名	契約者との関係
	①氏名	大・昭・平・令	〒	☐ 申告 ☐ 書類	①～④の優先順位で判定 ☐ ①50%超の議決権等※5を有する者
	②氏名	大・昭・平・令	〒	☐ 申告 ☐ 書類	☐ ②①がない場合25%超の議決権等※5を有する者
	③氏名	大・昭・平・令	〒	☐ 申告 ☐ 書類	☐ ③支配的な影響力(出資・融資・取引)を有する者 ☐ ④法人を代表しその業務を執行する者

※5 議決権等とは、法人の種類によりつぎのとおり読み替えます。 ■資本多数決法人…議決権 ■資本多数決法人以外の法人…事業から生ずる収益の配当や財産の分配を受ける権利

- 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもつき、本人(法人)に相違ない旨確認しました。また、ハイリスク取引※6の該当有無についても確認しました。
●本人確認書類(原本)の提示を受け、記入された氏名(名称)・生年月日・住所(所在地)により、本人(法人)であることおよび住所(所在地)は現在のものであることに相違ない旨、確認しました。
●FATCAにおける「特定米国人」・「米国人所有の外国事業体」に関する示唆情報の有無を確認しました。
確認結果は上記 ① に報告したとおりです。

● ライフプラン・コンサルタント(自署)

● 確認日 20 年 月 日

※6 ハイリスク取引とは、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を指し、具体的には下記に該当する場合をいい、これらに該当する場合は「ハイリスク取引に関する取扱報告書」を提出する必要があります。
●過去の取引の際に確認した、契約者(加入者)または親権者・後見人等・手続担当者になりすましている疑いのある顧客との取引
●過去の取引時確認の際に、契約者(加入者)または親権者・後見人等・手続担当者が確認事項を偽っていた疑いのある顧客との取引
●イランまたは北朝鮮に居住・所在する顧客等との取引
●外国 PEPs(重要な公的地位を有する者)との取引

お申し込みの際のご確認事項

宛先：ジブラルタ生命保険株式会社

1 重要事項説明完了確認書

お客さまご自身でチェックしてください

これまでの説明状況等を確認させていただきます。契約者様(親権者・成年後見人様等)が下記の項目の内容をご確認のうえ、☑をしてください。

重要事項についてのご確認

- ☐ 保険契約の申し込みにあたり、貴社のライフプラン・コンサルタント(生命保険募集人)から、契約概要・注意喚起情報等が記載された重要なお知らせ(重要事項説明書)を受領のうえ、その内容について説明を受け、理解しました。また、販売資料(パンフレット、設計書等)に税務に関する記載がある場合、提案時点の税制に基づくものであり、将来変更される可能性があることを理解しました。

個人情報の取扱いについてのご確認

- ☐ 「個人情報の取扱いについて」の説明を受け内容を確認し、機微(センシティブ)情報の取扱い、個人情報の第三者提供および契約締結に至らなかった場合や契約消滅後の個人情報の保持について同意します。

2 お申し込みの際の確認書

お客さまご自身でチェック・ご記入ください

保険契約のお申し込みにあたり、既にご契約されている他の保険契約の現況と、適合性について確認させていただきます。

契約者様(親権者・成年後見人様等)が下記の項目の内容をご確認のうえ、☑・ご記入ください。

他の保険契約についてのご確認

①	はい→ ☐ 当社 ☐ 当社以外 ☐ いいえ	今回のお申し込みの際、既に契約者様が契約している当社または他社の生命保険の貸付金を保険料に充当する予定はありますか。
②	はい→ ☐ 当社 ☐ 当社以外 ☐ いいえ	今回のお申し込みの際、既に契約者様が契約している当社または他社の生命保険の解約・払済保険変更・減額を行ったか、行う予定がありますか。
③	②がはいの場合 ☐ はい ☐ いいえ	保障を見直す方法として、既に契約している生命保険の解約・払済保険変更・減額等を行って、新たな生命保険に契約する場合の不利益な事項について理解しています。また、他の方法として追加契約や特約中途付加等があることを理解しています。
④	はい→ ☐ 当社 ☐ 当社以外 ☐ いいえ	今回のお申し込みの際、既に契約者様が契約している生命保険で保険料の自動振替貸付を適用して自動的に保険料をお立て替えし、ご契約を有効に継続されたか、その予定がありますか。
⑤	④がはいの場合 ☐ はい ☐ いいえ	保険料のお払い込みがないまま一定の猶予期間を過ぎた場合、自動振替貸付を適用し、解約返戻金の範囲内で当社所定の利率(複利)により自動的に保険料をお立て替えしご契約を有効に継続させること、また保険金や解約返戻金等のお支払時には自動振替貸付の元利金が差引清算されることを理解しています。

年収についてのご確認

⑥ 個人のお客さま	契約者の年収は右記のとおりです。		万円(税込)
-----------	------------------	----------------------	--------

適合性についてのご確認

外貨建保険・積立利率更改型一時払終身保険(23)・変額保険にお申し込みの方のみ以下の⑦～⑨にご回答ください。

個人のお客さま	個人・法人のお客さま
契約者世帯についての、金融資産は以下のとおりです。 ⑦ ☐ 100万円未満 ☐ 100万～500万円未満 ☐ 500万～1,000万円未満 ☐ 1,000万～3,000万円未満 ☐ 3,000万～5,000万円未満 ☐ 5,000万～1億円未満 ☐ 1億円以上(億円)	⑧ これまで購入したことのある金融商品については以下☑印の項目のとおりです。(複数回答可) あり(今回のお申し込み分は含まない) — ☐ 外貨預金 ☐ 変額保険(変額年金保険含む) ☐ 株式 ☐ 外貨建保険 ☐ 公社債 ☐ その他の投資性商品 ☐ 投資信託 () ☐ なし ※なしの場合、上記金融商品の購入経験がないことを踏まえ、当保険商品の仕組み・特徴・リスク等については、説明を受け、内容を理解しています。
	⑨ 保険料に充当する資金は、普通預金等の流動性の自己資金ですか。 ☐ はい ☐ いいえ ↓ いいえの場合 充当する資金が、以下のいずれかの金融商品の満期金や解約返戻金であるかをご確認いただき、該当するものに☑をしてください。(複数回答可) ☐ 定期預金等 ☐ 投資信託 ☐ 外貨預金 ☐ 変額保険(変額年金保険含む) ☐ 株式 ☐ 外貨建保険 ☐ 公社債 ☐ その他投資性商品 ↓ ☐ 上記の金融商品から資金を充当する場合は商品によりリスクが異なることを理解しています。

3 FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)自己宣誓欄

お客さまご自身でチェックしてください

契約者様(親権者・成年後見人様等)が下記の項目の内容をご確認のうえ、☑をしてください。

※特定米国人または米国人所有の外国事業体に該当する場合は、下記へのチェックは不要です。ライフプラン・コンサルタントまで申し出ください。

- ☐ 私は「重要なお知らせ(重要事項説明書)」の「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)について」に記載されている、米国の外国口座税務コンプライアンス法における特定米国人または米国人所有の外国事業体ではありません。

当社は保険料を現金または小切手でお預かりすることや、個人名義の口座など保険会社名義以外の口座にお振り込みを依頼することは一切ございません。また、保険契約とは関係のない投資や出資等の勧誘をすることはありません。

●ご確認日
 2 0 年 月 日

上記①、②の内容について確認・了知したうえで、今回の保険を申し込みます。
 また、米国の外国口座税務コンプライアンス法に関し、上記③に記入した内容に相違ないことをここに宣誓します。

契約者様ご署名

契約者様自身がお署名ください

親権者・成年後見人様等ご署名

親権者・成年後見人様等自身がお署名ください

個人情報の取扱いについて

この「個人情報の取扱いについて」は、当社生命保険契約への申込（以下、本申込といいます）に伴い当社が取得・利用する個人情報の取扱いについて記載したものです。以下の取扱内容についてご確認のうえ、「機微（センシティブ）情報の取扱い」「個人情報の第三者提供」「契約締結に至らなかった場合や契約消滅後の個人情報の保持」について同意願います。

※本申込において取得・利用する個人情報とは、申込書、告知書等診査関係書類、口座振替依頼書、その他の付属書類を含み各種保険契約のお申込時のすべての書類（ライフプラン・コンサルタントの情報端末による電子申込手続きの場合を含む）や、口頭等により取得する個人情報および既に取得している情報をさします。

■利用目的について

当社は、生命保険業に伴って取扱う個人情報につきましては、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、以下の目的のために取得・管理・利用いたします。なお、本籍地・医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

■機微（センシティブ）情報の取扱いについて

当社は、個人情報のうち、医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報につきましては、特に厳重な取扱いを行い、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金のお支払い、保険商品の開発、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲で、取得、利用または第三者提供をいたします。取得した機微（センシティブ）情報等の個人情報は、担当部門以外に、業務上適切な範囲で、契約者（加入者）・被保険者・生命保険募集人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微（センシティブ）情報等の個人情報には、既に取得しているものも含まれます。また、お申込内容の確認等をさせていただくことがありますが、被保険者様の機微（センシティブ）情報等の個人情報について契約者（加入者）様より取得する場合があります。

■個人情報の第三者提供について

●再保険の利用

当社は、各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受けした保険契約の引受リスクを適切に分散するために、再保険*を行うことがあります。この場合、当社は、再保険会社（外国にある会社を含みます。以下同じ。）が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な契約者（加入者）の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報等、業務を遂行するために必要な個人情報を、再保険会社に提供することがあります。また、提供する個人情報には保険金受取人、指定代理請求人の情報が含まれる場合がございますので、あらかじめ契約者（加入者）様よりご説明・ご了解をいただきますようお願いいたします。なお、再保険会社につきましては随時変更されます。お知りになりたい場合には、当社コールセンターにお問い合わせください。

*再保険会社が、更に、再々保険を行う場合もあります。

●医療機関・その他行政機関等への個人情報の照会・提供

当社は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いのために、医療機関・その他行政機関等へ、業務上必要な範囲で、既に取得していますものも含め、お申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

●保険料などの決済のための金融機関などへの情報の提供

当社は、保険料のお受け取り、保険金のお支払いなどお客さまとの取引の決済のために、あらかじめ特定した利用目的達成のために、業務上必要な範囲で、決済金額、お引落し・お振込口座などの決済に必要な個人情報を、預金取扱金融機関に提供する場合があります。

●団体扱・集団扱等における団体・集団への情報提供

当社は、勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合には、お客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために、業務上必要な範囲で、お申込内容等の個人情報を提供することがあります。

■契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について

当社は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および各種共済（※）とともに、保険契約もしくは共済契約等のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報を（一社）生命保険協会に登録しています。また、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等の解除もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。制度に基づく個人情報の取扱いについての詳細は、当社ホームページまたは「ご契約のしおり」をご参照ください。

（※）契約内容登録制度・契約内容照会制度では、全国共済農業協同組合連合会をさします。支払査定時照会制度では、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会をさします。

■ご契約が締結に至らなかった場合や保険期間終了後等の取扱いについて

当社は、機微（センシティブ）情報を含め、保険契約のお申し込みにおいて取得したまたは既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかったとき、または解約・保険期間満了等により保険契約が消滅した後においても、保持いたします。なお、取得した保険契約申込関連書類等についての返却は原則、行いません。ただし、ご契約が締結に至らなかった場合に限り、返却をご希望される方は、ライフプラン・コンサルタントにお申し出ください。

■お問い合わせについて

当社の個人情報の取扱いについての詳細は、当社ホームページで公表していますので、これをご確認いただくか、担当のライフプラン・コンサルタントまたは当社コールセンターまでお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞



<https://www.gib-life.co.jp/>



教職員のお客さま

0120-37-9419

ご高齢のお客さま

0120-16-7895

受付時間／平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00
（日・祝・年末年始を除く）

為替リスク・投資リスクやご契約にかかる費用のご説明用動画



外貨建保険にかかる為替相場の変動リスク・
変額保険の特別勘定の運用にかかる投資リスク等や
ご契約にかかる費用について動画でご確認いただけます。
お手持ちのスマートフォンやタブレット等で、
二次元コードを読み込みアクセスしてください。

米国ドル建終身保険

契約概要 40

注意喚起情報 70

ドリーム・ゲート

生存給付金特則付米国ドル建終身保険

契約概要 41

注意喚起情報 70

どるフィン

生存給付金特則付米国ドル建終身保険

契約概要 41

注意喚起情報 70

米国ドル建リタイアメント・インカム

米国ドル建年金支払型特殊養老保険

契約概要 42

注意喚起情報 70

米国ドル建終身保険 (低解約返戻金型)

契約概要 45

注意喚起情報 72

米国ドル建介護保障付終身保険 (低解約返戻金型)

契約概要 46

注意喚起情報 72

米国ドル建特定疾病保障終身保険 (低解約返戻金型)

契約概要 48

注意喚起情報 72

積立利率更改型一時払終身保険 (23)

契約概要 50

注意喚起情報 74

新教弘米国ドル建個人年金保険

米国ドル建個人年金保険 (19)

契約概要 18

注意喚起情報 70

変額保険 (有期型)

契約概要 28

注意喚起情報 76



http://www.gib-life.co.jp/st/gaika/movie_heijun.html



https://www.gib-life.co.jp/st/gaika/movie_mowl23_lc.html



http://www.gib-life.co.jp/st/gaika/movie_nenkin.html



https://www.gib-life.co.jp/st/hengaku/movie_risk.html



引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
ホームページアドレス：<https://www.gib-life.co.jp/>

コールセンター
(通話料無料)

教職員のお客さま **0120-37-9419**

ご高齢のお客さま **0120-16-7895**

受付時間／平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00（日・祝・年末年始を除く）